

平成25年度

一般財団法人 建設業振興基金 建設産業情報化推進センター

情報化評議会 活動報告書

平成26年3月

CI-NET[®]

Construction Industry-NETwork 建設産業情報ネットワーク
財団法人 建設業振興基金 建設産業情報化推進センター

ま え が き

一般財団法人 建設業振興基金 建設産業情報化推進センターは、建設産業情報ネットワーク（CI-NET）の恒常的な推進機関として平成4年4月に設立された。本報告書は22年目にあたる平成25年度の活動成果を取りまとめたものである。

活動体制は、情報化評議会の下に、CI-NET 推進上の基本的な方針を審議する政策委員会を置き、さらにその下に実用化推進委員会、標準化委員会、LiteS 委員会、調査技術委員会、広報委員会の5つの専門委員会を置いて具体的な活動を行った。

CI-NET の普及については、平成25年度末（平成26年3月末）の時点で9,771社の企業が実用に至っている。しかし、CI-NET 普及拡大の中心は大手総合工事業者とその協力会社の中に留まり、普及の伸びは緩やかな増加となっている。そこで、「CI-NET 導入および未導入企業に個別ヒアリング等の調査」、「課題分析」を実施し、この結果を踏まえて、平成22年度に平成23～25年度に亘るCI-NET 普及拡大のための3ヵ年活動計画を示した。さらに、平成23年度には、具体的なCI-NET 普及拡大活動に向けて、その重要度、優先度を見極めるための課題の深掘り、検討を実施し、次の対応方針を取りまとめた。

- ① CI-NET 導入検討や利用拡大を目指す企業に対する情報提供
- ② CI-NET 導入・運用に関する簡易な手法の提供、提示
- ③ CI-NET 普及促進の戦略的支援

これら3つの対応方針に基づき、平成24年度は、CI-NET 導入・運用に係るケーススタディの策定、低コスト手法の検討、導入・拡大への関心・意欲のある企業等への支援等を活動を行い、効果的かつ効率的な広報普及活動のためのツールの開発および試行を実施した。

平成25年度は、これらの開発したツールを用いて、広報普及活動を展開することにより、新たなユーザの発掘や利用範囲の拡大を目指すユーザの啓発を図るとともに、これら企業の個別課題解決のための側面支援を体系的に実施した。

これらの活動の結果、CI-NET を導入する総合工事業者は、平成22年度末の14社から平成26年3月末には23社と、9社が新規にCI-NET を導入するに至った。

平成25年度の活動は、会員各位や国土交通省のご支援、ご協力により大きな成果を得ることができた。ご尽力いただいた皆様に深く感謝する。本報告書がCI-NET 推進の一助となることを願うとともに、関係の皆様には今後とも一層のご協力、ご支援をお願い申し上げたい。

平成26年3月

一般財団法人 建設業振興基金
建設産業情報化推進センター

目 次

1. 建設産業情報化推進センター 情報化評議会の活動体制について	1
2. 情報化評議会 活動報告	2
2.1. 活動目的	2
2.2. 活動経過	2
3. 政策委員会 活動報告	3
3.1. 活動目的	3
3.2. 活動経過	3
4. CI-NET の普及拡大に向けた 3 カ年活動	5
4.1. 平成 23～25 年度 CI-NET 普及活動報告	5
4.1.1. 活動方針および実施項目	5
4.1.2. 活動実績	7
4.1.3. 活動結果の評価	16
5. 各専門委員会の活動報告（概要）	19
5.1. 実用化推進委員会の活動報告（概要）	19
5.1.1. CI-NET 導入・運用に係るケーススタディの策定、低コスト手法の検討・普及	19
5.1.2. 導入・拡大への関心・意欲のある企業等への支援	20
5.1.3. CI-NET 会員および CI-NET 企業識別コード登録企業へのメリット供与のあり方検討	21
5.1.4. CI-NET 普及推進のための情報共有・活動方法の検討	21
5.1.5. 設備分野における CI-NET 実用化促進	21
5.2. 標準化委員会の活動報告（概要）	22
5.2.1. CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス	22
5.3. LiteS 委員会の活動報告（概要）	22
5.3.1. CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンス	23
5.3.2. 建築見積業務分野における EDI 化の検討	26
5.3.3. CI-NET 準拠基準（案）の策定	27
5.3.4. 強い暗号化への移行に向けた対応検討	27
5.3.5. 消費税率変更への対応方法検討	28
5.3.6. ebMS 方式の実装規約化	28
5.4. 調査技術委員会の活動報告（概要）	29
5.4.1. CI-NET を取り巻く周囲の電子商取引等に係る調査研究実施	29
5.5. 広報委員会の活動報告（概要）	29

5.5.1.	広く認知してもらうための広報セミナー.....	29
5.5.2.	広報コンテンツの収集と体系的整理および検索システムの構築.....	30
5.5.3.	CI-NET 関連ホームページの改修検討.....	30
6.	各専門委員会活動報告.....	31
6.1.	実用化推進委員会 活動報告.....	31
6.1.1.	活動テーマ.....	31
6.1.2.	活動体制.....	31
6.1.3.	活動経過.....	32
6.1.4.	活動結果.....	35
6.2.	標準化委員会の活動報告.....	46
6.2.1.	活動テーマ.....	46
6.2.2.	活動体制.....	46
6.2.3.	活動経過.....	47
6.2.4.	活動結果.....	47
6.3.	LiteS 委員会.....	50
6.3.1.	活動テーマ.....	50
6.3.2.	活動体制.....	50
6.3.3.	活動経過.....	51
6.3.4.	活動結果.....	53
6.4.	調査技術委員会.....	72
6.4.1.	活動テーマ.....	72
6.4.2.	活動体制.....	72
6.4.3.	活動経過.....	72
6.4.4.	活動結果.....	73
6.5.	広報委員会.....	73
6.5.1.	活動テーマ.....	73
6.5.2.	活動体制.....	74
6.5.3.	活動経過.....	74
6.5.4.	活動結果.....	75
7.	情報化評議会会員名簿.....	87
7.1.	情報化評議会会員（企業、団体）.....	87
7.2.	情報化評議会および各委員会名簿.....	88
7.2.1.	情報化評議会.....	88
7.2.2.	政策委員会.....	92
7.2.3.	実用化推進委員会.....	93
7.2.4.	標準化委員会.....	100
7.2.5.	LiteS 委員会.....	102

7.2.6.	調査技術委員会.....	107
7.2.7.	広報委員会.....	109
7.2.8.	事務局.....	112
8.	資料編.....	117

1. 建設産業情報化推進センター 情報化評議会の活動体制について

平成 25 年度の情報化評議会（CI-NET）の活動体制は下図のとおりである。（敬称略、平成 26 年 3 月現在。）

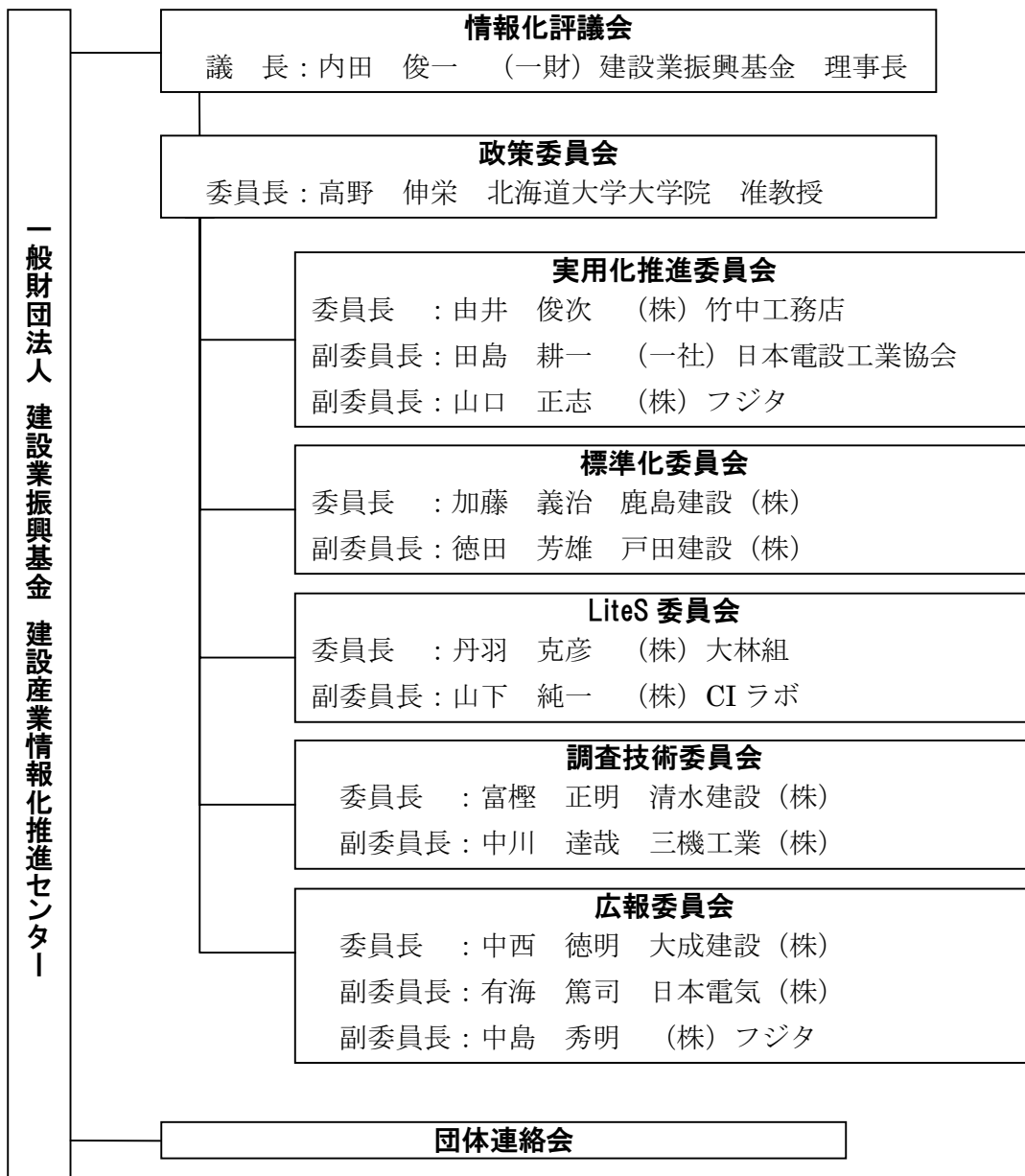


図 1-1 活動体制図

2. 情報化評議会 活動報告

2.1. 活動目的

情報化評議会は、情報化評議会が行うべき事業について審議し、意見を述べる機関として、建設業振興基金内に設置されている。会員および学識経験者のうちから建設業振興基金が委嘱した「情報化評議員」で構成される。

2.2. 活動経過

表 2.2-1 情報化評議会の会議開催記録

開催回	開催日時、場所	主な議題
第1回	平成25年5月16日(木) 14:00～16:00 浜離宮建設プラザ 10階 大会議室	(1)平成24年度情報化評議会 活動報告について (2)平成25年度情報化評議会 活動計画について (3)その他 1)電子証明書に係る報告および CI-NET LiteS 実装 規約準拠基準について 2)設計製造情報化評議会 (C-CADEC) の活動について

3. 政策委員会 活動報告

3.1. 活動目的

情報化評議会の下に、建設産業政策大綱の趣旨に沿って、建設業振興基金が行う支援業務、専門的に検討すべき事項の専門委員会への付託等の CI-NET に係る基本方針を審議する機関として設置されている。学識経験者、国土交通省、業界および会員企業の代表、各専門委員会の委員長により構成される。

3.2. 活動経過

表 3.2-1 政策委員会の会議開催記録

開催回	開催日時	主な議題
第1回	平成 25 年 4 月 24 日 (水) 15:00~17:00 一般財団法人建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1)平成 24 年度情報化評議会 活動報告および事業収支について (2)平成 25 年度情報化評議会 活動計画および事業予算について (3)建築積算メッセージ(データフォーマット)における情報伝達規約の扱いについて (4)その他 1)電子証明書に係る報告 2)CI-NET LiteS 実装規約準拠基準(案) について 3)日立製作所 ASP サービス(TWX-21)について 4)設計製造情報化評議会(C-CADEC)の活動について
第2回	平成 25 年 9 月 11 日 (水) 15:00~17:00 一般財団法人建設業振興基金 2 階 203 会議室	(1) CI-NET 電子証明書の新発行機関への移行について (2) CI-NET 電子証明書の暗号強度化への対応について (3) 消費税率変更に伴う CI-NET の対応について (4) 標準見積書での法定福利費明示に関する対応について

		(5) CI-NET 普及のための次期活動計画について
第3回	平成26年1月22日(水) 15:00~17:00 一般財団法人建設業振興基金 3階301会議室	(1) CI-NET 電子証明書の発行機関移行について 報告 (2) CI-NET 普及のための3ヵ年活動計画(平成26~28年度)について 審議 (3) その他

4. CI-NET の普及拡大に向けた 3 カ年活動

4.1. 平成 23～25 年度 CI-NET 普及活動報告

4.1.1. 活動方針および実施項目

平成 22 年度に策定した、CI-NET 普及拡大に向けた 3 カ年活動計画（平成 23～25 年度）において、平成 23 年度は、普及に向けた以下の 3 つの対応方針を取り纏め、今後の普及活動についての具体的な方向性を示した。

<活動方針 1>

CI-NET 導入検討や利用拡大を目指す企業に対する情報提供

<活動方針 2>

CI-NET 導入運用に関する簡易な手法の提供・提示

<活動方針 3>

CI-NET 普及導入の戦略的支援

これらの 3 つの対応方針に則して、平成 24、25 年度は、CI-NET 広報普及活動に重点を置き活動を行った。

表 4.1-1 CI-NET 普及拡大に向けた 3 カ年活動計画（平成 23～25 年度）の概要

年度	活動実績
平成 23 年度	CI-NET 普及拡大に向けた活動方針として、以下が取り纏められた。 ① CI-NET 導入検討や利用拡大を目指す企業に対する情報提供 ② CI-NET 導入・運用に関する簡易な手法の提供、提示 ③ CI-NET 普及促進の戦略的支援
平成 24 年度	以下の取り組みにより、普及モデル事業を開発（普及のための資料作成および支援の試行的実施）した。 ① CI-NET 導入・運用に係るケーススタディの策定、低コスト手法の検討 ② 導入・拡大への関心・意欲のある企業等への支援
平成 25 年度	平成 24 年度に開発したモデル事業を、各地域、各業種・業態、各事業規模等の企業へ水平展開した。

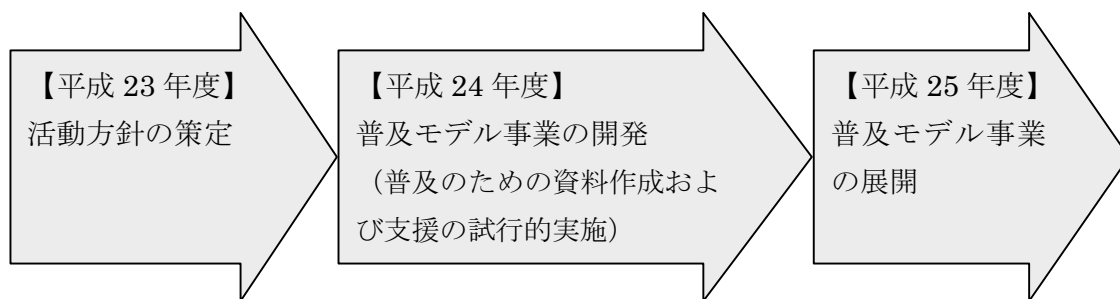
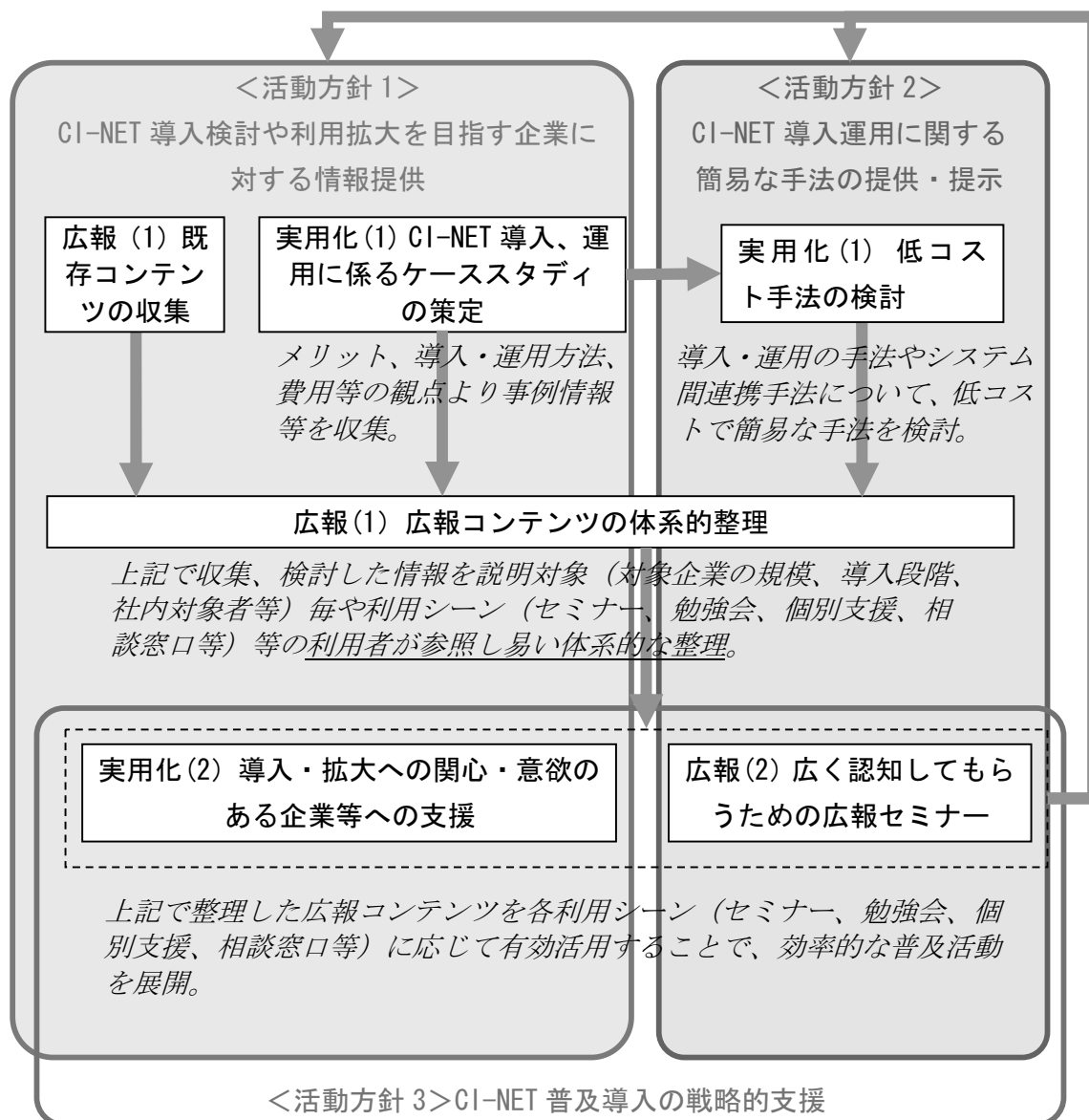


図 4-1 CI-NET 普及拡大に向けた 3 ヶ年活動計画のフロー

3 ヶ年活動の実施に際しては、主に実用化推進委員会および広報委員会が中心となり、連携して、表 4.1-1 に示す活動を行った。図 4-2 に、広報普及活動に向けた実用化推進委員会、広報委員会の活動および連携を示す。



注 1: (実用化(n)) は実用化推進委員会の活動項目、(広報(n)) は広報委員会の活動項目を表す。
注 2: <活動方針 1、2、3>は、平成 23 年度に取り纏めた「活動方針」を指す。

図 4-2 広報普及活動に向けた実用化推進委員会、広報委員会の活動および連携

4.1.2. 活動実績

4.1.2.1. 活動概況

平成 23～25 年度普及活動における活動概況を表 4.1-2 に掲載する。3 カ年の普及活動を通じて、広報セミナーは 12 回開催し、参加企業は 184 社 234 名であった。また、勉強会は 13 社を対象に 7 回開催した。その他、個別支援を 27 社に対して実施している。

なお、普及活動に際しては、表 4.1-3 に挙げる平成 23～25 年度普及活動において確立した手法および開発したツールを活用した。

表 4.1-2 活動概況一覧

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ⇒	フォロー活動⇒	セミナー開催⇒	フォロー活動⇒	勉強会開催⇒	フォロー活動⇒	導入企業における進捗状況
北海道	広	土木技術会・建設マネジメント研究会 経営革新小委員会	高野先生経由の依頼。 高野政策委員会委員長が建設マネジメント研究会委員長		2013/8/29 建設経営革新小委員会主催セミナーにて広報セミナー開催(札幌)民間企業11社、北海道開発局、北海道庁等合計33名参加)				
	個1	土屋ホールディングス							2013/8/30 導入後のフォロー
	個2	1社	2013/8/30 CI-NET 説明訪問						
宮城県	個1	橋本店	2013/3CI-NET 導入を公表	2013/3 社長を訪問		→→→	→→→	→→→	2013/3/15 導入発表。 2013/7 段階的運用開始(76社、うち新規36社)
	勉	公共工事品質確保協会(9社)	2013/3 上記企業からの発案により活動開始	2013/49 社(上記の1社を含む)訪問	※9社の導入・導入検討が進捗する段階で、建設業協会と連携した勉強会を実施	→→→	2013/6/10 勉強会開催(9社参加) 2013/7/23 勉強会第2回導入検討担当者対象に開催(8社参加) 2013/8/20 勉強会第3回、1社参加にて開催	2013/12/16 勉強会参加担当者が入院のため稟議遅延	
新潟県	広	建設業協会	2012/8 新潟県内総合工事業者3社による合同導入により活動開始	→→→	2013/2 広報セミナー開催(34社37名参加)	2013/5 関心のある会社(3社)と地域5大企業(1社)を個別訪問	2013/7/31 県協会巻支部で勉強会実施(3社参加)	12/16 他社動向様子見とする ↑	
	個1	1社	以前よりCI-NET 関心あり	ベンダ営業					

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ⇒	フォロー活動⇒	セミナー開催⇒	フォロー活動⇒	勉強会開催⇒	フォロー活動⇒	導入企業における進捗状況
石川県	個	石川県総合建設業協同組合	2013/11/8 いしけんeコマースについてヒアリング。みつほ工業㈱と取引先 40 社程度で運用中						
長野県	広	建設業協会	2013/2 協会来訪時にCI-NETを紹介	2013/2 支部長会合にてセミナー開催を申し入れ	2013/12/19 広報セミナー開催(31社31名参加)				
	個1	1社	2013/4 ベンダ主催研究会を通じてCI-NET紹介を依頼	2013/4 購買部へCI-NETの説明実施					
	広	長野県	2014/1/30 長野県庁へ説明						
茨城県	個1	1社	2013/7/3 担当者が経営層より導入に関し検討するよう指示あり	2013/7/18 CI-NET説明 2013/8/8 社内システム改善構想より開始する、電子商取引導入は、まずは棚上げ					
東京都	広	(一社)日本埋立浚渫協会	2012 セミナー開催を依頼	→→→	2012/11 部会にて広報セミナー開催(11社11名参加)	2013/7/25 1社に説明、社内検討を行う意向			
	広	(一社)日本ツバーバイフォー建築協会	2012 セミナー開催を依頼	→→→	2012/12 広報セミナー開催(6社6名参加)	2013/5 1社より問合せ受け、CI-NET説明実施			
	個1					2013/11/14 工務部と上位10社で始めようと話している。 2014/2/20 説明日程調整の回答待ち			

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ⇒	フォロー活動⇒	セミナー開催⇒	フォロー活動⇒	勉強会開催⇒	フォロー活動⇒	導入企業における進捗状況
	個2	1社	2013/10/22 購買部等に CI-NET 説明						
	個3	1社	2013/10/23 購買部等に CI-NET 説明。ERP は NECX プランナー？業者と は Excel で。						
	個4	1社	2013/12/4 請負工事のほとんど はメンテナンスなので 契約金額が100万未 満のものが多い。受 注者側は個人も多い ので、導入に係る負 担費用がネックとなる 2014/1/14 業務システムベンダ と業務・電子商取引 の共同提案説明						
	個5	1社	2013/12/6 建設クラウド(4社共 同開発システム)を来 年導入するので、状 況が落ち着いたら改 めて情報システム部 と一緒に話を聞きた い						
埼玉県	広				2014/1/16 広報セミナー「建設 産業における電子 商取引」埼玉県電 業協会主催(20社 20名参加)				
神奈川県	広	建設業協会	2013/2 CI-NET 説明、広報セ ミナー開催を依頼	→→→	2013/7/17 広報セミナー開催 (9社9名参加)				

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ⇒	フォロー活動⇒	セミナー開催⇒	フォロー活動⇒	勉強会開催⇒	フォロー活動⇒	導入企業における進捗状況
	個1	小俣組							2013/4/24 導入発表。3月取引先20社開始、8月より拡大予定。 2013/10/10 事例作成用ヒアリング
	広	横浜建設業協会	2013/8/28 広報セミナー開催を依頼したが、集客の目処が立たず断念。勉強会など他の方法にてアプローチ予定						
静岡県	広	建設業協会	発注業務における状況調査により、関心度が高い地域と判断	2013/2~5 協会にセミナー開催を申し入れ新聞社に開催案内記事依頼	2013/6/7 広報セミナー開催(9社11名参加)	2014/2/7 浜松地区で個別1社訪問			
愛知県	勉	アイシン開発	2012/12 CI-NET 説明の依頼受け	→→→	→→→	→→→	2013/2~3 勉強会(計3回)開催	→→→	2013/6/28 導入発表。2014/4 目処に導入予定
	個1	近藤組	2013/4 広報セミナー参加						2013/5/28 導入発表。11月15 社と試行、2014/4見 積・注文・出来高請 求業務を本稼働
	広	建設業協会	発注業務における状況調査により、関心度が高い地域と判断	2013/2~3 協会にセミナー開催を申し入れ	2013/4 県建設業協会にて 広報セミナー開催 (19社29名参加) 2013/10 土木委員会にて広 報セミナー開催(8 社8名参加)	2013/7/23 関心のある会社 にアプローチ 2社訪問(1社継続 フォロー、1社社 導入に向けて前 向き)			
	個2	350社アンケート 企業	2013/4 広報セミナー参加	→→→	→→→	2013/7/23 1社(概要説明) 継続フォロー) 11/18、12/11			

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ⇒	フォロー活動⇒	セミナー開催⇒	フォロー活動⇒	勉強会開催⇒	フォロー活動⇒	導入企業における進捗状況
大阪府	個3	350社アンケート企業	2013/4 広報セミナー参加	→→→	→→→	→→→		2013/7/23 2013/10/2 説明	
	個4	350社アンケート企業	2013/4 広報セミナー参加	→→→	→→→	→→→		2013/10/2 導入検討開始意向	
	個5	350社アンケート企業	2013/4 広報セミナー参加	→→→	→→→	→→→		2013/7/29 1 社(注文/注文請けから導入検討前向き) 2014/1/27 実施 企業の近藤組にヒアリング	
	個6	350社アンケート企業	2013/4 広報セミナー参加	→→→	→→→	→→→		2013/11/18 説明	
	個7	350社アンケート企業	2013/4 広報セミナー参加	→→→	→→→	→→→		2013/11/19 説明	
	個8	350社アンケート企業	2013/4 広報セミナー参加	→→→	→→→	→→→		2013/10/16 トップの了承済みで準備を進めている。進め方を検討中で、具体には至っていない	
	個9	350社アンケート企業						2013/12/11 鉄道軌道事業(メテナンス工事が1/3あり、少額で、2/3を電子化率70%としても全社で約40%程度の電子商取引年必ず、メリットが小さいと想定)	
	個10	350社アンケート企業						2013/10/17 時期尚早	
	広	建設業協会	2013/5 電子商取引研究委員会立ち上げ			2013/6/19 建設業協会/電子契約部会でCI-NET説明(9社9名参加)		2014/2/4 鴻池組(大阪本社)に総合工事業者建設業協会員が見学	
	個1							2013/6/18 他社 睨み	

地域	区分	対象企業・団体	アプローチ⇒	フォロー活動⇒	セミナー開催⇒	フォロー活動⇒	勉強会開催⇒	フォロー活動⇒	導入企業における進捗状況
	個2								
広島県	個1	1社	2013/5 購買部よりCI-NET 検討の要請受け	2013/5 CI-NET 説明資 料一式を送付 2013/8/26 導入 を検討中		2013/6/18 他社 睨み 2013/11/26 平成27年4月に 社内システム稼 働予定。併せて CI-NETを導入す る予定			2015/4 導入予定
福岡県	広	建設業協会	2012/7 定例会にてCI-NET 説明実施 2013/1 デモ実施の要請受け	2013/7/11 建設業協会内 の福岡建設協 力会会長に CI-NET 説明、 試行のための 導入					
	広	建設業協会 久留米支部	建設業協会の紹介	→→→	2013/11/6 広報セミナー(17社 30名参加) →→→				
	個1	350社アンケート 企業	→→→	→→→		2013/11/6 説明 2013/11/21 以前からCI-NET は認識していた 長年使用してい る基幹システムと の連携により社 内の混乱すること と協力会社の現 況により未導入			
佐賀県	個1	350社アンケート 企業	→→→	→→→					

これらの活動の結果、CI-NET を導入する総合工事業者は、平成 22 年度末の 14 社から平成 26 年 3 月末には 23 社と、9 社 が新規に CI-NET を導入している。

4.1.2.2. 成果物

平成 23～25 年度普及活動において確立した手法および開発したツールは、以下のとおりである。なお、4.1.2.1 に示す平成 23～25 年度普及活動に際しては、これらの手法およびツールを活用して実施している。

表 4.1-3 平成 23～25 年度普及活動において確立した手法および開発したツール

確立した手法 (成果物の活 用の場)			開発したツール等		成果物の形態				
広 報 セ ミ ナ ー	勉 強 会	個 別 対 応	分類	成果物の名称	冊 子	リ ー フ レ ット	ツ ー ル	そ の 他 の 公 開 資 料	内 部 資 料
●			手法の実施手 順、体制等	広報セミナー案内				○	
●				実施方法及び活用資料一覧					○
	●			建設業電子商取引 導入支援「勉強会」のご紹介		○			
	●			勉強会の実施方法及び活用資料一覧					○
●	●	●		普及推進のための情報共有・活動体制図					○
●				CI-NET 導入検討について相談できるベンダ企業紹介(一覧)		○			
●				CI-NET 概要紹介	国土交通省における電子商取引への取り組みについて	○			
●			CI-NET による電子商取引		○				
●			CI-NET による電子商取引パンフレット			○			
●			事例	電子商取引の導入・運用事例	○				

確立した手法 (成果物の活 用の場)			開発したツール等		成果物の形態				
広報 セミナー	勉強 会	個別 対応	分類	成果物の名称	冊 子	リ ー フ レ ット	ツ ー ル	そ の 他 の 公 開 資 料	内 部 資 料
●				CI-NET 導入プレスリリース				○	
	●		CI-NET 導入ガイド	建設産業における電子商取引～発注者の CI-NET 導入に向けた具体的手順(国土交通省)	○				
	●			CI-NET 導入ガイド	○				
	●			プロセス図(現行業務図・CI-NET 適用時想定図)	○				
	●		稟議書作成支援	CI-NET 導入稟議書雛形	○				
	●			電子商取引導入効果シミュレーション			○		
●			スモールスタート	「スモールスタート」で安価・簡易に CI-NET 導入		○			
	●			CI-NET 導入・利用概算費用表(導入タイプ別)及び社内システム修正事例	○				
		●		社内システムと CI-NET の連携方法		○			
		●		CI-NET サービス(ASP 等)の注文・注文請け作成・送信画面イメージ		○			
		●	検索システム	CI-NET 関連資料の分類属性シート					○
		●		CI-NET 関連資料検索システム			○		
●			付加価値のアピール	建設業における法令遵守の徹底 -法令遵守の観点からの電子商取引のすすめ-		○			

確立した手法 (成果物の活 用の場)			開発したツール等		成果物の形態				
広 報 セ ミ ナ ー	勉 強 会	個 別 対 応	分類	成果物の名称	冊 子	リ ー フ レ ット	ツ ー ル	そ の 他 の 公 開 資 料	内 部 資 料
		●		電子契約に係るガイドライン(技術的基準、施工体制台帳)と CI-NET の関係		○			
		●		CI-NET の 導入メリット (受注者向け)		○			

また、これらの開発ツールを対象として、既存の資料を含め、CI-NET の導入・拡大を検討する際に参考となる資料を効果的かつ的確に提供するための「検索システム」を構築した。

4. 1. 3. 活動結果の評価

4. 1. 3. 1. 成果の有効性評価

普及モデル事業の開発・展開における主な成果として、以下のものが挙げられる。

普及ツールとして、ケーススタディの策定を行い、リーフレットや雛形など提供資料を充実することができた。これらの資料を各企業の関心テーマ等に応じて適宜組み合わせ使用分けすることで、効果的に活用することができた。

低コストでの導入手法（スモールスタート）を確立し、リーフレットとして整理して、普及活動で積極的に展開した。平成 24～25 年度に新規に導入した企業は、いずれも「スモールスタート」で実施しており、「スモールスタート戦略」は成功した。

平成 24 年度に、完工高 50 億円以上の企業（総合工事業者 351 社）を対象に「発注業務における電子商取引に関する調査」を実施し、見込みのある企業や地域の絞り込み等に活用した。

広報セミナーから勉強会へとステップアップするアプローチおよび個別支援との組合せ等による支援手法を確立し、実施要領および関連資料を整備することができた。これらを活用し、平成 25 年度は、広報セミナー9 箇所（133 社参加）、勉強会 2 箇所（延べ 4 回）（12 社参加）を開催し、関心度の高い地域での広報セミナーの開催はほぼ終了するところである。

WG 活動等で、広報セミナー、勉強会等の活動状況を共有し、活動を通じて明確になった課題を整理し、課題解決に向けた取り組みを検討、改善するサイクルを有効にまわすことができた。

これらの活動の結果、CI-NET を導入する総合工事業者は、平成 22 年度末の 14 社から平成 26 年 3 月末には 23 社と 9 社増加し、さらに平成 26 年度に向け 2 社が導入準備を行っている。特に、これまで地域総合工事業者の利用がなかった新潟県、愛知県等の地域でも、CI-NET を導入する企業が出現している。

本実績を踏まえ、平成 26～28 年度活動計画においても、平成 23～25 年度活動を通じて確立したこれらの手法および開発したツール等を活用した普及モデル活動を継続すべきと考えられる。

4.1.3.2. 今後の活動に向けた課題

一方、企業識別コードの取得企業数は、平成 22 年度末の 9,435 社から平成 25 年度末で 9,771 社と 336 社と緩やかな増加であるため、8 地域を重点地域と設定し、広報セミナーを開始し、広報セミナー参加者のステップアップとして勉強会開催で理解を深める戦略とした。その上で地域の特性や参加企業の規模など、考慮すべき課題が把握できた。

以下に、今後の活動計画に反映させるべき課題を記載する。

(1) 新規 CI-NET 利用企業(新規に企業識別コードを取得する企業)

- 平成 25 年度より本格実施した「スモールスタート戦略」では、10 社程度の既に CI-NET を利用している取引先とスタートすることが多く、短期的な登録企業数の増加には繋がらなかった。また、大手総合工事業者に比べて、取引先にとっての依存度が低く、地域ゼネコンを巻き込んだ展開により、導入に対するインセンティブを高めることが必要と考えられる。
- 地域企業を対象とした普及活動に関して、地域展開に対する活動基盤が弱く、アプローチの緒とした関係団体に CI-NET が浸透していない、等により、十分な活動が行えなかった地域があった。
- 電子商取引基盤に着目すると、平成 24 年度実施の電子商取引に関する調査で検討見込みの多い首都圏所在の企業へのアプローチが必要と考えられる。

(2) CI-NET 利用拡大企業(すでに企業識別コードを取得している企業)

- 中堅総合工事業者および地域総合工事業者の多くは、電子化率は 30～50%以下にとどまっており、その拡大には予想以上に時間がかかっている。社内展開に対する推進役がないなど、負荷をかけられない状況の中で、利用範囲を拡大するための取り組みが求められる。
- 企業識別コードに対する 3 年毎の更新率が 88%前後で推移しており、未更新企業数は増加傾向にある。更新率を向上させることは、利用企業数の増加に繋がる。

(3) CI-NET 普及のための方法

- 広報セミナーから勉強会へとステップアップによる普及活動は、企業の検討状況や地域の他企業の関心度等も関係するため、必ずしも一律の対応とはならず、潜在ニーズのある企業に対して地域の実情に即した工夫（個別支援を組み合わせた中長期的なフォロー等）が必要である。
- 普及活動における課題の共有、解決に向けた改善サイクルは継続する必要がある、メリットの提示など、引き続き検討すべき課題がある。

4.1.3.3. 平成 26～28 年度 CI-NET 普及活動計画案の作成

平成 23～25 年度 CI-NET 普及活動に対する「4.1.3 活動結果の評価」を踏まえて、以下の 3 つの活動方針（案）を掲げる平成 26～28 年度 CI-NET 普及活動計画案を作成した。これに基づき、今後も引き続き、CI-NET のさらなる普及拡大を目指すこととした。

<活動方針（案）>

- CI-NET 導入の可能性が高い地域および首都圏での新規利用企業の拡大
- すでに CI-NET を導入している企業（総合工事業者、取引先）に対する利用範囲拡大の支援
- 新たなメリットの創出のための中長期的な課題の検討

5. 各専門委員会の活動報告（概要）

5.1. 実用化推進委員会の活動報告（概要）

<主な活動テーマ>

- ① CI-NET 導入・運用に係るケーススタディの策定、低コスト手法の検討・普及
- ② 導入・拡大への関心・意欲のある企業等への支援
- ③ CI-NET 会員および企業識別コード登録企業へのメリット供与のあり方検討
【新規】
- ④ CI-NET 普及推進のための情報共有・活動方法の検討 【新規】
- ⑤ 設備分野における CI-NET 実用化促進

5.1.1. CI-NET 導入・運用に係るケーススタディの策定、低コスト手法の 検討・普及

5.1.1.1. CI-NET 導入・運用に係るケーススタディの策定

過年度調査にて、社内で新たな情報化、業務改革等を進めるプロジェクトにあたり、既に CI-NET 導入・実施済みの企業の取り組みは参考になるとの意見が多数聞かれたことを踏まえ、平成 24 年度より、主に中堅建設業および地域建設業の企業への普及促進を目的として、CI-NET 導入のケーススタディ（成功事例の調査・研究）を行い、今後導入を検討する企業が参照・利活用し易い形に取り纏めている。平成 25 年度には、平成 24 年度に勉強会を実施した企業のうち 2 社が、CI-NET の新規導入に至ったことを受けて、これら 2 社の取り組みについて、ケーススタディとして各々取り纏めた。

5.1.1.2. 低コスト手法の検討、普及

中堅企業等が導入を進める上では、導入・運用コストを低減することがキーになると考えられることから、平成 24 年度に、低コストで簡易な導入・運用手法を紹介するリーフレットを作成しているが、このうち、「低コストで簡易な社内システムとの連携手法」については、平成 24 年度の普及活動を通じて、当該企業における導入推進に際してより具体的な説明資料が求められると認識された。これを受けて、平成 25 年度には、社内業務側の多様な実態に則した連携手法の紹介リーフレットを作成した。

また、低コスト手法の 1 つである、基幹系業務パッケージと CI-NET の連携性強化の実現に向けて、連携仕様における、個別の課題の抽出、および、その対応に係る標準的な運用例を提示した。

5.1.2. 導入・拡大への関心・意欲のある企業等への支援

実用化推進委員会および広報委員会による普及活動により、平成 25 年度は、新たに 5 社が CI-NET を導入済み、2 社が平成 26 年度内に導入予定となっている。

5.1.2.1. 勉強会

(1) 勉強会の実施

CI-NET に関心があるまたは CI-NET の導入可能性を調査検討している企業（非 CI-NET 会員企業を含む）を対象として、平成 24 年度に引き続き、平成 25 年度も電子商取引や CI-NET 導入についての勉強会を開催した。

平成 24 年度は主に、勉強会の実施ツール（勉強会の実施手順、活用資料等）や勉強会の募集ツール（候補企業リストの抽出、紹介リーフレット等）の整備および試行を実施したが、平成 25 年度は、これらのツール等を活用して、効果的かつ効率的に勉強会を展開する活動に注力した。なお、平成 25 年度に重点的に普及活動を実施した対象地域は、平成 24 年度の「発注業務における電子商取引に関する調査」（対象企業数：351 社）の結果に基づき、選定を行った。

(2) 勉強会向け標準ツールの作成

平成 25 年度は、平成 24 年度に作成、試行した、勉強会の実施ツール（説明資料、分析ツール、活用マニュアル等）について、今後、勉強会をより効率的かつ効果的に展開していくための改良も進めた。具体的には、費用対効果シミュレーションツールを改良し、導入検討企業が自ら利用可能な注文業務の簡易版ツールを作成した。これについて、平成 26 年度以降に勉強会等で実際に活用し、ブラッシュアップを行うこととしている。

さらに、導入検討企業における導入に際しての懸案事項に、現業担当者にとっての手順の変更や変更に対する業務関係者の同意取得の煩わしさが挙げられていることを受けて、導入検討企業が CI-NET サービス（CI-NET を利用した電子商取引における ASP サービス、パッケージ製品およびその他の EDI サービス）の具体的な利用イメージを持てるよう、CI-NET サービスのシステム画面等のイメージを説明した PR 資料を作成した。

5.1.2.2. 個別支援等

CI-NET の導入を目指すまたは利用範囲の拡大を目指す企業を対象として、課題解決のための個別支援や相談窓口サービスの提供等の支援を行う活動である。

平成 24 年度に引き続き、平成 25 年度は、広報セミナー参加企業等 13 社に対して、個別に支援等の対応を行った。

5.1.3. CI-NET 会員および CI-NET 企業識別コード登録企業へのメリット

供与のあり方検討

CI-NET 会員および CI-NET 企業識別コード登録企業の大半を占める受注者に対する CI-NET 利用メリットに係る情報提供内容を検討するため、CI-NET を利用している受注企業へのヒアリングを実施した。

また、このヒアリング結果を基に、受注者における CI-NET の導入意欲を高めるための効果的な PR 資料を作成するとともに、3 ヶ年活動計画（平成 26～28 年度）へのインプットとしての取り纏め、政策委員会へ提出した。

一方で、3 年毎の企業識別コードの更新を実施しない企業が増加している状況を踏まえ、3 ヶ年活動計画（平成 26～28 年度）では、企業識別コード未更新企業へのフォローについても検討対象とすることとした。

5.1.4. CI-NET 普及推進のための情報共有・活動方法の検討

普及活動については、平成 23 年度以降に情報化評議会が注力して進めているが、平成 25 年度は、限られたリソースの中で普及活動を効率的かつ効果的に進めるための連携方策を検討し、これらの連携方針に従い、地方整備局、地域のリーダとなり得る企業、各地域の建設業協会等の会員企業への働きかけを行った。

5.1.5. 設備分野における CI-NET 実用化促進

5.1.5.1. 設備見積業務における CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 の利用促進

設備見積業務における CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 の導入促進を目的として、平成 24 年度に、現状の把握・分析に基づき、メリットおよびデメリット（課題）を整理し、必要な環境整備に向けた対応を検討し、これらの課題解決に向けた今後のアクションプランの策定を行った。

このアクションプランに従い、平成 25 年度は、設備見積業務における CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 の導入・移行時期の設定、公表（公文書発行）を行った。

平成 26 年度以降も引き続き、アクションプランに基づき、Ver.2.1 化を進めるにあたって必要な環境整備や、導入に伴う付帯メリットの検討等を進め、設備見積業務における CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 の導入促進を図ることとしている。

5.2. 標準化委員会の活動報告（概要）

<主な活動テーマ>

① CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス

5.2.1. CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス

CI-NET 標準ビジネスプロトコルの規約に係る以下の改善要求について審議を行い、承認した。

(1) 「工事請負契約外取引メッセージ」の標準ビジネスプロトコルへの追加

工事請負契約外取引（小口取引と言われることもある。請負契約を必要としない資材の購入やリースなどの取引を指す。金額的には小さいが、取引件数が多く、その多くは電話などで簡便に発注され、納品後の支払いも1回程度で終わる。）について、LiteS 委員会にて、平成 22 年度より、システム投資も大きくならないよう簡便な仕組みで実用化を図りやすくする取り組みを進め、平成 23 年度に「工事請負契約外取引メッセージ(案)」(使用項目一覧)として取りまとめた。平成 24 年度にはこのメッセージ案について、LiteS 委員会にて CI-NET LiteS 実装規約化の検討を行ったが、実装規約化にあたり、CI-NET 標準ビジネスプロトコルへのメッセージ追加（「工事物件案内」、「契約外請求」、「契約外請求確認」の 3 メッセージ）が前提となるため、これに係る改善要求が提出された。併せて、当該メッセージで使用する新規データ項目（6 項目）および CI-NET コードの改訂（1 コード）についても改善要求が提出された。

これについて審議を行い、承認した。

(2) 合意精算に係る標準ビジネスプロトコルでの定義

平成 24 年度の LiteS 委員会において、合意精算業務における CI-NET LiteS 実装規約の適用に際しては、合意打切業務と同一のメッセージを使用することが取り決められた。この対応はシステムの実装の上での扱いであるが、定義上は打切業務と精算業務は区分すべきとの考えから、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの合意精算業務を処理するメッセージとして、CI-NET 標準ビジネスプロトコル上で「合意精算申込」および「合意精算承諾」の 2 つの情報種類を定義した上で、使用するメッセージは「合意打切申込メッセージ」および「合意打切承諾メッセージ」を使用する旨を定めることとなった。これを受けて、合意精算業務に係る情報種類の新設およびこれらにおけるメッセージの取り扱いに係る改善要求が提出された。

これについて審議を行い、承認した。

5.3. LiteS 委員会の活動報告（概要）

<主な活動テーマ>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンス ② 建築見積業務分野における EDI 化の検討 ③ CI-NET 準拠基準（案）の策定 ④ 強い暗号化への移行に向けた対応検討【新規】 ⑤ 消費税率変更に係る対応検討【新規】 ⑥ ebMS 方式の実装規約化【新規】 |
|---|

5.3.1. CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンス

CI-NET LiteS 実装規約に基づき実業務に適用する上での、理解のし易さ、解釈の相違や不具合の解消、実施のし易さ等の向上のための検討を引き続き行い、CI-NET LiteS 実装規約や指針あるいは参考資料に関する実務への適応性向上に向けた取組を進めた。

具体的には、以下の事項について、審議を行った。審議の進捗状況毎にその概要を記述する。

(1) 工事請負契約外取引メッセージの実装規約化および合意精算に係る CI-NET 標準ビジネスプロトコルでの定義

平成 24 年度に作成した改訂案について、情報化評議会会員への公開を行ったが、これに対する意見、要望等は、特に提出されなかった。

これを受けて、工事請負契約外取引メッセージの実装規約化および合意精算に係る CI-NET 標準ビジネスプロトコルでの定義に関する改善要求書を標準化委員会へ提出した。標準化委員会の承認を受けた後、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 としてリリースすることを決めた。

なお、工事請負契約外取引メッセージの実装規約改訂案に関しては、明細別の消費税率を新設したことから、階層構造の明細において、消費税額の端数処理の扱いを取り決める必要があるとの指摘があり、明細はフラット構造とした。

(2) 鑑項目合意変更メッセージに関する記載ルール

鑑項目合意変更メッセージにおいて変更可能なデータ項目について、過年度検討経緯に基づき再整理の上、明記した。

なお、「すべての契約項目を記載」し、「添付ファイル（技術データ）を付けるか否かは定めない」運用とした。また、添付ファイル（技術データ）は変更しないルールとした。

(3) 追加契約をした場合の消費税計算方法

(a) 背景

全体情報部分（鑑）の[1092]契約金額計は、第一レベル（[1200]明細コード=0001～9999）の全ての本体行の[1225]契約金額明細の総和である。

本契約と追加契約(枝番契約)があった場合、枝番契約分も明細に統合されるので、本体契約+枝番契約=契約金額として、消費税は全ての合計契約金額で再計算される(規約によるルール)。

この際、全明細行の[1225]契約金額明細の合計と[1092]契約金額計とは一致しないことがある(消費税の累積加算を行うと上記との相違が生じる場合があるため)。

これについて、ASP サービス 4 社のうち、3 社は追加契約部分を本契約と合算した上でその分の消費税を計算しており、1 社は本契約と追加契約を別個に消費税を計算した上で合算し、全体情報部分(鑑)に記載している。

(b) 検討結果

各ベンダの現状を再確認の上、調査技術委員会において検討される消費税率変更への対応方針も考慮しつつ、見解の整理および体系的な対応を含めて、ルールの明確化を検討した。

検討に際して、出来高業務に CI-NET を導入しており、かつ、追加契約にも対応している企業における消費税の計算方法について、契約の税額と請求書の税額の合計を一致させる必要があるかどうかも含めて、確認する必要があることが指摘された。

本議案は、上記の実態を調査した上での検討となるため、平成 26 年度も継続とした。

(4) 出来高報告メッセージにおける明細の記載方法

(a) 背景

出来高報告メッセージにおける明細の記載内容について、規約上は契約内容の変更不可と明記されており(CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad6、p.259「【重要事項 2】出来高業務のメッセージにおける契約内容の変更可否」)、変更された場合にエラーとなるようシステムを組んでいる企業が多い。

一方で、出来高業務のメッセージの明細書作成例として、確定注文/注文請けメッセージと出来高報告メッセージで明細内容が異なる場合の変更方法が記載されており(CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad6、p.255～)、変更可能な運用を行う企業もある。

(b) 検討結果

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6、p.258 の「表 BVII1-9 出来高明細作成例 6 統合型」の例示は規約に合致しないが、運用中の企業もあるため当面は記載を残すこととした。なお、議事録に検討経緯を記録しておくこととしている。

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6、p.258 の「表 BVII1-9 出来高明細作成例 6 統合型」に対応可能な総合工事業者および対応不可能な総合工事業者のリストを作成し、Q&A に掲載することとした。

(5) 出来高確認（査定）の査定理由を記載する項目の追加

(a) 背景

出来高確認（査定）の査定理由を記載する使用可能な該当項目がなく、否認理由の確認を行いにくいことが問題提起されている。

(b) 検討結果

代替利用が想定される既存項目について、利用実態を調査した。

[1315]に典型的な否認理由を定義したいとの要望もあるが、否認理由を統一的に決めることは難しいことから、CI-NET LiteS 実装規約の次期改訂までは、上記の利用実態調査結果を整理の上、Q&A に各社の対応を例示（不承認の理由を送り状案内に記載する等）し、これを参考に対応することとした。

(6) 拡張漢字の利用可否

(a) 背景

CII シンタックスルールに基づき、CI-NET では、JIS の第三、第四水準等の拡張漢字を使用できないがこれらの利用ニーズを指摘されている。

(b) 検討結果

利便性向上対策の一つであるため、実用化推進委員会普及推進 WG での検討事項とし、LiteS 委員会では検討しないこととした。

(7) 帳票データチェック値(X属性)の送信回数の表記の統一化

(a) 背景

帳票データチェック値の表記に「00001」と「ssss1」¹が混在しており、システムでエラー処理されるケースが多いことから、統一ルールの明記が求められている。

(b) 検討結果

帳票データチェック値は「00001」の表記を正とするが、実運用中のシステムにおいては当面は「ssss 1」の表現方法も容認することについて、関連文書への記載方法を検討した。

検討の結果、CI-NET LiteS 実装規約は改訂しないこととし、CI-NET LiteS 実装規約参考資料の標記例を改訂した。

(8) 消費税率変更に伴う「経過措置の取り扱いについて」（国税庁）対応等調査

(a) 背景

消費税率変更に伴う経過措置対応に関して、CI-NET における対応ルールを提示する必

¹ 「s」は空白を表す。「ssss1」は空白4個と「1」である。

要が生じている。

(b) 検討結果

CI-NET 上の表記方法については、CI-NET LiteS 実装規約の変更を行わない前提でガイドラインを提示した（CI-NET LiteS 実装規約の変更の要否については、別途、調査技術委員会にて検討を行った）。これを受けて、同一契約において税率の異なる明細が混在する場合は、同一税率の明細のみの契約となるよう、分離した契約とすることを別途、調査技術委員会にて取り決めた。

なお、経過措置の対象となる場合は、取引先へその旨連絡すべきであるが、その際には、[59]課税分類コードの「4:経過措置」を使用することができる。これについては、税率 10% 移行時まで ASP ベンダ各社にて対応することが望ましいとされたことを受けて、ASP ベンダ各社に対応の可否を確認の上、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2ad.7 に反映させることとした。

(9) 規約等のバージョンアップルール

(a) 背景

CI-NET 建設資機材コードと C-CADEC 設備機器ライブラリーデータ交換仕様コード (Stem コード) の統合に伴い、運用開始後初めて CI-NET 建設資機材コードが改訂されることから、バージョンの命名ルールを取り決める必要が生じた。

CI-NET LiteS 実装規約に関しても、バージョン管理番号の体系は決められているものの、付番方法は決められていなかったことから、これを明確にすべきとの指摘が従来よりあった。

(b) 実施項目

以下の課題について、継続して検討を行うこととした。

- CI-NET LiteS 実装規約等のバージョンの命名ルールを決める。
- 現時点で見込まれる改訂内容について、どのバージョンにて反映させるかを割り当てる。
- 各バージョンアップのスケジュール案を作成し、標準化委員会に提案する。

5.3.2. 建築見積業務分野における EDI 化の検討

建築積算数量データ（平成 24 年度までにフォーマットを策定）の取り扱いに関して、平成 24 年度の検討における要望に基づき、建築積算数量データのデータ項目へのタグ番号の付番案を作成した。なお、タグ番号付番案は、CI-NET LiteS 実装規約指針参考資料に記載することとした。

また、積算事務所および建築積算パッケージベンダ等を対象に、普及活動として、個別に

説明会を行った。

5.3.3. CI-NET 準拠基準（案）の策定

(a) 背景

CI-NET に対応したサービス（ASP サービス、パッケージ製品等）の新規参入に伴い、CI-NET 準拠基準を明確化する必要が生じている。

(b) 検討結果

「CI-NET LiteS 実装規約準拠基準」の方針（案）を検討したが、その確認方法についても明示する必要があるとの指摘を受けた。

このため、平成 26 年度も継続して、「CI-NET LiteS 実装規約準拠基準」の方針（案）に基づき、「CI-NET LiteS 実装規約準拠確認手順書（案）」を検討することとした。

5.3.4. 強い暗号化への移行に向けた対応検討

(a) 背景

電子政府システム（入札、申請等）における強い暗号化に向けた暗号アルゴリズムの移行指針が示されたことを受けて、CI-NET においても「暗号アルゴリズム」を移行する必要が生じている。

また、現在、CI-NET 電子証明書の発行認証局である日本認証サービス株式会社の解散に伴い、平成 26 年度より、認証局（認証サービス）を変更する必要が生じた。

(b) 検討結果

「認証サービス」および「暗号アルゴリズム」の変更に伴う以下の検討を行った。

a) 変更のタイミング（一斉／順次）

- ASP ベンダ各社と協議の上、移行に伴うシステム改変における障害対応の原因切り分けを行い易くするため、「認証サービス」と「暗号アルゴリズム」の変更のタイミングは同時としない方針を決定した。

b) 移行スケジュール

- 上記の変更タイミングの方針に従い、「認証サービス」の移行を先行して実施することとし、移行スケジュールの作成および周知を行った。
- 「暗号アルゴリズム」の移行スケジュールについては、平成 26 年度以降に、システム改修が必要となる各社と協議の上、作成、周知することとした。

c) 試験方法

- 「認証サービス」移行に伴う試験については、ベンダ企業と調整の上、試験方法を決定した。

- 「暗号アルゴリズム」の移行に伴う試験については、平成 26 年度以降に、システム改修が必要となる各社と協議の上、作成、周知することとした。

d) ユーザコスト負担等に係る検討

- 「認証サービス」の変更に伴うユーザ側の証明書の切り替えについては、ユーザ側のコスト負担に配慮し、各ユーザにおける証明書の更新時に順次行う方針とした。

5.3.5. 消費税率変更への対応方法検討

(a) 背景

平成 26 年 4 月と平成 27 年 10 月に消費税率が段階的に引き上げられることを受けて、CI-NET における対応方法を取り決める必要が生じた。

これについて、調査技術委員会にて検討される対応方針に従い、具体的な対応方法の検討が求められることとなった。

(b) 検討結果

調査技術委員会より具体的な対応方法の検討を求められる事項は発生しなかった。

(c) 補足説明

調査技術委員会において、消費税率変更（5%→8%）への対応は、CI-NET では行わない方針となった。これに基づく具体的な対応マニュアルの作成は、調査技術委員会にて行われた。

今後、調査技術委員会において、消費税率変更（8%→10%）への対応方針が示された後、以下の検討を行うこととした。

- 対応方針に基づく具体的な対応マニュアルの作成
- CI-NET LiteS 実装規約における消費税率変更対応に係る仕様案および規約改訂のタイミング等の検討

5.3.6. ebMS 方式の実装規約化

(a) 背景

従来はメール方式のみであった通信方式について、新たに ebMS 方式を加える必要が生じたことから、平成 24 年度に「CI-NET 版 ebMS によるプロトコル利用ガイドライン」が改訂された。

(b) 検討結果

CI-NET LiteS 実装規約の情報伝達規約への ebMS 方式の追記案を作成した。また、こ

れに伴う関連資料「CI-NET 版 ebMS によるプロトコル利用ガイドライン改訂版」を作成した。

5. 4. 調査技術委員会の活動報告（概要）

<主な活動テーマ>

- | |
|-----------------------------------|
| ① CI-NET を取り巻く周囲の電子商取引等に係る調査研究の実施 |
|-----------------------------------|

5. 4. 1. CI-NET を取り巻く周囲の電子商取引等に係る調査研究実施

平成 24 年 8 月公布の法律²に基づき、平成 26 年 4 月と平成 27 年 10 月に段階的に消費税率が引き上げられることを受けて、その対応策について、平成 24 年度に引き続き、調査、研究を行った。

このうち、平成 26 年 4 月に消費税率が 5%から 8%に引き上げられることについて、「消費税率変更に伴う CI-NET の対応例」を取り纏め、CI-NET ホームページにて公開した。

5. 5. 広報委員会の活動報告（概要）

<主な活動テーマ>

- | |
|-------------------------------------|
| ① 広く認知してもらうための広報セミナー |
| ② 広報コンテンツの収集と体系的整理、および検索システムの構築【新規】 |
| ③ CI-NET 関連ホームページの改修検討【新規】 |

5. 5. 1. 広く認知してもらうための広報セミナー

CI-NET への関心を地域単位あるいは業界単位で高め、導入検討に進む企業の裾野を広げることを目的として、都道府県建設業協会や業界団体等と連携して広報セミナーを開催した（平成 24 年度より継続）。平成 25 年度に広報セミナーを実施した対象地域は、平成 24 年度に実用化推進委員会で実施した「発注業務における電子商取引に関する調査」（対象企業数：351 社）に基づき、選定を行った。

平成 25 年度の広報セミナーは 9 回実施した。実施した都道府県は、北海道、埼玉県、神奈川県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、福岡県である。内訳としては、都道府県建設業協会主催が 7 回、埼玉県電業協会主催が 1 回、他に北海道土木技術会主催が 1 回である。

² 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」（平成 24 年 8 月 10 日成立）および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法および地方交付税法の一部を改正する法律」（平成 24 年 8 月 10 日成立）

5.5.2. 広報コンテンツの収集と体系的整理および検索システムの構築

導入を検討する企業における関係者への説明資料等作成に資することを主な目的として、平成 24 年度に実施した、利用者が参照しやすい、広報コンテンツの体系的整理(アーカイブ)に基づき、平成 25 年度に普及推進活動を通じて作成した資料についても、公開の可否判断を行った上で、属性項目の整理を行い公表した(平成 24 年度継続)。

また、広報活動の基盤強化を図るため、これらの収集、作成した広報コンテンツを、提供先の目的に応じた的確かつ効率的に提供するためのツール(検索システム)を構築し、公開した(平成 25 年度新規)。

5.5.3. CI-NET 関連ホームページの改修検討

主な活動テーマの「②広報コンテンツの収集と体系的整理」の活動内の「提供先の目的に応じた情報を的確かつ効率的に提供するためのツール(検索システム)を構築」を踏まえ、現在の CI-NET 関連ホームページを改修することを念頭に、CI-NET 会員および CI-NET に関心のある利用者がより参照しやすい方法等を検討した(平成 25 年度新規)。なお、平成 26 年度に、一般財団法人建設業振興基金 40 周年記念事業においてホームページの改修が予定されていることから、これと併せて更新を検討することとした。

6. 各専門委員会活動報告

6.1. 実用化推進委員会 活動報告

6.1.1. 活動テーマ

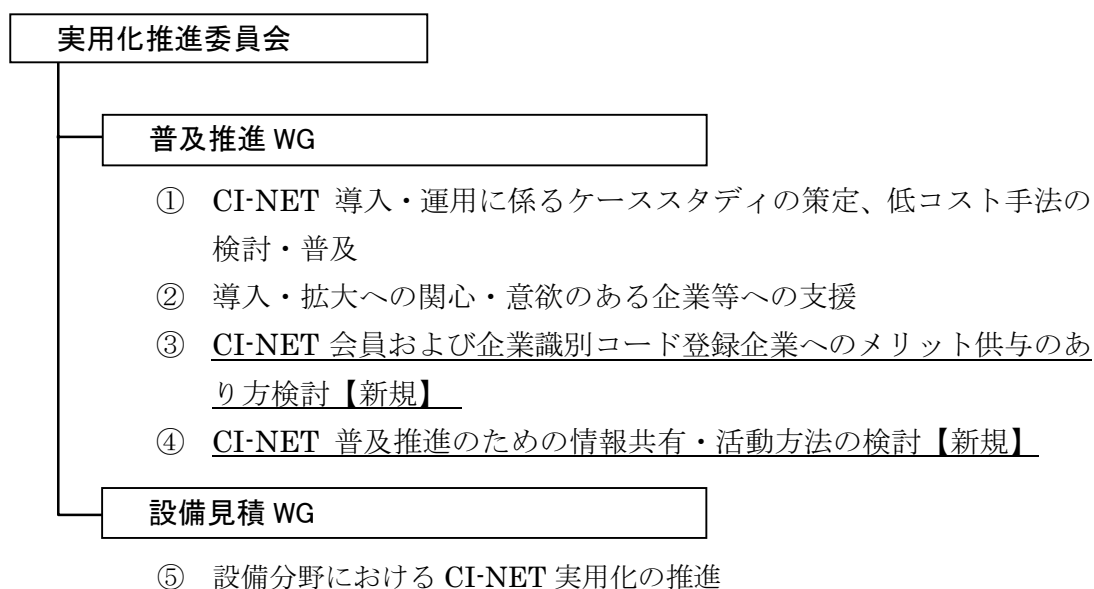
平成 25 年度の実用化推進委員会の主な活動テーマは、以下のとおりである。

<主な活動テーマ>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① CI-NET 導入・運用に係るケーススタディの策定、低コスト手法の検討・普及② 導入・拡大への関心・意欲のある企業等への支援③ <u>CI-NET 会員および企業識別コード登録企業へのメリット供与のあり方検討【新規】</u>④ <u>CI-NET 普及推進のための情報共有・活動方法の検討【新規】</u>⑤ 設備分野における CI-NET 実用化促進 |
|---|

6.1.2. 活動体制

平成 25 年の実用化推進委員会では、主な活動テーマごとに以下の WG を設置して活動した。



6.1.3. 活動経過

以下の日程で実用化推進委員会およびワーキンググループを開催し、CI-NET の実用推進に係わる検討を行った。

6.1.3.1. 実用化推進委員会

会議名	開催日時、場所	主な議題
第1回実用化推進委員会	平成25年6月5日(水) 10:00～12:00 建設業振興基金3階 301会議室	(1)平成25年度 実用化推進委員会の活動計画について (2)その他
第2回実用化推進委員会	平成25年11月5日(火) 15:00～17:00 建設業振興基金3階301 会議室	(1)平成25年度 実用化推進委員会の中間報告について (2)「3カ年活動計画(平成26～28年度)」(案)について (3)その他
第3回実用化推進委員会	平成26年3月4日(火) 15:45～17:30 建設業振興基金3階301 会議室	(1)平成25年度 実用化推進委員会の活動報告(案)について (2)平成26年度 実用化推進委員会の活動計画(案)について 1)CI-NET 実用化状況に対する調査項目の追加(案)について 2)CI-NET 導入企業(受注者側)アンケート実施要領(案)について 3)業務パッケージベンダとの連携強化について (3)その他

6.1.3.2. 普及推進WG

会議名	開催日時、場所	主な議題
第1回普及推進WG	平成25年6月24日(月) 13:30～15:30 TKP 虎ノ門会議室	(1)平成25年度 普及推進WGの活動計画および実施スケジュールについて (2)普及推進活動概況について (3)CI-NET 導入支援「勉強会」実施について (4)受注者メリットに係る情報提供内容

会議名	開催日時、場所	主な議題
		の検討について
第 2 回普及推進 WG	平成 25 年 8 月 1 日(木) 15:00~17:00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1)CI-NET 導入支援「勉強会」実施について (2)CI-NET 導入検討企業向け説明資料について (3)受注者メリットに係る情報提供内容の検討について
第 3 回普及推進 WG	平成 25 年 9 月 12 日(木) 13:00~15:00 建設業振興基金 2 階 203 会議室	(1)普及推進活動概況報告について (2)CI-NET 導入検討企業向け説明資料について (3)今後の検討課題について (4)その他
第 4 回普及推進 WG	平成 25 年 10 月 31 日(木) 15 : 00~17 : 30 建設業振興基金 7 階役員 会議室	(1)普及推進活動概況について(報告) (2) CI-NET 導入検討企業向け説明資料について(報告) (3) 受注者メリットに係る情報提供および低コスト手法「業務システムと EDI データの連携」の検討状況について(報告) (4) 次期活動計画(案)について(意見交換) (5) その他
第 5 回普及推進 WG	平成 25 年 12 月 17 日(火) 15 : 00~17 : 20 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 普及推進活動概況について(報告) (2) CI-NET 導入事例について (報告) (3) 費用対効果コストシミュレーションツールについて(報告) (4) 「受注者メリットに係る情報提供の検討」のためのヒアリングについて(報告) (5) 次期 3 カ年活動計画 (平成 26~28 年度) (案)について(報告) (6) その他
第 6 回普及推進 WG	平成 26 年 2 月 5 日(水) 15 : 00~17 : 30 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 普及推進活動概況について(報告) (2) CI-NET 導入事例について(報告) (3) 費用対効果コストシミュレーションツールについて(報告) (4) 低コスト手法「業務システムと CI-NET データの連携仕様」の検討状況について(報告) (5) 平成 26 年度普及推進活動の方策

会議名	開催日時、場所	主な議題
		(案)について (意見交換)
		(6) CI-NET 実用化状況に対する調査方法の変更(案)について(審議)
		(7) CI-NET 導入企業(受注者側)アンケート実施要領(案)について(審議)
		(8) その他

6.1.3.3. 設備見積 WG

会議名	開催日時、場所	主な議題
第 1 回設備見積 WG	平成 25 年 7 月 5 日(金) 15:00~17:00 TKP 虎の門会議室 3 階 ンファレンスルーム 3A	(1)平成 25 年度設備見積 WG 実施計画について (2)今年度活動テーマの進め方および作業調整 (3)設備見積 LiteS Ver.2.1 移行準備状況アンケート報告 (4)今年度活動テーマのスケジュール調整 (5)その他
第 2 回設備見積 WG	平成 25 年 10 月 2 日(水) 15:00~17:00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1)設備見積各社状況確認 移行準備状況確認 (2)設備見積 LiteS Ver.2.1 移行にあたって課題整理 (3)設備見積 LiteS Ver.2.1 移行検討項目(見積項目・拾い区分等、チーム班編制検討) (4)その他
第 3 回設備見積 WG	平成 25 年 12 月 10 日(火) 13:30~15:30 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1)設備見積 LiteS Ver.2.1 準備対応依頼通知公文書の件 (2)設備見積各社状況確認 移行準備状況確認 (3)設備見積 LiteS Ver.2.1 移行検討項目(見積項目・拾い区分等、チーム班編制検討) (4)電設 CI-NET コード (照明器具 LED) 追加編成検討 (5)その他
第 4 回設備見積 WG	平成 26 年 2 月 19 日(水)	(1)設備見積 LiteS Ver.2.1 各社来期準備

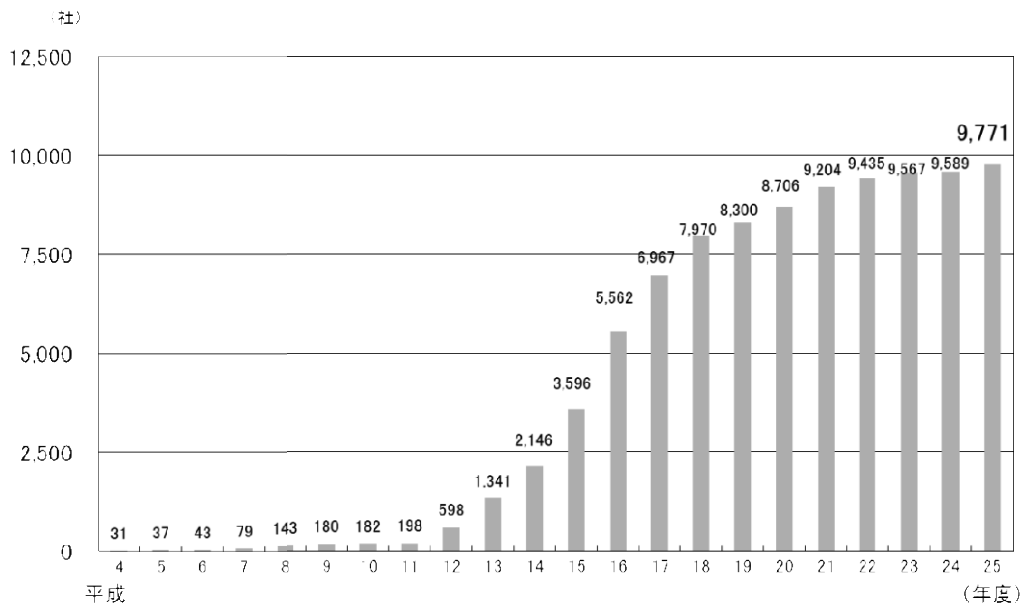
会議名	開催日時、場所	主な議題
WG	14:00～16:00 建設業振興基金 3階 301 会議室	状況打合せ (2)設備見積 LiteS Ver.2.1 移行・課題整理・スケジュール調整 (3)設備見積 LiteS Ver.2.1 移行検討チーム設置について 1)運用ルール検討 2)見積項目・拾い区分検討 3)電設資機材コード検討 (4)設備見積 WG 次年度計画(素案)調整 (5)その他

6.1.4. 活動結果

6.1.4.1. 実用化状況

(1) CI-NET LiteS 方式による実用化の推進

企業識別コード取得による CI-NET の実用化の進展状況は、平成 25 年 3 月末から 182 社増加し、平成 26 年 3 月末現在で 9,771 社である。



※ 件数は各年度末のもの。

図 6-1 CI-NET 利用の企業識別コード登録企業数の推移

(2) 対象業務別の実用化実施状況

総合工事業者における各業務の実用化状況は、下表の通りである。平成 25 年度は、新た

に 5 社が CI-NET を導入済み、2 社が平成 26 年度内に導入予定となっている。

表 6.1-1 総合工事業者における業務別実用化状況（平成 26 年 3 月現在／敬称略）

総合工事業者	本社	建築 見積	設備 見積	設備機 器見積	購買 見積	契約	出来高 ・請求	支払 通知
(株)安藤・間	東京				○	○	○	
(株)大林組	東京		○			○	○	
鹿島建設(株)	東京				○	○	○	
(株)熊谷組	東京				○	○		
(株)鴻池組	大阪					○		
五洋建設(株)	東京				○	○		
清水建設(株)	東京				○	○	○	
(株)竹中工務店	大阪		△		○	○	○	
戸田建設(株)	東京				○	○		
(株)フジタ	東京		△		○	○	△	
三井住友建設(株)	東京				○	○		
A 社	地域				○	○		
(株)土屋ホールディングス	北海道				○	○	○	
(株)長谷工コーポレーション	東京					○		
京セラコミュニケーションシステム(株)	京都					●		
(株)加賀田組	新潟					●		
B 社	地域					●		
(株)本間組	新潟					●		
(株)小俣組	神奈川				●	●		
西松建設(株)	東京				●	●		
(株)橋本店	宮城					●		
(株)近藤組	愛知					●	●	
創和ジャステック建設(株)	新潟					●		

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 利用

【凡例】

○：運用中。

●：3ヶ年活動計画（平成 23～25 年度）の期間中に導入（予定も含む）

△：テスト運用あるいはシステム構築中

6.1.4.2. 普及推進 WG

普及推進 WG の主な活動テーマは、以下のとおりである。

- CI-NET 導入・運用に係るケーススタディの策定、低コスト手法の検討・普及

- CI-NET 導入・運用に係るケーススタディの策定
- 低コスト手法の検討、普及
- 導入・拡大への関心・意欲のある企業等への支援
 - 勉強会（勉強会の実施、勉強会向け標準ツールの作成）
 - 個別支援等
- CI-NET 会員および企業識別コード登録企業へのメリット供与のあり方検討
 - 受注者メリットに係る情報提供内容の検討
- CI-NET 普及推進のための情報共有・活動方法の検討

(1) CI-NET 導入・運用に係るケーススタディの策定、低コスト手法の検討・普及

(a) CI-NET 導入・運用に係るケーススタディの策定

過年度調査にて、社内で新たな情報化、業務改革等を進めるプロジェクトにあたり、既に CI-NET 導入・実施済みの企業の取り組みは参考になるとの意見が多数聞かれたことを踏まえ、平成 24 年度より、主に中堅建設業および地域建設業の企業への普及促進を目的として、CI-NET 導入のケーススタディ（成功事例の調査・研究）を行い、今後導入を検討する企業が参照・利活用し易い形に取り纏めている。平成 25 年度には、平成 24 年度に勉強会を実施した企業等 2 社が CI-NET の新規導入に至ったことを受けて、これら 2 社の取り組みについて、ケーススタディとして各々取り纏めた。

表 6.1-2 ケーススタディの対象企業モデル

企業の種別（モデル）
地域総合建設業者モデル

表 6.1-3 ケーススタディの成果物一覧

成果物	概要
A. ケーススタディ整理 項目表	CI-NET 未導入企業等が今後導入・拡張を検討および推進する際に有用な参考情報になると考えられる調査項目の抽出を行った。また、これらの調査項目について、表 6.1-2 に示す対象企業 2 社に関する調査結果を比較一覧表の形で整理した。
B. 電子商取引の導入・運用事例集	表 6.1-2 に示す対象企業 2 社に関する調査結果をパワーポイント形式で図表等を中心にわかりやすく取り纏めた事例集を作成した。

なお、今後は、中小規模、土木系、一次→二次の企業等への普及拡大に向けて、これらのケーススタディも必要と考えられるが、平成 25 年度には導入実績が発生しなかったため、平成 26 年度以降に引き続き、参考事例となりうる対象企業を調査の上、作成することとし

ている。

(b) 低コスト手法の検討、普及

a) 低コストで簡易な導入・運用手法における CI-NET サービス等と社内システムまたは社内手続（業務）との効率的な連携方法の紹介リーフレット作成

中堅企業等が導入を進める上では、導入・運用コストを低減することがキーになると考えられることから、平成 24 年度に、低コストで簡易な導入・運用手法を紹介するリーフレットを作成しているが、このうち、「低コストで簡易な社内システムとの連携手法」については、平成 24 年度の普及活動を通じて、当該企業における導入推進に際してより具体的な説明資料が求められると認識された。これを受けて、平成 25 年度には、社内業務側の多様な実態に則した連携手法の紹介リーフレットを作成した（「表 6.1-7 勉強会向け標準ツールの成果物一覧」の H. 参照）。

b) 基幹系業務パッケージと CI-NET の連携性強化（連携仕様の検討等）

CI-NET の導入および普及拡大を進める上で、社内の業務システムと CI-NET の連携を高めることが業務効率化を高める上で不可欠であるが、この連携をいかに容易かつ低コストで実現することが大きな課題の 1 つとなっている。

一方で、平成 24 年度に実施した、完工高 50 億円以上の企業（総合工事業者）を対象とした「発注業務における電子商取引に関する調査」（対象企業数：351 社）において、回答のあった総合工事業者の半数近くが業務パッケージシステムを使用している実態が明らかになった。この結果を受けて、基幹系業務パッケージと CI-NET の連携性強化の実現に向け、上記のアンケート結果において利用企業の多い業務パッケージベンダの協力を得て、業務パッケージシステムと CI-NET との連携・運用上の課題に関する意見交換を行った。

業務パッケージベンダとの検討の結果、個別の課題として以下の 5 項目が挙げられた。

<基幹系業務パッケージと CI-NET の連携における個別課題>

- CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6 対象外の外字対応
- CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6 対象外の全角・半角対応
- 注文業務の取消等の場合における注文業務メッセージの送受信のタイミングに関する運用
- 消費税の計算方法
- 明細行のチェック方法

このうち、以下の 2 点に関しては一般的な運用を整理する必要性が高いとされたこと

から、これらへの対応策として一般的な運用を整理した。

<基幹系業務パッケージと CI-NET の連携において一般的な運用を整理する必要性が高い事項>

- CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6 対象外の外字対応
- 注文業務の取消等の場合における注文業務メッセージの送受信のタイミングに関する運用

7) CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6 対象外の外字対応

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6に基づき利用可能な文字の対象範囲を明示の上、これらの文字と外字の対応表を作成し、CI-NET のホームページに掲載することとした。

1) 注文業務の取消等の場合における注文業務メッセージの送受信のタイミングに関する運用

注文業務メッセージの送受信のタイミングに関する運用については、既に実装規約に定められているが、各社の運用実態を調査し、この結果を踏まえて一般的な運用を検討した。CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6 との整合を保つため、平成 26 年度に、LiteS 委員会へ検討を依頼することとした。

(2) 導入・拡大への関心・意欲のある企業等への支援

(a) 勉強会

CI-NET に関心があるまたは CI-NET の導入可能性を調査検討している企業(非 CI-NET 会員企業を含む)を対象として、CI-NET 導入に向けた勉強会を行う活動である。

また、本活動の成果として、新たに 1 社が平成 26 年度内に導入予定となっている。平成 25 年度は特に、主に以下の活動に注力した。

<主な活動内容>

- 勉強会の実施
- 勉強会向け標準ツールの作成
 - 既存の勉強会向け標準ツールの改良
 - CI-NET サービスの簡易デモンストレーションの提供

a) 勉強会の実施

CI-NET に関心があるまたは CI-NET の導入可能性を調査検討している企業(非会員企業を含む)に対して、電子商取引や CI-NET 導入についての勉強会を行った(平成 24

年度より継続)。平成 24 年度に整備した勉強会向けのツール等を活用して、平成 25 年度は、効果的かつ効率的に勉強会を展開することができた。

平成 25 年度に重点的に普及活動を実施した対象企業については、平成 24 年度の未導入企業を対象としたアンケート調査結果に基づき選定した地域において、広報委員会にて広報セミナーを開催し、その参加企業から中堅建設企業、有力な地場建設企業等を選定して実施した。

なお、平成 24 年度は、勉強会の講師として、導入実績のある企業や CI-NET ベンダ企業にも協力を求めた。平成 25 年度は勉強会の実施方法を見直し、事務局が講師となり、参加企業には相談できるベンダ企業一覧を配布すること、また、ベンダ企業には勉強会参加企業一覧を提供することとした。

表 6.1-4 勉強会の実施概要

対象企業	参加企業数 (計 12 社)	実施概要
宮城県（総合工事業）	9 社、延べ 18 社	CI-NET 導入に向けた社内稟議書作成支援（稟議書雛形提示、業務分析、費用対効果算出）
新潟県（総合工事業）	3 社	事例紹介

表 6.1-5 勉強会の実施記録①（宮城県）

実施日	参加企業数	主な実施内容
2013 年 3 月		導入希望企業（1 社）より依頼
2013 年 6 月 10 日	9 社	第 1 回勉強会（業務分析）
2013 年 7 月 23 日	8 社（導入検討担当者 を対象に開催）	第 2 回勉強会（費用対効果分析）
2013 年 8 月 20 日	1 社	第 3 回勉強会（稟議書作成、まとめ）

表 6.1-6 勉強会の実施記録②（新潟県）

実施日		主な実施内容
		対象企業より依頼
2013 年 7 月 31 日	3 社	第 1 回勉強会（事例紹介）

b) 勉強会向け標準ツールの作成

7) 既存の勉強会向け標準ツールの改良

平成 24 年度に勉強会向けの標準ツール（説明資料、分析ツール、活用マニュアル等）

を作成、試行したが、これらについて、今後、勉強会をより効率的かつ効果的に展開していくための改良を進めた。

その1つ目の改良点として、業務フロー分析作業の軽減を図るため、類型化等検討したが、最終的に既存資料を活用して分析を進めることになった。

また、2つ目の改良点として、費用対効果シミュレーションツールの簡素化の改良を行った。平成24年度に国土交通省が電子商取引普及のため作成した費用対効果シミュレーションツールは、詳細な業務分析を前提とした設定条件等が必要であり、これを活用するためのスキルが求められたため、勉強会の開催に際してこれらのスキルを有するメンバーの支援が必要になるなど、作業負荷が多い点が課題として挙げられた。これを受けて、平成25年度に、CI-NETの導入を検討する企業の担当者が活用可能なよう、費用対効果シミュレーションツールの簡素化の改良を行った。

これらについて、平成26年度以降に勉強会等で実際に活用し、ブラッシュアップを行うこととしている。

1) CI-NET サービスの簡易デモンストレーションの提供

導入検討企業における導入に際しての懸案事項に、現業担当者にとっての手順の変更や変更に対する業務関係者の同意取得の煩わしさが挙げられている。これを受けて、導入検討企業がCI-NETサービス(CI-NETを利用した電子商取引におけるASPサービス、パッケージ製品およびその他のEDIサービス)の具体的な利用イメージを持てるよう、簡易デモンストレーションの資料やシステム操作画面等を作成した。

なお、ユーザからの要望は、実際のASPサービスの画面を閲覧したいとのことであったが、これに対して、ベンダ各社より、特定ベンダのシステム画面を紹介した場合、他社のシステムを受け入れにくくなる懸念があるとの指摘を受け、システム画面の紹介は、イメージ画面を掲載したリーフレットに留めた。より具体的なデモンストレーションを希望するユーザに対しては、各ベンダの問い合わせ先を紹介することとし、そのためのベンダ一覧を作成した。

勉強会向け標準ツールとして整備、改良した成果物を表6.1-7に示す。

表 6.1-7 勉強会向け標準ツールの成果物一覧

成果物	概要
A. 業務フロー雛形（典型的な業務パターン）	業務フロー雛形（典型的な業務パターン）については、WGでの検討の結果、平成24年度にケーススタディで作成済みの雛形で十分であるとの結論となった。
B. 費用対効果シミュレーションツール（簡易版）および利用マニュアル	平成24年度に作成した費用対効果シミュレーションツールを、CI-NETの導入を検討する企業の担当者でも活用可能なよう、ツールの簡素化の改良を行った。この利用マニュアルにつ

	いては、費用対効果シミュレーションツール（簡易版）（Excel形式）に記載する形で整備した。
C. CI-NET サービスにおける発注者向け「注文確定」作成・送信画面、CI-NET サービスにおける受注者向け「注文確定」受信・閲覧画面	CI-NET サービス（ASP等）の利用イメージをシステム画面等を用いて説明したリーフレットを、発注者向け「注文確定」作成・送信画面と、受注者向け「注文確定」受信・閲覧画面の2つの利用シーンについて作成した。
D. 勉強会の実施方法	「勉強会の実施方法」について、以下の点を追加改訂した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ベンダ企業へ勉強会参加企業一覧を提供すること。 ・ベンダ企業は参加企業に対して、導入検討に必要な情報提供を行うこと。
E. 問い合わせ先ベンダ一覧	より具体的なデモンストレーションを希望するユーザに対して、各ベンダの問い合わせ先を紹介するための資料を作成した
F. 普及展開活動における関係者の役割等 体制図	普及展開活動における関係者（国土交通省および地方整備局、都道府県建設業協会等、地域のリーダーとなり得る導入企業、ベンダ企業等）における役割および体制図を作成した。
G. 電子契約の「技術基準」に係るガイドライン、電子契約の「施工体制台帳」の取り扱いに関するガイドライン	「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」（国土交通省）、および、「技術的基準」に係るガイドライン」（国土交通省）を解り易く解説するリーフレットを作成した。
H. 社内システムとCI-NETの連携方法（注 文書を送信する場合）	CI-NET 導入検討に際して質問の多い、社内システムとCI-NETの連携方法について、解り易く解説するリーフレットを作成した。

(b) 個別支援等

CI-NET を未導入または利用範囲の拡大を目指す企業を対象として、課題解決のための個別支援や相談窓口サービスの提供等の支援を行う活動である。

平成 25 年度は、広報セミナーの参加企業等 13 社に対して、CI-NET の概要紹介や各企業の状況に応じた対応策の提案等、個別に支援等の対応を行った。なお、事務局を中心に支援活動を実施するとともに、WG で支援状況を共有し、推進上の課題等を検討した。

個別支援の詳細な実施内容については、「表 4.1-2 活動概況一覧」に記載のとおりである。

6.1.4.3. CI-NET 会員および企業識別コード登録企業へのメリット供与のあり方検討

(1) 受注者メリットに係る情報提供内容の検討

CI-NET 会員および CI-NET 企業識別コード登録企業の大半を占める受注者に対する CI-NET 利用メリットに係る情報提供内容を検討するため、CI-NET を利用している受注企業に対する実態調査を実施した。

調査方法に関しては、普及推進 WG での検討において、受注者の意向を把握するための手段として、アンケート調査では過去に実施したアンケート調査以上の詳細な情報は得られにくいと判断されたことから、ヒアリング調査にて実施することとした。ヒアリング調査は、発注者企業からの紹介を受けて、平成 25 年度後半より 2 ヶ月に 1 社の頻度で進め、3 社を対象に実施した。

ヒアリング調査結果を受けて、受注者における導入意欲を高めるための効果的な PR 資料として、「CI-NET 導入メリット（受注者向け）」を作成した。また、3 ヶ年活動計画（平成 26～28 年度）へのインプットとしての取り纏め、政策委員会へ提出した。

一方で、3 年毎の企業識別コードの更新を実施しない企業が増加している状況を踏まえ、3 ヶ年活動計画（平成 26～28 年度）では、企業識別コード未更新企業についても検討対象とし、未更新理由や利用メリット等を明らかにするための取り組みを行うこととしている。

表 6.1-8 受注者メリットに係る情報提供の成果物一覧

成果物	概要
A. CI-NET 導入メリット （受注者向けリーフレット）	受注者における導入意欲を高めるための PR 資料

6.1.4.4. CI-NET 普及推進のための情報共有・活動方法の検討

普及活動については、平成 23 年度以降に情報化評議会が注力して進めているが、これとは別途、従来より、CI-NET サービス提供企業および総合工事業者が主体的に実施してきた経緯がある。限られたリソースの中で普及活動を効率的かつ効果的に進めるため、平成 25 年度には、これらの普及活動の連携方策を検討した。

<CI-NET 普及推進のための情報共有・活動の方策>

- 全国の建設業協会および地方整備局への CI-NET の周知活動（地方整備局の異動に伴い定期的に実施する必要あり）
- ベンダ企業との連携強化の方策検討（ベンダ企業からの提案を受けて、委員会からベンダ企業への要望事項として取り纏め）
- 各地域のリーダ企業の育成

これらの連携方針に従い、以下の地方整備局を訪問し、CI-NET の概要説明および普及支援依頼を行った。

- 北海道開発局
- 東北地方整備局
- 関東地方整備局
- 北陸地方整備局
- 中部地方整備局
- 近畿地方整備局
- 中国地方整備局
- 九州地方整備局

また、地域のリーダ企業の育成に向けて、勉強会や個別支援の活動を通じて、リーダ企業となりうる企業に直接働きかけを行った。また、これらの企業を通じて、各地域の建設業協会等の会員企業への働きかけも実施した。

6.1.4.5. 設備見積 WG

設備見積 WG の主な活動テーマは、以下のとおりである。

- 設備分野における CI-NET 実用化促進

(1) 設備分野における CI-NET 実用化促進

(a) 設備見積業務における CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 の利用促進

a) 背景

設備見積業務については、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 (以下、「Ver.2.1」という。)による方法と CI-NET 標準ビジネスプロトコルのみに基づいて策定された CI-NET 導入マニュアル—設備見積回答業務版—Ver.1.0 による方法の 2 つがある。

設備見積メッセージの Ver.2.1 が策定されて以降、この方法への移行を進めるべく検討を進めてきているが、実装が進んでいない状況にある。

これまで議論、検討が中心となっている状況から脱却すべきときに来ているとの認識から、一歩動き出すためには何らかの方針を打ち出すことが必要であるとして、平成 23 年度には、「設備見積メッセージ Ver.2.1 化を前提とした検討」を進めていくことについて提示、議論を行った。また、これまで、Ver.2.1 への移行のみを目的とするような議論に偏った面もあったとの反省に立ち、改めて、設備見積業務の業務効率化、生産性向上を目的として、設備見積業務における Ver.2.1 化に係る検討を進めてきた。そのために、現状の把握・分析に基づき、メリットおよびデメリット（課題）を整理し、必要な環境整備に向けた対応を検討した。

- 設備見積業務の現状把握・分析と課題整理（依頼なしメッセージの回答是否、担当者間でのメッセージ交換可能性等）
- 設備見積業務における Ver.2.1 化に係るメリットの整理（コンプライアンスへの

寄与の可能性、導入に伴う付帯メリットの検討等)

- Ver.2.1 化を進めるにあたって必要な環境整備（建設資機材コードのバージョンアップ対応、社内理解促進方策の検討等）

これらの課題整理と対応方針を踏まえて、平成 24 年度にはアクションプラン（案）を作成した。

b) 実施内容

平成 25 年度は、このアクションプランの実行に向けて、発注者側・受注者側の現状確認と移行への課題調整、ASP・ソフトベンダーのシステム確認、移行への個別課題の確認と調整を行いながら、取り組みを進め、第 1 段階のアクションプランの 1 つである、Ver.2.1 化の方針を公文書として、10 月末に事務局より発信した。

また、アクションプランの個別の実施項目について、以下の対応方針とし、推進主体として、3 つの検討チームを新設して、具体的な検討を進めることとした。

表 6.1-9 設備見積 CI-NET LiteS Ver.2.1 移行に向けた課題への対応方針と推進主体

実施項目（課題）	対応方針	推進主体
【V-(1)】時期		
1-1. 導入・移行時期の設定	各社の進捗や資機材コード移行時期を考慮して設定する。	設備見積 WG
1-2. 導入・移行推進の公表(公文書発行)	平成 25 年 10 月末に実施済み。	設備見積 WG
【V-(2)】技術・ルール		
2-1. 担当者レベルへの伝達方式の確立	運用ルールの取り決め、マニュアル作成	運用ルール 検討チーム
2-2. 見積依頼の簡略化ルール策定		
4-5. 図面添付方式の検討		
4-1. CI-NET/C-CADEC 統一コード移行		
4-4. 業務に整合したコードの見直し(メーカーコード等)		
4-2. 見積依頼条件書の統一化	見積業務の効率化に資する統一基準の作成	見積依頼基準 検討チーム
4-3. 見積区分、見積項目、拾い区分の基準化、統一化		
4-4. 業務に整合したコードの見直し(資機材コード等)		資機材コード 検討チーム
【V-(3)】コスト		
3-1. 担当者レベルへの伝達機能の追加	ASP サービス・製品への各機能の実装	ASP サービス・製品のベンダ各社（個別対
3-2. 発注者機能の追加(ASP)		

3-3. 一斉見積依頼機能の追加		応)
3-4. 物件管理機能の追加		

表 6.1-10 課題検討チームの活動概要

検討チーム	活動概要
運用ルール検討チーム	Ver.2.1 の運用に伴い業務上の課題とされる事項について、運用ルールを取り決め、マニュアル等を作成して各社での対応推進を図る。
見積依頼基準検討チーム	Ver.2.1 の導入により新たな付加価値を創出できるよう、見積依頼をより効率的に行うための各種コードの統一化を進める。
資機材コード検討チーム	Ver.2.1 の導入により新たな付加価値を創出できるよう、見積依頼をより効率的に行うための資機材コードの見直し、統一化を進める。

6.2. 標準化委員会の活動報告

6.2.1. 活動テーマ

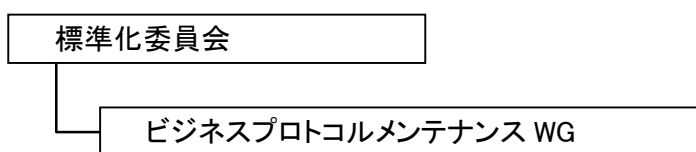
平成 24 年度の標準化委員会の主な活動テーマは、以下のとおりである。

<主な活動テーマ>

① CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス

6.2.2. 活動体制

平成 25 年の標準化委員会では、以下の WG を設置して活動した。



① CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス

実用化推進委員会より提出された以下の改訂に関するチェンジリクエストについて、

CI-NET 標準ビジネスプロトコルの改訂に係る審議を行った。

- 「工事請負契約外取引メッセージ」の CI-NET 標準ビジネスプロトコルへの追加
- 合意精算に係る CI-NET 標準ビジネスプロトコルでの定義

6.2.3. 活動経過

以下の日程で標準化委員会を開催し、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの改訂に係わる審議を行った。

会議名	開催日時、場所	主な議題
第1回標準化委員会	平成25年6月5日 15:30~17:00 建設業振興基金 3階 301 会議室	(1) 平成25年度標準化委員会の活動計画について (2) その他
第2回標準化委員会	平成26年1月28日 15:30~17:00 建設業振興基金 2階 203 会議室	(1) CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス(審議) (2) 建設資機材コードについて(報告) (3) その他
第3回標準化委員会	平成26年3月5日 15:30~17:00 建設業振興基金 3階 301 会議室	(1) CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス(審議) (2) 建設資機材コードについて(報告) (3) その他

6.2.4. 活動結果

6.2.4.1. CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス（平成25年度）

CI-NET 標準ビジネスプロトコルの規約について、以下の改善要求（チェンジリクエスト）に係る審議を行った。

(1) 「工事請負契約外取引メッセージ」の CI-NET 標準ビジネスプロトコルへの追加

(a) 背景

工事請負契約外取引（小口取引と言われることもある。請負契約を必要としない資材の購入やリースなどの取引を指す。金額的には小さいが、取引件数が多く、その多くは電話などで簡便に発注され、納品後の支払いも1回程度で終わる）について、Lite 委員会にて、平成22年度より、システム投資も大きくならないよう簡便な仕組みで実用化を図りやすくする取り組みを進め、平成23年度に「工事請負契約外取引メッセージ（案）」（使用項目一

覧)として取りまとめた。平成 24 年度にはこのメッセージ案について、LiteS 委員会にて CI-NET LiteS 実装規約化の検討を行ったが、規約化にあたり、CI-NET 標準ビジネスプロトコルへのメッセージ追加(「工事物件案内」、「契約外請求」、「契約外請求確認」の 3 メッセージ)が前提となるため、これに係る改善要求が提出された。併せて、当該メッセージで使用する新規データ項目(6 項目)および CI-NET コードの改訂(1 コード)についても改善要求が提出された。

(b) 検討結果

上記の審議において、以下が指摘されたが、これらをチェンジリクエストに記録の上、改善要求を承認した。

a) 「明細別消費税率」の新設について

明細別消費税率の追加にあたり、①鑑の消費税率と明細の消費税率のいずれが優先されるか、②消費税額の計算方法、③消費税額の端数処理、について、明確化する必要がある。

b) 「単価 2」、「帳票 No.2」、「帳票年月日 2」の項目名称

多様な利用方法が想定されることから、「単価 2」、「帳票 No.2」、「帳票年月日 2」の名称としたが、項目名称は項目の内容を具体的に表すものとするのが望ましく、「2」は具体性に欠ける。「単価 2」、「帳票 No.2」、「帳票年月日 2」について、内容がわかるような項目名称に変更すべきであるとの指摘があった。これについて、「帳票 No.2」、「帳票年月日 2」は、帳票の発行者(発注側、受注側のいずれか)や、対象帳票の業務(注文、納品、請求など)を特定せずに、多様な使用方法が想定されていることから、名称に「2」を適用することで結論した。また、「参照帳票 No.」は、注文メッセージの帳票番号を参照するために、注文帳票 No.を入れることとなっているが、「参照帳票 No.2」は、各社採番の番号(受注者側が振る納品番号等)を想定していることから、「参照」という文言は不適切であるとして、「帳票 No.2」に改めた。

一方、「単価 2」に関しては、既存の「単価」が小数点以下 1 桁であることに対して、工事請負契約外取引においては少額の取引が生じることから、小数点以下 3 桁の単価が必要とされ新設された項目であることを踏まえ、再検討の結果、「単価(小数 3 桁)」と改めた。

(2) 合意精算に係る CI-NET 標準ビジネスプロトコルでの定義

(a) 背景

平成 24 年度の LiteS 委員会において、合意精算業務における CI-NET LiteS 実装規約の適用に際しては、合意打切業務と同一のメッセージを使用することが取り決められた。この対応はシステムの実装の上での扱いであるが、定義上は打切業務と精算業務は区分すべきとの考えから、

CI-NET 標準ビジネスプロトコルでの合意精算業務を処理するメッセージとして、CI-NET 標準ビジネスプロトコル上で「合意精算申込」および「合意精算承諾」の 2 つの情報種類を定義した上で、使用するメッセージは「合意打切申込メッセージ」および「合意打切承諾メッセージ」を使用する旨を定めることとなった。これを受けて、合意精算業務に係る情報種類の新設およびこれらにおけるメッセージの取り扱いに係る改善要求が提出された。

(b) 検討結果

上記の審議において、以下が指摘されたが、これらをチェンジリクエストに反映の上、改善要求を承認した。

a) 「合意打切申込／承諾メッセージ」の項目名称

「合意精算申込／承諾情報」において、既存の「合意打切申込／承諾メッセージ」を流用することについて、従来、「合意打切申込／承諾メッセージ」は減額の場合に利用されることが通例であったので、今回の改訂により減額と増額の双方に対応可能となるのであれば、「打切」という名称は改めることが望ましいと考えられる。

既存ユーザがいるため、メッセージ名を変更できないのであれば、情報種類とこれに対応するメッセージをともに新設すべきではないか。名称としては、「精算」等が適切と考えられる。

(3) その他

CI-NET 標準ビジネスプロトコル、CI-NET LiteS 実装規約、CI-NET 建設資機材コードについて、今後は、複数のバージョンが混在する環境下で運用されるケースが増えると想定されることから、これにより支障を来すことのないよう、バージョン管理方法を明確に取り決める必要があることが指摘された。

バージョン管理方法の考え方としては、一例として、システム側に求められる処理対応等の分類に応じた付番ルールとすること等が考えられる。

6.2.4.2. CI-NET 標準ビジネスプロトコルのメンテナンス（平成 26 年度の予定）

LiteS 委員会および実用化推進委員会の活動状況に鑑み、以下について、平成 26 年度に改善要求（チェンジリクエスト）が提出される見込みである。

(1) CI-NET 建設資機材コードの改訂（Stem コードとの統一）

CI-NET 建設資機材コードと設備機器ライブラリーデータ交換仕様コード(Stem コード)の統一化および統一化されたコード体系をもとにした設備機器情報の商流連携について、「CAD⇄見積」連携実現が必須であるとの認識のもと、両コードの統合に向けた検討が、実用化推進委員会において進められている。

これに関して、平成 24 年度には、機械設備分野のうち、機器設備（空調、衛生共通機器）、

衛生・防災機器について、CI-NET 建設資機材コードと Stem コードの統合、および大分類以下のコード体系が整理され、これらのコード改訂に係る改善要望を受けて、承認を行った。

平成 26 年度は、引き続き、実用化推進委員会において、CI-NET 建設資機材コードと設備機器ライブラリーデータ交換仕様コード(Stem コード)の統合に向けた検討が計画されていることから、これに係る改善要求を受けて、審議を行う。

なお、実用化推進委員会（設備見積 WG）では、CI-NET と C-CADEC のコード統合方針に関して、①コード統合する対象範囲、②統合化の時期（2.1 化時期とのタイミング）、②コード体系の統合、③統合に伴う重複コードの対応策、の 4 点について、今後を検討を行うこととしている。

6.3. LiteS 委員会

6.3.1. 活動テーマ

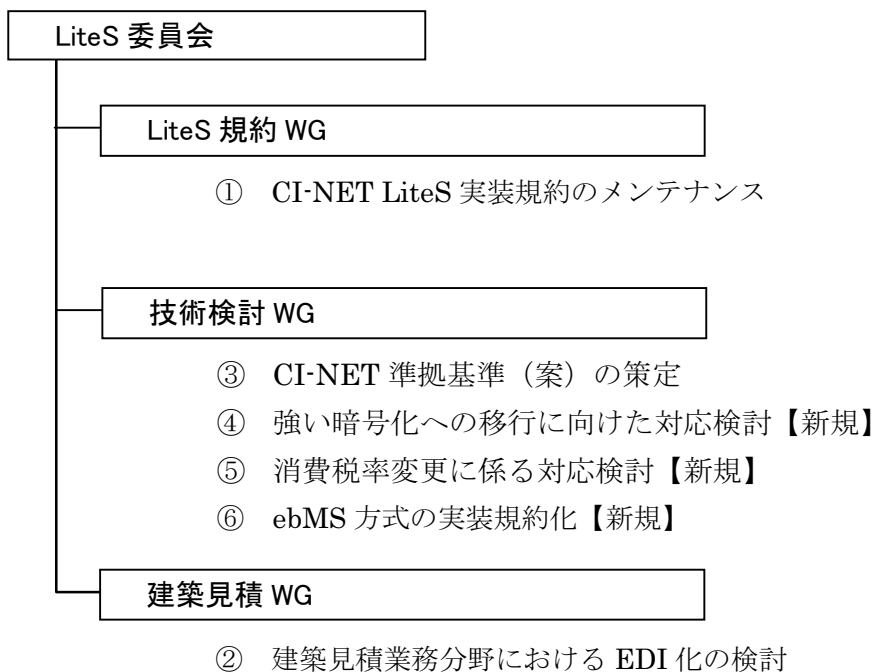
平成 25 年度の LiteS 委員会の主な活動テーマは、以下のとおりである。

<主な活動テーマ>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンス② 建築見積業務分野における EDI 化の検討③ CI-NET 準拠基準（案）の策定④ 強い暗号化への移行に向けた対応検討【新規】⑤ 消費税率変更に係る対応検討【新規】⑥ ebMS 方式の実装規約化【新規】 |
|--|

6.3.2. 活動体制

平成 25 年の LiteS 委員会では、主な活動テーマごとに以下の WG を設置して活動した。



6.3.3. 活動経過

以下の日程で LiteS 委員会を開催し、CI-NET のビジネスプロトコルおよび LiteS 実装規約の改訂に係わる検討を行った。

6.3.3.1. LiteS 委員会

会議名	開催日時、場所	主な議題
第 1 回 LiteS 委員会	平成 25 年 6 月 5 日 13:30～15:00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 平成 25 年度 LiteS 委員会の活動計画について (2) その他
第 2 回 LiteS 委員会	平成 26 年 3 月 4 日 14:00～15:30 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 平成 25 年度 LiteS 委員会の活動報告について (2) 平成 26 年度 LiteS 委員会の活動計画について (3) その他

6.3.3.2. LiteS 規約 WG

会議名	開催日時、場所	主な議題
-----	---------	------

第 1 回 LiteS 規約 WG	平成 25 年 6 月 24 日 10:30-12:00 TKP 虎ノ門会議室 カン ファレンスルーム 3A	平成 25 年度活動内容と目標について (1)工事契約外取引メッセージの実装規約化 (2)鑑項目合意変更メッセージに関する記載ルール (3)追加契約をした場合の消費税計算方法 (4)出来高報告メッセージにおける明細の記載方法 (5)出来高確認の査定理由記載項目追加 (6)拡張漢字の利用可否 (7)帳票データチェック値の送信回数表記の統一化
第 2 回 LiteS 規約 WG	平成 25 年 10 月 20 日 15 : 00～17 : 00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1)工事契約外取引メッセージの実装規約化について (2)鑑項目合意変更メッセージについて (3)その他
第 3 回 LiteS 規約 WG	平成 25 年 11 月 20 日 14 : 00～16 : 00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1)工事契約外取引メッセージの実装規約化について (2)鑑項目合意変更メッセージについて (3)その他
第 4 回 LiteS 規約 WG	平成 26 年 1 月 21 日 15 : 00-17 : 00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1)工事契約外取引メッセージの実装規約化について (2)その他

6.3.3.3. 技術検討 WG

会議名	開催日時、場所	主な議題
第 1 回技術検討 WG	平成 25 年 7 月 4 日 15:00～17:00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) 平成 25 年度活動計画について a. 新通信方式(ebMS)に係る LiteS 実装規約改訂について b. CI-NET 対応サービスの LiteS 実装規約準拠評価について (2) その他 a. 電子証明書について

		b. 新暗号方式移行について (SHA1 →SHA2)
第2回技術検討WG	平成26年2月20日 13:00~15:30 建設業振興基金 7階 701会議室	(1)新通信方式 (ebMS) に係る LiteS 実装規約改訂について (2) CI-NET 対応サービスの相互運用性試験仕様について (3) ASP 連携指針および CI-NET LiteS 伝達規約に対する改善要望について

6.3.3.4. 建築見積WG

会議名	開催日時、場所	主な議題
第1回建築見積WG	平成25年8月7日 15:30-17:30 建設業振興基金 3階 301 会議室	(1)平成25年度活動計画について a. 建築積算メッセージ;タグ番号付番について b. ベンダ向け説明会開催について (2)その他

6.3.4. 活動結果

6.3.4.1. LiteS 規約WG

平成25年度の活動として、以下に示す項目について、検討を行った。

(1) CI-NET LiteS 実装規約のメンテナンスについて

CI-NET LiteS 実装規約に基づき実業務に適用する上で、理解のしやすさ、解釈の相違、不具合の解消、実施のしやすさ等の向上のための検討を引き続き行い、CI-NET LiteS 実装規約や指針あるいは参考資料に関する実務への適応性向上に向けた取組を進めた。

具体的には、表 6.3-1 に記載の検討事項について審議を行った。検討事項別の審議の進捗は、表 6.3-1 のとおりである。このうち、(c)、(e)、(i)については未完了であり、平成26年度も引き続き審議を行う予定である。

表 6.3-1 検討事項別の審議の進捗

検討事項	進捗状況 ●：完了、○：継続
(a) 工事請負契約外取引メッセージの実装規約化および合意精	●

算に係る CI-NET 標準ビジネスプロトコルでの定義	
(b) 鑑項目合意変更メッセージに関する記載ルール	●
(c) 追加契約をした場合の消費税計算方法	○
(d) 出来高報告メッセージにおける明細の記載方法	●
(e) 出来高確認（査定）の査定理由を記載する項目の追加	○
(f) 拡張漢字の利用可否	●
(g) 帳票データチェック値(X 属性)の送信回数の表記の統一化	●
(h) 消費税率変更に伴う「経過措置の取り扱いについて」（国税庁）対応等調査	●
(i) 規約等のバージョンアップルール	○

(a) 工事請負契約外取引メッセージの実装規約化および合意精算に係る CI-NET 標準ビジネスプロトコルでの定義

a) 工事請負契約外取引メッセージの実装規約化

7) 背景

金額的には小さいが取引件数が多い「契約外取引」（小口取引とも呼ばれ、請負契約を必要としない資材の購入やリースなどの取引を指す。多くは電話などで簡便に発注し、納品後の支払いも1回程度で終わる）について、平成22年度より、システム投資が大きくなるよう簡便な仕組みで実用化を図りやすくする取り組みを進め、平成23～24年度に「工事請負契約外取引メッセージ（案）」として取り纏めている。

1) 検討結果

平成24年度に作成した改訂案について、情報化評議会会員への公開を行ったが、これに対する意見、要望等は、特に提出されなかった。

これを受けて、工事請負契約外取引メッセージの実装規約化に関する、以下の改善要求書を作成し、標準化委員会へ提出した。

表 6.3-2 工事請負契約外取引メッセージの策定に伴う改善要求一覧

改善要求内容	改善要求対象
メッセージの新設	<ul style="list-style-type: none"> • 工事物件案内メッセージ • 工事請負契約外請求メッセージ • 工事請負契約外請求確認メッセージ
データ項目の新設	<ul style="list-style-type: none"> • 明細別消費税率 • 単価（小数3桁）

改善要求内容	改善要求対象
	<ul style="list-style-type: none"> • 明細別参照帳票 No.2 • 明細別参照帳票年月日 2
CI-NET コードの改訂	• [1138]取引区分コード ([1203]明細別取引区分コード)

なお、平成 24 年度においては、「[1316]請求確認コード」についても改善要求書を提出予定であったが、平成 25 年度に再度検討の結果、新たなコードは追加しないこととした。

また、工事請負契約外取引メッセージの実装規約改訂案に関しては、明細別の消費税率を新設したことから、階層構造の明細において、消費税額の端数処理の扱いを取り決める必要があるとの指摘があり、明細はフラット構造とした。

標準化委員会の承認を受けた後、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 としてリリースすることとしている。

工事請負契約外取引メッセージの CI-NET LiteS 実装規約化に関しては、以下の文書が改訂される。

- 工事請負契約外メッセージの CI-NET LiteS 実装規約
- 工事物件案内・工事請負契約外請求メッセージインタフェース
- CI-NET LiteS 実装規約指針・参考資料 I.CSV インタフェース機能
- CI-NET LiteS 実装規約指針・参考資料XI.請負契約外請求一括取り込み CSV インタフェース機能

b) 合意精算に係る CI-NET 標準ビジネスプロトコルでの定義

7) 背景

請負契約で進められる工事案件における契約最終月の出来高・請求処理については、工事の進捗状況や工事途中での微細な施工変更等により、当初契約金額との相違が発生することがある。通常このような場合、当初契約金額より減額の場合には減契約や打切といった方法で対応している一方、増額の場合にはその分を追加契約している。

ただし、追加契約においては、その後の請求処理まで時間を要し受注者への早期の支払が難しい場合や、契約終了の繁忙期の事務手続き等を伴うこと等を考慮し、改善の余地があるとされてきた。

CI-NET では既に合意打切業務メッセージ（申込／承諾）が規定されており、減額の場合にはこれらメッセージを活用した業務効率化が図られているが、増額の場合にも同様の対応にて業務効率化が図れるのではないかとの考えから、平成 19 年度よりその可能性について議論を進めてきた。

合意精算業務における CI-NET LiteS 実装規約の適用については、平成 23 年度の LiteS 委員会にて承認を得たところであるが、上記の検討経緯を踏まえて、平成 24 年

度に CI-NET 標準の軸である CI-NET 標準ビジネスプロトコルにおいて、合意精算業務に係る内容の追記の要否について、検討を行っている。

1) 検討結果

平成 24 年度に作成した改訂案について、情報化評議会会員への公開を行ったが、これに対する意見、要望等は、特に提出されなかった。

これを受けて、合意精算に係る CI-NET 標準ビジネスプロトコルでの定義に関する、以下の改善要求書を作成し、標準化委員会へ提出した。

表 6.3-3 合意精算業務に係るメッセージの策定に伴う改善要求一覧

改善要求内容	改善要求対象
情報種類の新設	<ul style="list-style-type: none"> 合意精算申込情報 合意精算承諾情報
新たに追加する情報種類のメッセージとしての取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 合意精算申込情報 合意精算承諾情報

合意精算業務に係るメッセージの策定に関しては、以下の文書が改訂される。

- CI-NET 標準ビジネスプロトコル

(b) 鑑項目合意変更メッセージに関する記載ルール

a) 背景

契約後に鑑項目変更（部署名や、工事名の変更など）を合意された場合、受注者からの翌月の出来高報告において、鑑項目を最新状態にして返信出来るようにするニーズがある。これに関して、鑑項目合意変更メッセージ利用時のルールについては、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.6 において、「鑑項目合意変更メッセージにおいて変更可能なデータ項目」および「鑑項目合意変更承諾メッセージにおいて、鑑項目合意変更申込メッセージの値と異なってもよいデータ項目」が各々記載されている。しかし、元契約情報（注文請書）の項目に情報が記載してあり、鑑項目合意変更の同項目に記載が無い場合に、変更が無いのか、本項目の条件が“無効（不要）“に変更されたのかを受注者側で判断し難く、今後の運用時に混乱を招くことが懸念されるとの指摘がなされた。

b) 検討結果

鑑項目合意変更メッセージにおいて変更可能なデータ項目について、過年度検討経緯に基づき再整理の上、明記した。

なお、「すべての契約項目を記載」し、「添付ファイル（技術データ）を付けるか否かは定めない」運用とした。また、添付ファイル（技術データ）は変更しないルールとした。

表 6.3-4 鑑項目合意変更メッセージにおいて変更可能なデータ項目

タグ	項目名	注文	鑑項目 合意変更 申込	変更可否	備考
		必須	必須		
全体情報部分（鑑）				○：可 ×：否 —：規約に基づ いてセット	
1	データ処理 No.	●	●	—	
2	情報区分コード	●	●	—	
3	データ作成日	●	●	—	
4	発注者コード	●	●	×	
5	受注者コード	●	●	×	
1197	サブセット・バージョン	●	●	—	
1198	契約変更識別コード		▽	×	
9	訂正コード	●	●	—	
1006	工事コード	●	●	×	
1306	変更工事コード	○	○	○	
1007	帳票 No.	●	●	×	注文番号
1300	注文番号枝番	○	○	×	注文番号枝番
1008	帳票年月日	●	●	—	変更連絡日
1301	参照帳票 No.2	●	●	×	見積依頼番号
1023	受注者コード2	○	○	○	発注者採番
1046	取引件名（注文件名）コード	○	○	○	
1191	原価要素名	○	○	○	
1192	原価要素コード	○	○	○	
1193	原価科目名	○	○	○	
1194	原価科目コード	○	○	○	
1195	原価細目名	○	○	○	
1196	原価細目コード	○	○	○	
1013	受注者名	○	○	○	
1015	受注者代表者氏名	○	○	○	
1017	受注者担当部署名	○	○	○	
1018	受注者担当者名	○	○	○	
1019	受注者担当郵便番号	○	○	○	
1020	受注者担当住所	○	○	○	
1021	受注者担当電話番号	○	○	○	
1022	受注者担当 FAX 番号	○	○	○	
1165	受注者決裁者名	○	○	○	
1166	受注者建設業許可区分・登録コード	○	○	○	

タグ	項目名	注文	鑑項目 合意変更 申込	変更可否	備考
		必須	必須		
全体情報部分（鑑）				○：可 ×：否 －：規約に基づ いてセット	
1167	受注者建設業許可工事業種	○	○	○	
1168	受注者建設業許可日	○	○	○	
1024	発注者名	○	○	○	
1005	JV 工事フラグ	○	○	○	
1003	その他の JV 構成企業名	○	○	○	
1026	発注者代表者氏名	○	○	○	
1028	発注者担当部署名	○	○	○	
1029	発注者担当者名	○	○	○	
1030	発注者担当郵便番号	○	○	○	
1031	発注者担当住所	○	○	○	
1032	発注者担当電話番号	○	○	○	
1033	発注者担当 F A X 番号	○	○	○	
1169	発注者決裁者名	○	○	○	
1042	工事場所・受渡し場所名称	○	○	○	
1173	工事場所・受渡し場所略称	○	○	○	
1016	工事場所・受渡し場所郵便番号	○	○	○	
1043	工事場所・受渡し場所住所	○	○	○	
1025	工事場所・受渡し場所所長名	○	○	○	
1027	工事場所・受渡し場所担当者名	○	○	○	
1041	工事場所・受渡し場所電話番号	○	○	○	
1182	工事場所・受渡し場所 F A X 番号	○	○	○	
1045	取引件名（注文件名）	○	○	○	
1047	受渡し方法	○	○	○	
1052	工事・納入開始日	○	○	○	
1053	工事・納入終了日・納入期限	○	○	○	
1044	別途受渡し場所名称	○	○	○	
1095	別途受渡し場所住所	○	○	○	
1054	保証期間指定	○	○	○	
1055	精算条件	○	○	○	
1056	支払条件	○	○	○	
1066	保険条項	○	○	○	
1069	受注者側見積・契約条件	○	○	○	
1174	発注者側見積・契約条件	○	○	○	
1175	特記事項	○	○	○	
1176	特記事項 2	○	○	○	

タグ	項目名	注文	鑑項目 合意変更 申込	変更可否	備考
		必須	必須		
全体情報部分（鑑）				○：可 ×：否 —：規約に基づ いてセット	
1071	運送費用負担	○	○	○	
1079	基本契約日	○	○	○	
1302	基本契約番号	○	○	○	
1312	出来高査定方式識別コード	○	○	○	
57	消費税コード	○	○	×	
59	課税分類コード	○	○	×	
1004	消費税率	○	○	×	
1088	明細金額計	○	○	×	
1089	明細金額計調整額	○	○	×	
1090	調整後帳票金額計	○	○	×	
1096	消費税額	○	○	×	
1097	最終帳票金額	○	○	×	
1014	送り状案内	○	○	—	
1183	使用メーカー名	○	○	○	
1184	使用メーカー見積金額合計	○	○	○	
1185	使用メーカー購入品名、数量単位	○	○	○	
1186	使用メーカー購入品数量	○	○	○	
1187	使用商社名	○	○	○	
1188	使用商社見積金額合計	○	○	○	
1189	使用商社購入品名、数量単位	○	○	○	
1190	使用商社購入品数量	○	○	○	
1179	帳票データチェック値	○	○	—	

※明細はすべて、変更不可とする。

(c) 追加契約をした場合の消費税計算方法

a) 背景

CI-NET LiteS 実装規約に基づく ASP サービスにおいて、追加契約をした場合の消費税計算方法が異なる状況があるとの報告がユーザ企業よりなされている。

具体的には、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.5、p.257 ケース 3 のように本契約と追加契約（枝番契約）があった場合に、本契約と追加契約（枝番契約）は以下の通りとなるが、この出来高報告において、以下の 2 ケースが生じている。

- 確定注文 調整後帳票金額計、(消費税額)
 - 本契約 1050 円 (52 円)
 - 追加契約 (枝番契約) 1050 円 (52 円)

- 出来高報告

- ケース 1：本契約と追加契約（枝番契約）を合算した際、契約金額計：2100 円となり、その契約金額消費税額(5%)は 105 円となる場合。
- ケース 2：契約金額消費税額(5%)を本契約と追加契約(枝番契約)別個に計算しており、契約金額消費税額(5%)は 104 円(=52 円+52 円)となる場合。

b) 現状

全体情報部分（鑑）の[1092]契約金額計は、第一レベル（[1200]明細コード=0001～9999）の全ての本体行の[1225]契約金額明細の総和である。

本契約と追加契約(枝番契約)があった場合、枝番契約分も明細に統合されるので、本体契約+枝番契約=契約金額 として、消費税は全ての合計契約金額で再計算される（規約によるルール）。

この際、全明細行の[1225]契約金額明細の合計と[1092]契約金額計とは一致しないことがある（消費税の累積加算を行うと上記との相違が生じる場合があるため）。

これについて、ASP サービス 4 社のうち、3 社は追加契約部分を本契約と合算した上でその分の消費税を計算しており、1 社は本契約と追加契約を別個に消費税を計算した上で合算し、全体情報部分（鑑）に記載している。

c) 検討結果

ASP サービスの現状を再確認するとともに、調査技術委員会において検討される消費税率変更への対応方針も考慮しつつ、見解の整理およびシステム的な対応を含めて、ルールの明確化を検討し、以下の対応方針とした。

- 全体情報部分（鑑）の[1092]契約金額計は、税抜合計額（外税明細の積算）+税抜合計額×消費税率 とする。
- LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6 には明記済みであることから、参考資料に事例を掲載する。

上記の対応方針に基づき、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.6 の改定案を作成した。

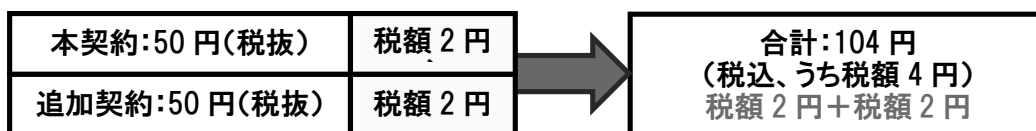
<CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.6 改訂案>

追加契約をした場合の消費税計算方法については、各社様々であるが、以下の (A) に示す 3 つのパターンに整理される。なお、CI-NET では、以下の (B) を正とする。

(A) 本契約と追加契約で各々の税額を記載する場合

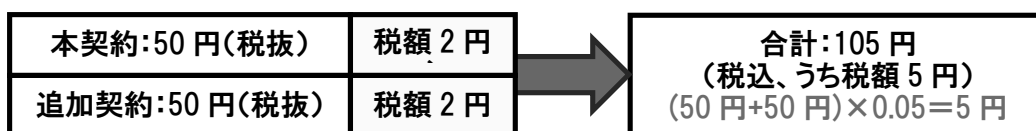
本契約が税抜 50 円、追加契約が税抜 50 円であった場合、税率 5%の税額は 2.5 円となるが、小数点以下は切り捨てるのルールにより、税込額は各々 52 円となる。この場合の合計金額の算出方法は以下の 3 パターンがある。

(A-1)

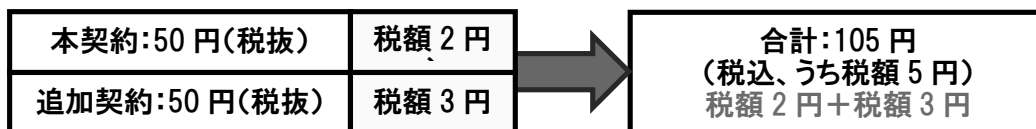


※小数点以下切り捨て

(A-2)

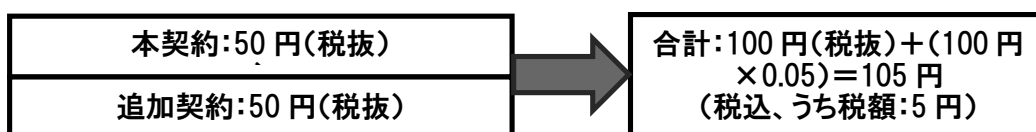


(A-3)



(B) CI-NET での追加契約の考え方

本契約が税抜 50 円、追加契約が税抜 50 円であった場合、税抜の合計額は 100 円となる。これに対する税率 5%の税額 5 円を加算して、総合計は 105 円となる。



本件については、工事請負契約外取引における外税/内税の混在や、複数税率への対応も含めて、再度検討が必要になるため、各ベンダの現状を再確認の上、調査技術委員会において検討される消費税率変更への対応方針も考慮しつつ、見解の整理およびシステム的な対応を含めて、来年度に継続してルールの明確化に向けた検討を行うこととし

た。

なお、検討に際して、出来高業務に CI-NET を導入しており、かつ、追加契約にも対応している企業における消費税の計算方法について、契約の税額と請求書の税額の合計を一致させる必要があるかどうかも含めて、確認する必要があることが指摘された。

(d) 出来高報告メッセージにおける明細の記載方法

a) 背景

以下の要望が提示されており、これに関する現状は以下のとおりとなっている。

7) 要望

CI-NET のスタート当初には、生コン等の資材などで、出来高時に必ず明細が変更になるので、変更できるようにすべきだという意見があり、また、紙で処理する場合に、発生しない当初の明細項目を、出来高の度に記載するのは非合理的だという意見があったが、現状の電子商取引では、そのような手間は殆ど考慮する必要はない（当初の明細項目を残したまま、変更になった内容を明細行追加すればよく、明細を転記する手間はかからない）。

また、昨今の世の中の経理処理の厳格化、内部統制の浸透により、明細のもつ意義も変わりつつあり、出来高の際に、契約時の明細項目を自由に変更できることによる不都合が生じているため、CI-NET LiteS 実装規約、あるいは Q&A にて、明確にすることが求められている。

1) 現状

出来高報告メッセージにおける明細の記載内容について、規約上は契約内容の変更不可と明記されており（CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad6、p.259 「【重要事項 2】出来高業務のメッセージにおける契約内容の変更可否」）、変更された場合にエラーとなるようシステムを組んでいる企業が多い。

一方で、出来高業務のメッセージの明細書作成例として、確定注文／注文請けメッセージと出来高報告メッセージで明細内容が異なる場合の変更方法が記載されており（CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad6、p.255～）、変更可能な運用を行う企業もある。

b) 検討結果

出来高報告メッセージにおける明細の記載内容に関して、CI-NET LiteS 実装規約において矛盾した記載になっていることについて、当面の対応方針を以下のように取り決めた。

<対応方針>

- LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6、p.258 の「表 BVII1-9 出来高明細作成例 6 統合型」の例示は規約に合致しないが、運用中の企業もあるため当面は記載を残

し、議事録に経緯を記録しておく。

- LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6、p.258 の「表 BVII1-9 出来高明細作成例 6 統合型」に対応可能な総合工事業者および対応不可能な総合工事業者のリストを作成し、Q&A に掲載するとともに、ベンダ各社への周知を図ることとする。

(e) 出来高確認（査定）の査定理由を記載する項目の追加

a) 背景

出来高確認（査定）メッセージで査定理由を記載する項目を加えて欲しいとの要望が提出されている。

b) 現状

「1315 査定結果コード」は、現在、「承認」、「査定・不承認」、「受理」しかなく、査定が否認された場合に、受注者側で否認理由が分からないため、対応に困るケースがある。このため、不承認の際の査定理由を記載する項目が別途必要だが、使用可能な該当項目がない（既存項目を流用する場合）。

なお、発注者側では、自動査定と目視査定の 2 段階で処理しているケースが多い。

c) 検討結果

代替利用が想定される既存項目について、利用実態を調査した。([1315]出来高・請求・立替査定結果コードに不足はないか、21、22、23 は使われているか、査定否認理由にはどのような項目があるか等)

上記の調査結果を踏まえ、対応方針として、以下を取り決めた。

<対応方針>

- [1315]に典型的な否認理由を定義したいとの要望もあるが、否認理由を統一的に決めることは難しいことから、CI-NET LiteS 実装規約の次期改訂までは、Q&A に各社の対応を例示（不承認の理由を送り状案内に記載する等）し、これを参考に対応することとする。

なお、CI-NET LiteS 実装規約の次期改訂に伴う新規項目追加の要否については、平成 26 年度以降に継続して検討を行うこととした。

(f) 拡張漢字の利用可否

a) 背景

以下の要望が提示されており、これに関する現状は次表のとおりとなっている。

要望	現状
一部の拡張漢字を使用できる様に検討して欲しい。	会社名や代表者氏名で「高」「崎」などが利用できない。 設備業等では頻繁に利用する①②…ⅠⅡⅢ…なども利用できないことで運用上不都合がある。 規約上では、JIS-X0201 および JIS-X0208 を標準の文字コードとする規定があり、「高」や①②…はこの範囲に入っていない。 また、利用可能な文字・利用できない文字を明確化したい。

b) 検討結果

本検討テーマに関しては、利便性向上対策の一つであるため、実用化推進委員会普及推進 WG での検討事項とした。

(g) 帳票データチェック値(X属性)の送信回数の表記の統一化

a) 背景

帳票データチェック値で右詰め「ssss1」³と右詰め「00001」がベンダによって見解が異なっている。そのため、元データのチェック時に「ssss 1」と「00001」が異なる値と判断した場合に、元データの特定に影響が発生している。このため、帳票データチェック値で右詰め「ssss 1」と右詰め「00001」の見解を統一して欲しいとの要望が提出されている。

b) 現状

- 帳票データチェック値の表記に「00001」と「ssss 1」が混在しており、システムでエラー処理されるケースが多いことから、統一ルールの特記が必要である。
- [1179]帳票データチェック値は、右詰め 5 桁で表現することと明記されている。(LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6、p.174、他)
- 「[1179]帳票データチェック値マルチ 1 回目には、対応する契約変更申込メッセージの[1]データ処理 No.の値を記載する。」等の記述があるが、[1179]帳票データチェック値は属性 X (英数字文字列)、[1]データ処理 No.は属性 9 (ゾーン 10 進数) である。
- トランスレータで桁数が詰められた後の、戻し方が決められていない。

c) 検討結果

帳票データチェック値は、CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.6 では 9 属性 (数値) となっているが、CII のシンタックスルール上は

³ 「s」は空白を表す。「ssss1」は空白 4 個と「1」である。

X 属性（半角全角混在文字）であるため、トランスレータからの出力は X 属性すなわち「00001」となる。

また、[1179]帳票データチェック値は、右詰め 5 桁で表現することと明記されている。（CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6、p.174、他）このため、「00001」を正とすることで結論し、関連文書にもこれを明記することとするが、実運用中のシステムにおいては、当面はいずれの表現方法も容認することとした。

A. CI-NET LiteS 実装規約は改訂案（例：確定注文、注文請けメッセージの記載案（CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6、p.232 より抜粋。）

表 B.IV.2-12 確定注文、注文請けメッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	確定注文	注文請け
1	確定注文メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	対応する確定注文メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
2	確定注文メッセージの内訳レコード数、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	対応する確定注文メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
3	確定注文メッセージの[1218]明細数量の絶対値の合計、整数部 12 桁、小数部 3 桁。	対応する確定注文メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
4	確定注文メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。	対応する確定注文メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
5	1～14 桁空白。 15 桁目=「1」なら内訳照合せず、「0」または空白なら内訳照合する。	15 バイト全体の中の左詰め 1～12 桁は注文請けメッセージの送信処理を行う年月日時分(YYYYMMDDhhmm)。 13～15 桁目は対応する確定注文メッセージの内容をそのままセットする。
6	使用しない。	使用しない。
7 【注】	0 または空白：明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1：明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)	対応する確定注文メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
8	対応する購買見積回答メッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ（変更せず返信）。 15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	対応する確定注文メッセージの値と同じ（変更せず返信）。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。
9	使用しない。	使用しない。

B. LiteS 実装規約参考資料の改訂案 (LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6 指針参考資料 p.65 より抜粋。)

【例 2】[1179]帳票データチェック値 (X 属性、最大バイト数 15) に[1]データ処理 No.「123」(15 バイトの中の右詰め 5 桁) を記載する場合。

正 : ssssssssss00123

正誤 : ssssssssss123

誤 : ssssssssss123ss

誤 : 0000000000ss123

(注) LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6 以前は「sssssssssss123」の表記も正と記載されていたため、同 Ver.2.1 ad.6 以前からの運用システムにおいては、「sssssssssss123」の表記も混在しており、注意が必要である。なお、「sssssssssss123」と表記している場合は、出来る限り速やかに「sssssssssss00123」の表記に改修することが望ましい。

(h) 消費税率変更に伴う「経過措置の取り扱いについて」(国税庁) 対応等調査

a) 背景

平成 26 年 4 月と平成 27 年 10 月に消費税率が段階的に引き上げられることを受けて、CI-NET における対応方法を取り決める必要が生じた。

これについて、調査技術委員会にて検討される対応方針に従い、具体的な対応方法の検討が求められることとなった。

b) 検討結果

調査技術委員会より具体的な対応方法の検討を求められる事項は発生しなかった。

なお、経過措置の対象となる場合は、取引先へその旨連絡すべきであるが、その際には、[59]課税分類コードの「4」を使用することができる。これについては、一部の ASP ベンダで未対応のケースがあったことから、税率 10%移行時まで各 ASP ベンダ各社にて対応することが望ましいとされた。また、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6 を以下の通り改訂することとした。

[59]課税分類コード

課税、非課税取引を示すコード。

- ・ CI-NET 標準 BP 「3.2.3.11 課税分類コード」(下表)に準拠する。
- ・ メッセージの明細に課税分類の異なる明細行が混在する場合は、別個のメッセージとして作成、送信する。

表 B.Ⅲ.2-1 課税分類コード

分類	[59] 課税分類コード
当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。	1
当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を行う。	2
当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行う。	3
当該取引が経過措置の対象であることを示し、経過措置の処理を行う。	4
当該取引が消費税対象外の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。	9

【注意事項】

- ・ [59]課税分類コードが”1”または”4”の場合は、[1096]消費税額 の計算を行う。
- ・ [59]課税分類コードが”2”、”3”、”9”のいずれかの場合は、[1096]消費税額 の計算を行わない。

(i) 規約等のバージョンアップルール

a) 背景

CI-NET 建設資機材コードと設備機器ライブラリーデータ交換仕様コード(Stem コード)の統合に伴い、運用開始後初めて CI-NET 建設資機材コードが改訂されることから、バージョンの命名ルールを取り決める必要が生じた。

CI-NET LiteS 実装規約に関しても、バージョン管理番号の体系は決められているものの、付番方法は決められていなかったことから、これを明確にすべきとの指摘が従来よりあった。

b) 検討結果

以下の課題について、継続して検討を行うこととした。

- ・ CI-NET LiteS 実装規約等のバージョンの命名ルールを決める。
- ・ 現時点で見込まれる改訂内容について、どのバージョンにて反映させるかを割り当てる。
- ・ 各バージョンアップのスケジュール案を作成し、標準化委員会に提案する。

6.3.4.2. 技術検討WG

(1) CI-NET 準拠基準（案）の策定

(a) 背景

従来、CI-NET を利用した電子商取引における ASP サービス、パッケージ製品およびその他の EDI サービス（以下、「CI-NET サービス」という。）の開発と CI-NET LiteS 実装規約策定を同時並行的に進めてきた経緯から、CI-NET 準拠基準については明示してこなかったが、平成 24 年度に、新規に ASP による CI-NET サービスを行おうとしている事業者からの打診を受けたことから、CI-NET 準拠基準に係る要件について検討を行うこととした。

(b) 検討結果

「CI-NET LiteS 実装規約準拠基準」の方針（案）を作成したが、その確認方法についても明示する必要があるとの指摘を受けた。

このため、平成 26 年度も継続して、「CI-NET LiteS 実装規約準拠基準」の方針（案）に基づき、「CI-NET LiteS 実装規約準拠確認手順書（案）」を検討することとした。

(2) 強い暗号化への移行に向けた対応検討

(a) 背景

公的個人認証サービスにおいて利用されているハッシュ関数 SHA-1 および公開鍵暗号方式 RSA1024 について、暗号技術検討会等において安全性の低下により将来問題が生じる可能性が指摘されていることを受けて、総務省より、公的個人認証サービスにおける暗号アルゴリズムの移行に関して、以下の方針が示されている。

<政府機関の暗号アルゴリズム(SHA-1 および RSA1024)に係る移行指針>

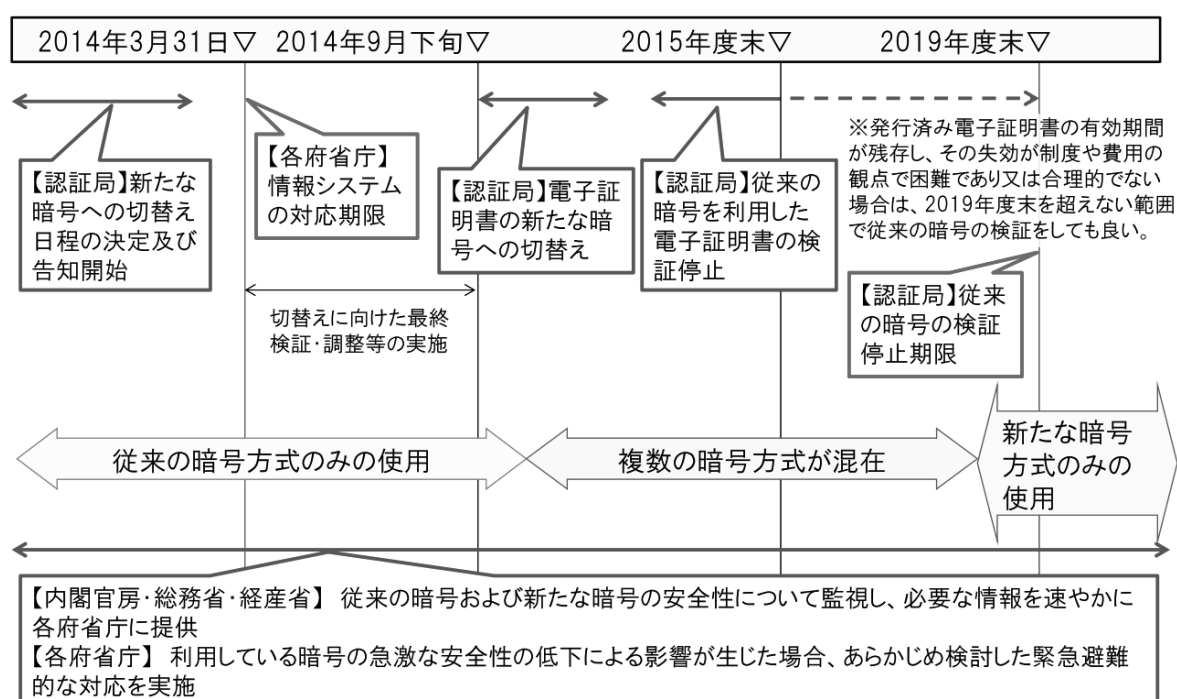
- SHA-1 および RSA1024 に代わる暗号アルゴリズムとして SHA-2 および RSA2048 を利用することが適当である。
- 現段階では以下のスケジュールを基本として暗号アルゴリズムの移行を進めていくことが適当である。ただし、このスケジュールについては SHA-1 および RSA1024 の急速な安全性低下を前提としていないため、今後、コンティンジェンシープランを検討する必要がある。
- 暗号アルゴリズムの移行案については、暗号アルゴリズムの監視状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う必要がある。

また、この移行スケジュールに関しては、以下が示されている。

表 6.3-5 公的個人認証サービスにおける暗号アルゴリズムの移行スケジュール

実施内容	実施時期
新たな暗号方式による電子証明書の発行開始時期（新電子証明書の発行を開始するとともに、旧電子証明書の発行を停止する。）	平成 26 年 9 月下旬以降、早期に。
従来の暗号方式による電子証明書の検証（有効性の確認）終了時期（旧電子証明書の有効期間後に、SHA-1 および RSA1024 の使用を停止する。）	平成 27 年度末までに。ただし、発行済み電子証明書の有効期間が残存し、やむを得ない場合は、「平成 31 年度末まで」可

出所：総務省、「公的個人認証サービスにおける暗号方式等の移行に関する検討会 概要」、2009 年 1 月 26 日
 出所：内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）、報道資料「情報セキュリティ対策推進会議第 8 回会合の開催について」、平成 24 年 10 月 26 日



出所：内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）、報道資料「情報セキュリティ対策推進会議第 8 回会合の開催について」、平成 24 年 10 月 26 日

図 6-2 政府機関における暗号移行スケジュール

これらの政府機関における動向に合わせて、CI-NET においても、暗号アルゴリズムの移行を進める必要が生じている。

また、現在、CI-NET 電子証明書の発行認証局である日本認証サービス株式会社の解散に伴い、認証局（認証サービス）についても、平成 26 年度より変更する必要が生じた。

(b) 検討結果

「認証サービス」の変更および「暗号アルゴリズム」の移行に伴う以下の検討を行った。

a) 変更・移行のタイミング（一斉／順次）

ASP ベンダ各社と協議の上、「認証サービス」の変更および「暗号アルゴリズム」の移行に伴うシステム改変における障害対応の原因切り分けを行い易くするため、「認証サービス」の変更と「暗号アルゴリズム」の移行のタイミングは同時としない方針を決定した。

b) 変更・移行のスケジュール

上記の変更・移行のタイミングの方針に従い、「認証サービス」の変更を先行して実施することとし、変更スケジュールの作成および周知を行った。

「暗号アルゴリズム」の移行スケジュールについては、平成 26 年度以降に、システム改修が必要となる各社と協議の上、作成、周知することとした。

c) 試験方法

「認証サービス」変更に伴う試験については、ベンダ企業と調整の上、試験方法を決定した。

「暗号アルゴリズム」の移行に伴う試験については、平成 26 年度以降に、システム改修が必要となる各社と協議の上、実施することとした。

d) ユーザコスト負担等に係る検討

「認証サービス」の変更に伴うユーザ側の証明書の切り替えについては、ユーザ側のコスト負担に配慮し、各ユーザにおける証明書の更新時に順次行う方針とした。

なお、本件については、平成 26 年度も引き続き、関係者との調整を行い、移行方針およびスケジュールを確定することとしている。

(3) 消費税率変更への対応方法検討

(a) 背景

平成 26 年 4 月と平成 27 年 10 月に消費税率が段階的に引き上げられることを受けて、CI-NET における対応方法を取り決める必要が生じた。

これについて、調査技術委員会にて検討される対応方針に従い、具体的な対応方法の検討が求められることとなった。

(b) 検討結果

調査技術委員会より具体的な対応方法の検討を求められる事項は発生しなかった。

(c) 補足説明

調査技術委員会において、消費税率変更（5%→8%）に伴う CI-NET LiteS 実装規約の改訂は行わない方針となった。現行の CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.6 に基づく具体的な対応マニュアルの作成は、調査技術委員会にて行われた。

今後、調査技術委員会において、消費税率変更（8%→10%）への対応方針が示された後、以下の検討を行うこととした。

- 対応方針に基づく具体的な対応マニュアルの作成
- CI-NET LiteS 実装規約における消費税率変更対応に係る仕様案および規約改訂のタイミング等の検討

(4) 情報伝達方式の利便性向上の検討

(a) 背景

現在の CI-NET LiteS 実装規約における情報伝達規約では電子メール方式を採用しているが、対象業務の普及拡大に伴い、出来高・請求のように業務上締切りのある大量の業務データに対する処理の効率化や、高度なセキュリティへの要求もあり、従来の電子メールベースの情報伝達規約に加え、新たな方法について平成 18 年度より検討を行っている。平成 21 年度第一次実証実験、平成 22 年度第二次実証実験において、ebMS を利用した新しい通信方法が実用に資することが実証され、平成 23 年度においては、平成 20 年度作成の「CI-NET 版 ebMS による通信プロトコル利用ガイドライン（案）」に導入・運用に係る具体的な進め方等を盛り込むことで実用に向けて具体的な対応を追加した、「CI-NET 版 ebMS による通信プロトコル利用ガイドライン（案）改訂版（案）」を作成している。

(b) 検討結果

平成 25 年度は、平成 23 年度に取りまとめた「CI-NET 版 ebMS による通信プロトコル利用ガイドライン（案）改訂版（案）」について、当面のユーザと想定される総合工事業者やシステムベンダ等から新たな追加意見、要望を収集するとともに、内容について確認を行い、「CI-NET 版 ebMS による通信プロトコル利用ガイドライン改訂版」を確定した。

6.3.4.3. 建築見積 WG

(1) 建築見積業務分野における EDI 化の検討について

(a) 背景

主に総合工事業者と積算事務所における建築積算数量データの電子データによるやり取りを進める取組であり、平成 19 年度から「集計表（仕上・躯体集計表）」の電子データ化の検討を行い、平成 21 年度には「建築積算業務メッセージ（案）」を策定し、平成 23 年度は、電子データ化のより良い運用を引き続き検討し、EDI 化による生産性の向上の検証を行うためのツール「建築積算データチェックツール」を開発している。平成 24 年度は、(公社) 日本建築積算協会の協力も得ながら、建築積算データチェックツールを用いて建築積算データの有効性についての評価を行うとともに、建築積算業務のメッセージの取り扱いを取り決めた。

(b) 検討結果

建築積算メッセージ数量データ（平成 24 年度までにフォーマットを策定）のデータ項目

へのタグ番号の付番案を作成し、CI-NET LiteS 実装規約指針参考資料に記載することとした（資料編参照）。なお、集計表に展開するためのコード精査については、継続して検討を行うこととした。

また、積算事務所および建築積算パッケージベンダ等を対象に普及活動として、個別に説明会を行った。

6. 4. 調査技術委員会

6. 4. 1. 活動テーマ

平成 25 年度の調査技術委員会の主な活動テーマは、以下のとおりである。

<主な活動テーマ>

- | |
|-----------------------------------|
| ① CI-NET を取り巻く周囲の電子商取引等に係る調査研究の実施 |
|-----------------------------------|

6. 4. 2. 活動体制

平成 25 年度の調査技術委員会では、WG 等を設置せずに活動した。

調査技術委員会

- ① 発注者の電子契約の動向、関連する技術の動向や税制改正に係る動向等についての調査

6. 4. 3. 活動経過

以下の日程で調査技術委員会を開催し、CI-NET の消費税率の変更に係る対応策について、検討を行った。

会議名	開催日時、場所	主な議題
第 1 回調査技術委員会	平成 25 年 7 月 2 日 15 : 00 ~ 17 : 00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1)平成 25 年度 調査技術委員会の活動計画について (2)その他 ・(一社)日本建設業連合会（日建連）からの問い合わせ

		・消費税率変更に係る CI-NET の対応について
第 2 回調査技術委員会	平成 26 年 3 月 3 日 15:45～17:00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1)平成 25 年度 調査技術委員会の活動報告について (2)平成 26 年度 調査技術委員会の活動計画について (3)その他

6. 4. 4. 活動結果

(1) 消費税率改正の対応方針について

(a) 背景

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法および地方交付税法の一部を改正する法律」（平成 24 年 8 月 22 日公布）により、現行の 5%から平成 26 年 4 月 1 日に 8%、平成 27 年 10 月 1 日に 10%に消費税率が改正される。また、8%への変更時に平成 25 年 10 月 1 日より、10%への変更時には平成 27 年 4 月 1 日より、経過措置が取られることから、これらの期間において、複数の消費税率を取り扱う状況が生じている。これに対する平成 24 年度の検討において、8%変更時には CI-NET LiteS 実装規約の変更は行わず、運用で対応することを方針として取り決めている。

(b) 検討結果

消費税率の改正に伴う経過措置に係る基本的な対応パターンに加え、経過措置に伴う例外的な対応を含めた整理を行い、CI-NET としての対応方針として取り纏めの上、「消費税率変更に伴う CI-NET の対応例」（資料編参照）として、CI-NET ホームページ上に公開した。

今後は、10%への変更に向けた、CI-NET としての対応方針を検討する。

6. 5. 広報委員会

6. 5. 1. 活動テーマ

平成 25 年度の広報委員会の主な活動テーマは、以下のとおりである。

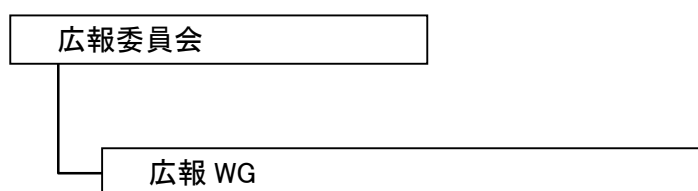
<主な活動テーマ>

① 広く認知してもらうための広報セミナー

- ② 広報コンテンツの収集と体系的整理、および検索システムの構築【新規】
- ③ CI-NET 関連ホームページの改修検討【新規】

6.5.2. 活動体制

平成 25 年の広報委員会では、広報ワーキンググループを設置して、実用化推進委員会とも連携を取りながら、活動を行った。



- ① 広く認知してもらうための広報セミナー
- ② 広報コンテンツの収集と体系的整理、および検索システムの構築
- ③ CI-NET 関連ホームページの改修検討

6.5.3. 活動経過

以下の日程で広報委員会および広報ワーキンググループを開催し、CI-NET の広報に係わる検討を行った。

6.5.3.1. 広報委員会

会議名	開催日時、場所	主な議題
第 1 回広報委員会	平成 25 年 6 月 28 日 15:00~17:00 建設業振興基金 7 階 701 会議室	(1) 平成 25 年度 広報委員会の活動計画について 1) 広く認知してもらうための広報セミナーについて 2) 広報コンテンツの収集と体系的整理および検索システムの構築 3) CI-NET 関連ホームページの改修検討 (2) その他
第 2 回広報委員会	平成 26 年 2 月 27 日 (木) 15:00~17:00 建設業振興基金 3 階 301 会議室	(1) ホームページの再構成等について (2) 平成 25 年度広報委員会活動報告(案)について (3) 平成 26 年度広報委員会活動計画(案)に

ついて
(4)その他

6.5.3.2. 広報 WG

会議名	開催日時、場所	主な議題
第1回広報 WG	平成 25 年 9 月 12 日 15:00～17:00 建設業振興基金 2 階 203 会議室	(1) 広く認知してもらうための広報セミナーについて (2) 検索システムの構築について (3) CI-NET 関連ホームページの改修検討について
第2回広報 WG	平成 25 年 11 月 15 日 15:00～17:00 建設業振興基金 7 階役 員会議室	(1) 広く認知してもらうための広報セミナーについて (2) CI-NET 導入検討企業向け説明資料の広報方法について (3) 検索システムの構築について (4) CI-NET ホームページ再構成について (5) 次期「3 カ年活動計画(平成 26～28 年度)」(案)について

6.5.4. 活動結果

6.5.4.1. 広報 WG

(1) 広く認知してもらうための広報セミナー

(a) 背景、目的

主に CI-NET の認知度の低い事業者を対象として、CI-NET への関心を地域単位あるいは業界単位で高め、導入検討に進む企業の裾野を拡げることを目的として、都道府県建設業協会や業界団体等と連携して広報セミナーを開催し、戦略的に広報普及活動を行う活動である。

(b) 実施結果

建設業者を対象として建設業の電子商取引 (CI-NET) 普及のための国土交通省および情報化評議会の取り組みや、電子商取引導入実施例を紹介するセミナーを下記の通り開催し、計 133 社 180 名が参加した。

なお、平成 25 年度に広報セミナーを実施した対象地域は、平成 24 年度に実用化推進委員会で実施した「発注業務における電子商取引に関する調査」(対象企業数：351 社)に基づき、選定を行った。

a) 都道府県建設業協会の会員向け広報セミナー

7) 開催実績

平成 25 年度は、都道府県建設業協会会員向けの広報セミナーを計 7 回開催した。

表 6.5-1 広報セミナー（都道府県建設業協会会員向け）の開催実績

対象地域、主催	開催日時、場所	参加者	実施内容
(一社)愛知県建設業協会	平成 25 年 4 月 26 日 愛知建設業会館	愛知県建設業協会 会員企業 19 社 (29 名) 国土交通省（建設市場整備課、中部地整建政部） 情報化評議会事務局	1)国土交通省における電子商取引への取り組みについて（国土交通省建設市場整備課） 2) CI-NET を利用した電子商取引について（情報化評議会事務局） 3)意見交換
(一社)静岡県建設業協会	平成 25 年 6 月 7 日 14：00～16：00 静岡県建設業会館 4 階会議室	静岡県建設業協会 会員企業 9 社 (11 名) 国土交通省（建設市場整備課、中部地方整備局県政部建設産業課） 情報化評議会事務局	(1)挨拶 中部地方整備局県政部建設産業課 伊藤課長 (2)議事 1)国土交通省における電子商取引への取り組みについて（国土交通省建設市場整備課 平野企画専門官） 2) CI-NET を利用した電子商取引について（情報化評議会事務局） 3)意見交換
(一社)大阪建設業協会 経営委員会電子契約部会	平成 25 年 6 月 19 日 15：00～17：00 大阪建設会館	大阪建設業協会 会員企業 9 社 (9 名) 情報化評議会事務局	(1)建設業の電子商取引について（情報化評議会事務局） ・国土交通省における電子商取引への取り組みについて ・CI-NET を利用した電子商取引について (2)意見交換
(一社)神奈川県建設業協会	平成 25 年 7 月 17 日 14：00～16：00 神奈川県建設会館 3 階会議室	神奈川県建設業協会 会員企業 9 社 (9 名) 国土交通省建設市	(1)挨拶（情報化評議会広報委員会 中島副委員長） (2)議事 1)国土交通省における電子商取引へ

対象地域、主催	開催日時、場所	参加者	実施内容
		場整備課 情報化評議会広報 委員会副委員長 情報化評議会事務局 局 (株)鴻池組	の取り組みについて(国土交通省建設市場整備課) 2) CI-NET を利用した電子商取引について(情報化評議会事務局) 3) CI-NET 導入事例について(株)鴻池組 竹中様) 4)意見交換
(一社)愛知県建設業協会	平成 25 年 10 月 2 日 14 : 00 ~ 15 : 00 愛知県建設業会館	愛知県建設業協会 土木委員会 8 社(8 名)	1)建設業の電子商取引について 2)意見交換
(一社)福岡県建設業協会	平成 25 年 11 月 6 日 14 : 00 ~ 16 : 00 福岡県建設業協会久 留米建設会館 3 階会 議室	福岡県建設業協会 会員企業 17 社(30 名)	1.建設業界 BIM 動向について 1) 国土交通省官庁営繕部における BIM 試行について(国土交通省 営繕部・整備課・施設評価室長) 2) 建設業振興基金 C-CADEC、BIM 関連取組と総合工事業者各社の BIM 取組状況(情報化評議会事務局) 2.電子商取引について 1) CI-NET 電子商取引について((一財)建設業振興基金 建設産業情報化推進センター) 3.質疑応答・意見交換
(一社)長野県建設業協会	平成 25 年 12 月 19 日 14 : 00 ~ 16 : 00、長 野県建設業協会 会議 室	長野県建設業協会 会員企業 31 社(31 名) 国土交通省土地・ 建設産業局建設市 場整備課 情報化評議会事務 局 (株)本間組(新潟県)	1.挨拶((一社)長野県建設業協会会長、(一社)建設業振興基金理事長) 2.議事 建設業の電子商取引について (1)国土交通省における電子商取引への取り組みについて(国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課) (2) CI-NET を利用した電子商取引について(情報化評議会事務局) (3) CI-NET 導入事例について(株)本間組(新潟県)) (4)意見交換

1) 配付資料

広報セミナーの開催趣旨等に応じて、以下の資料のすべてまたは一部を抜粋して配

付資料とした。

- 国土交通省における電子商取引への取り組みについて
- CI-NET を活用した電子商取引のご案内
- CI-NET を利用した電子商取引について
- CI-NET による電子商取引パンフレット
- CI-NET 導入事例について
- CI-NET 導入プレスリリース
- スモールスタートで安価・簡易に CI-NET 導入
- 建設業における法令遵守の徹底チラシ
- 相談できるベンダー企業
- CI-NET 利用の企業識別コード登録企業一覧（都道府県別）

ウ) 広報セミナー開催時の主な意見等

広報セミナー開催時の主な質問や要望として、以下の事項が挙げられた。

<質問>

- 書面と電子データの混在による混乱、負担に対する懸念
- 導入時の費用
- 協力業者（取引先）に対する CI-NET 導入の進め方
- 電子債権と CI-NET との関連
- 地方総合工事業者としての BIM の対応準備の進め方

<要望>

- 情報提供

b) 建設業団体の会員向け広報セミナー

7) 開催実績

平成 25 年度は、建設業団体会員向けの広報セミナーを計 2 回開催した。

表 6.5-2 広報セミナー（建設業団体会員向け）の開催実績

対象業界、主催	開催日時、場所	参加者	実施内容
北海道土木技術会 (建設マネジメン ト研究委員会建設 経営革新小委員 会)	平成 25 年 8 月 29 日 (木) 15:00~17:00、 札幌アスペンホテル 会議室	<聴講者> 民間企業：11 社 北海道開発局、北海道 建設部：33 名 <事務局>	1.挨拶 (情報化評議会政策委 員会 高野委員長) 2.議事： (1)建設業の電子商取引につ いて

対象業界、主催	開催日時、場所	参加者	実施内容
		(一社)北海道開発技術センター <講師> 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 情報化評議会政策委員会 高野委員長 (株)本間組 情報化評議会事務局	1)国土交通省における電子商取引への取り組みについて(国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課) 2)CI-NET を利用した電子商取引について(情報化評議会事務局) (2) CI-NET 導入事例について(株)本間組(新潟県)
埼玉県電業協会	平成 26 年 1 月 16 日 14:00~16:00 ホテルブリランテ武蔵野(さいたま市)	埼玉県電業協会会員企業 20 社 (20 名) 情報化評議会事務局	(1)情報セキュリティー<リスクと対策>(雄電社) (2)建設産業における電子商取引(情報化評議会事務局)

1) 広報セミナー開催時の主な意見等

広報セミナー開催時の主な質問や要望として、以下の事項が挙げられた。

<質問>

- 電子商取引の導入メリット
- 電子契約における書面の扱い
- 電子商取引の場合の帳票
- 土木部門で実施していない理由
- 書面と電子データが混在する場合の業務手順

<要望>

- 総合工事業者への普及

(2) 広報コンテンツの収集と体系的整理および検索システムの構築

(a) 背景、目的

既存調査において、「各社の事例は大変参考になる(規模、状況に応じて事例を選べるとよい)」、「同業他社での導入進展状況は社内にプレッシャーを与えることができる」等の意見があったことや、「経営陣、社内関係部署、取引先への説明」を導入検討にネックとなった点として挙げられた。これらを受けて、収集、検討した情報を説明対象(対象企業の規模、導入段階、社内対象者等)毎や利用シーン(セミナー、勉強会、個別支援、相談窓口等)等の利用者が参照し易く、かつ、利活用し易いものとするために体系的な整理を行うとともに、提供先の目的に応じた的確かつ効率的に情報提供するためのツールとして、検

索システムを構築した。

(b) 検討結果

導入を検討する企業における関係者への説明資料等作成に資することを主な目的として、利用者が参照しやすい、広報コンテンツの体系的整理(アーカイブ)(平成 24 年度に実施)に基づき、平成 25 年度に普及推進活動を通じて作成した資料についても、属性項目の整理を行い公表した。

また、広報活動の基盤強化を図るため、これらの収集、作成した広報コンテンツを、提供先の目的に応じた的確かつ効率的に提供するための検索システムを構築した。

a) コンテンツ検索システムの構築

平成 24 年度に、コンテンツの登録および検索の基本方針を検討し、これに基づき、平成 24 年度末から平成 25 年度にかけて、プロトタイプシステムの開発を行った。平成 25 年度は、実際に属性情報を付与したコンテンツを収録し、プロトタイプシステムの試行を行い、目的に沿った的確な資料が検索されることや、資料の閲覧や利活用等の利便性等について、検証を行った。





ホーム
CI-NET
導入・手続き
評議会
よくあるご質問
会員用ページ
リンク
サイトマップ

ホーム > CI-NET > 導入の参考資料

CI-NETとは

導入の効果

導入イメージ

必要なツール

導入状況

導入のための参考資料

アンケート調査

導入のための参考資料

導入の参考資料の検索

カテゴリ(絞り込み)	キーワード(複数選択可)
<input type="checkbox"/> 対象部門	<input type="checkbox"/> 経営者(経営層) <input type="checkbox"/> 業務所管部門 <input type="checkbox"/> 情報システム部門 <input type="checkbox"/> 協力会社 <input type="checkbox"/> ベンダー
<input type="checkbox"/> 利用者の業態	<input type="checkbox"/> ゼネコン <input type="checkbox"/> 設備業者 <input type="checkbox"/> ハウスビルダー <input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 予算規模	<input type="checkbox"/> 数万～数十万円規模 <input type="checkbox"/> 数百万円規模 <input type="checkbox"/> 数千万円規模
<input type="checkbox"/> システム形態	<input type="checkbox"/> 自社構築タイプ <input type="checkbox"/> ASP活用タイプ <input type="checkbox"/> 業務ソフト活用タイプ
<input type="checkbox"/> 適用業務	<input type="checkbox"/> 見積業務 <input type="checkbox"/> 注文業務 <input type="checkbox"/> 出来高・請求業務
<input type="checkbox"/> 適用業種	<input type="checkbox"/> 資材 <input type="checkbox"/> 外注 <input type="checkbox"/> 労務 <input type="checkbox"/> 経費
<input type="checkbox"/> 事前検討～社内合意形成	<input type="checkbox"/> 概要(CI-NETとは) <input type="checkbox"/> 施策・コンプライアンス <input type="checkbox"/> 関連法規 <input type="checkbox"/> 業界動向 <input type="checkbox"/> 導入コスト <input type="checkbox"/> 対象業務 <input type="checkbox"/> 業務フロー <input type="checkbox"/> システム概要(構成、機能) <input type="checkbox"/> 社内システムとの連携 <input type="checkbox"/> 導入・拡大の動機、経緯 <input type="checkbox"/> 導入の手順、スケジュール <input type="checkbox"/> 導入後の問題点・課題と改善策 <input type="checkbox"/> 導入・運用体制 <input type="checkbox"/> CI-NETの仕様(規約) <input type="checkbox"/> 導入効果(定性) <input type="checkbox"/> 導入効果(定量) <input type="checkbox"/> 現行業務・システム分析シート <input type="checkbox"/> 企画書
<input type="checkbox"/> 取組 先との調整	<input type="checkbox"/> 導入説明会開催・教育 <input type="checkbox"/> 利用者拡大・取組 先拡大
<input type="checkbox"/> システム構築	<input type="checkbox"/> 手続関連 <input type="checkbox"/> データ交換仕権関連
<input type="checkbox"/> システム運用	<input type="checkbox"/> 運用マニュアル <input type="checkbox"/> 操作マニュアル
<input type="checkbox"/> 資料作成時の目的	<input type="checkbox"/> 導入事例紹介 <input type="checkbox"/> 導入手順の解説 <input type="checkbox"/> 事務手続き <input type="checkbox"/> CI-NET仕様書 <input type="checkbox"/> セミナー等資料 <input type="checkbox"/> 国の施策説明

フリーワード検索

検索

すべてにチェック

すべて外す

【検索について】

※1: キーワードのチェックのみで検索した場合、対象キーワードの資料を検索します。

※2: フリーワード検索の入力のみで検索した場合、全掲載資料の全文を検索します。

※3: キーワードをチェックし、フリーワード検索を入力で検索した場合、対象キーワードの資料の全文を検索します。

図 6-3 検索条件指定画面

一般財団法人 建設業振興基金 建設産業情報化推進センター CI-NET

ホーム CI-NET 導入・手続き 評議会 よくあるご質問 会員用ページ リンク サイトマップ

ホーム > CI-NET > 導入の参考資料

CI-NET

導入のための参考資料

導入の参考資料

資料名 作成年月 (作成者)	対象部門 経営者(経営層)	利用者の業態 ゼネコン ベンダー 協力会社 情報システム部門 業務所管部門	利用者の業態 設備業者 ハウスメルター その他	予算規模 数千万円規模 数百万円規模	システム形態 自社構築タイプ 数千円規模 数百万円規模	適用業務 見積業務 業務ソフト活用タイプ その他	適用業種 資材 出稼高・請求業務 注文業務	適用業種 外注	事前検査 審査 重要(CI-NETとは)
CI-NETの愛読者 導入メリット紹介 2014年4月 建設業振興基金	●	●●●●	●	●●●●	●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●
CI-NETによる電 子商取引(パンフレッ ト) 2014年4月 建設業振興基金	●	●●●●	●	●●●●		●	●●●●		
CI-NETによる電 子商取引 2014年3月 建設業振興基金	●	●●●●	●	●●●●		●●●●	●●●●		
電子商取引の導入・運 用事例(地域建設業) 2014年3月	●	●●	●	●●●●		●	●●●●	●●●●	●●●●

*当該資料は●印のカテゴリ情報を含んでおります。

検索ページへ戻る

Copyright (c) 一般財団法人建設業振興基金 All rights reserved.
本サイトに掲載されている記事・写真・図表などの無断転載を禁じます。

図 6-4 検索結果一覧画面 (例)

a) 広報コンテンツの収集と体系的整理

平成 24 年度に、既存の資料を対象としたコンテンツの整理を行ったことに引き続き、平成 25 年度は、表 6.5-3 に挙げる、平成 24~25 年度に普及活動等を通じて新たに作成した資料やツールを対象として、体系的整理 (属性項目の付与作業) を行った。

表 6.5-3 対象コンテンツ (平成 25 年度追加分)

資料名	作成年度	作成者	所管
■ CI-NET パンフレット・リーフレット			
1.CI-NET を活用した電子商取引のご案内	平成 25 年 10 月	建設業振興基金	建設業振興基金
2.CI-NET サービス (ASP 等) における発注	平成 25 年 10 月	建設業振興基金	建設業振興基金

資料名	作成年度	作成者	所管
者向け「確定注文」作成・送信画面／受注者向け「確定注文」受信閲覧画面(リーフレット)			
3.スモールスタートで安価・簡易に CI-NET 導入 (リーフレット)	平成 25 年 03 月	建設業振興基金	建設業振興基金
4.社内システムと CI-NET の連携(リーフレット)	平成 25 年 11 月	建設業振興基金	建設業振興基金
5.CI-NET の受注者導入メリット	平成 25 年 9 月	建設業振興基金	建設業振興基金
■建設業法に関連するガイドライン等			
6.ガイドライン「技術的基準と施工体制台帳」(リーフレット)	平成 25 年 10 月	建設業振興基金	建設業振興基金
■導入解説書等			
7.国土交通省における建設業の電子商取引への取り組みについて	平成 26 年 03 月	国土交通省	国土交通省
8.CI-NET による電子商取引について	平成 26 年 03 月	建設業振興基金	建設業振興基金
9.電子商取引導入効果シミュレーション(発注者編注文業務版)	平成 26 年 02 月	建設業振興基金	建設業振興基金
10.CI-NET 導入検討に向けて相談できるベンダ企業紹介(一覧)	平成 26 年 01 月	建設業振興基金	建設業振興基金
11.CI-NET 導入・利用概算費用表(導入タイプ別)	平成 25 年 07 月	建設業振興基金	建設業振興基金
12.CI-NET 導入に伴う社内システム修正内訳(事例)	平成 25 年 02 月	建設業振興基金	建設業振興基金
13.建設業電子商取引導入支援「勉強会」のご紹介	平成 24 年 12 月	建設業振興基金	建設業振興基金
14.プロセス図(現行業務図・CI-NET 適用時想定図)	平成 24 年 09 月	建設業振興基金	建設業振興基金
15.CI-NET 導入雛形参考例	平成 24 年 09 月	建設業振興基金	建設業振興基金
16.電子商取引導入効果シミュレーション(発注者編詳細版)	平成 23 年 07 月	建設業振興基金	建設業振興基金
17.電子商取引導入効果シミュレーション利用者マニュアル(発注者編詳細版)	平成 23 年 07 月	建設業振興基金	建設業振興基金
18.プロセス図(現行業務図・CI-NET 適用時想定図・詳細版)	平成 23 年 01 月	建設業振興基金	建設業振興基金
■導入事例等			
19.電子商取引の導入・運用事例一覧表	平成 26 年 03 月	建設業振興基金	建設業振興基金
20.電子商取引の導入・運用事例(地域建設業)	平成 26 年 03 月	地域建設企業	建設業振興基金

資料名	作成年度	作成者	所管
21.電子商取引の導入・運用事例(地域建設業)	平成 26 年 03 月	地域建設企業	建設業振興基金
22.CI-NET 導入プレスリリース	平成 25 年 08 月	国土交通省、建設業振興基金	建設業振興基金
23.電子商取引の導入・運用事例(本間組)	平成 25 年 02 月	本間組	建設業振興基金
24.電子商取引の導入・運用事例(鴻池組)	平成 25 年 02 月	鴻池組	建設業振興基金
■ ツール ※2			
25.建築積算データチェックツール	平成 24 年 03 月	建設業振興基金	建設業振興基金
26. 電子契約の契約内容確認ツール「CLContViewVer.1.2」	平成 22 年/06 月	建設業振興基金	建設業振興基金
■ CI-NET の運用参考資料			
27.消費税率変更に伴う CI-NET の対応例	平成 25 年 08 月	建設業振興基金	建設業振興基金

※1:「情報化評議会」は、「一般財団法人建設業振興基金建設産業情報化推進センター情報化評議会(CI-NET)」を指す。

※2:「25.建築積算データチェックツール」、「26.電子契約の契約内容確認ツール「CLContViewVer.1.2」」は、CI-NET ホームページ「評議会の成果」に掲載済みのツールを掲載箇所変更した。

(3) CI-NET 関連ホームページの改修検討

(a) 背景、目的

CI-NET ホームページは、従来、CI-NET 会員向けに構築されたものであり、メニュー構成等について、CI-NET を新規に導入あるいは拡張しようとする利用者の立場からは、必ずしも分かりやすい構成とはなっていなかった。このため、上記の「(2)広報コンテンツの収集と体系的整理および検索システムの構築」の活動のうち、「a)コンテンツ検索システムの構築」を受けて、現在の CI-NET ホームページを改修することを念頭に、CI-NET 会員および CI-NET に関心のある利用者がより参照しやすいメニュー構成等を検討した。

(b) 実施内容

a) CI-NET ホームページの再構成案の検討

ア) 基本の考え

- i) CI-NET の導入・拡大を検討する方への情報提供
- ii) CI-NET 活動(情報化評議会)の周知

イ) 再構成の要領

従来の CI-NET ホームページは「ア)基本の考え」の ii) を中心に構成されていた。これを加えて、「ア)基本の考え」の i) の視点を重視し、CI-NET はどのようなものか知りたい、検討するための関連情報を取得したいなどの要求に対応するために、「導入の

参考資料」のメニューを独立させるなど、①CI-NETの概要説明、②導入の参考資料、③導入・手続き、に力点を置いた構成とする。

ウ) サイトの構成

現行のメニュー構成およびその変更案を以下に記載する。

表 6.5-4 メニュー構成（現行）

ID	メニューバー (常時、最上部に表示)	サブメニュー	備考
a1	CI-NET	CI-NET とは	
a2		導入効果	
a3		導入イメージ	
a4		必要なツール	
a5		導入状況	
a6		導入のための参考資料	→B1～B7へ移動
b1	導入・手続き	導入手順	
b2		新規手続き	
b3		更新手続き	
b4		その他手続き	
b5		申込書式一覧	
c1	評議会	評議会について	
c2		活動状況	
c3		規約	
c4		評議会への入会	
d1	よくあるご質問	CI-NET	
d2		導入・手続き	
d3		用語集	
d4		問い合わせ	
e1	会員用ページ	日程・資料	
e2		報告書	
e3		成果物	
e4		様式	
f1	リンク		
g1	サイトマップ		

表 6.5-5 メニュー構成（改修案）

ID	メニューバー (常時、最上部に表示)	サブメニュー	備考
A1	CI-NET	CI-NET とは	
A2		導入効果	
A3		導入イメージ	
A4		必要なツール	
A5		導入状況	
B1	導入の参考資料	資料検索	新規
B2		CI-NET 紹介	
B3		電子商取引の解説	
B4		事例	
B5		運用参考資料	
B6		対応ベンダ(システム会社)	新規
B7		国土交通省等の資料	
C1	導入・手続き	導入手順	
C2		新規手続き	
C3		更新手続き	
C4		その他手続き	
D1	CI-NET 活動	評議会	
D2		活動状況	
D3		規約	
D4		評議会成果	
D5		評議会への入会	

(c) 今後の計画

平成 26 年度に、一般財団法人建設業振興基金 40 周年記念事業においてホームページの全面改修が予定されていることから、CI-NET ホームページの改修についてもこれと併せて実施することとした。

7. 情報化評議会会員名簿

(平成 26 年 3 月 31 日現在、五十音順、敬称略)

7.1. 情報化評議会会員（企業、団体）

(株)朝日工業社	(公社) 全国鉄筋工事業協会
(株)穴吹工務店	全国生コンクリート工業組合連合会
(株)安藤・間	全日本電気工事業工業組合連合会
NECソフト(株)	大成温調(株)
(株)大林組	大成建設(株)
(株)奥村組	ダイダン(株)
鹿島建設(株)	高砂熱学工業(株)
(株)かねこ	(株)竹中工務店
(株)関電工	東急建設(株)
北保証サービス(株)	東光電気工事(株)
協栄産業(株)	東洋熱工業(株)
(株)きんでん	戸田建設(株)
(株)熊谷組	飛鳥建設(株)
(株)建設経営サービス	西松建設(株)
(株)建設総合サービス	(一社) 日本機械土工協会
(株)弘電社	(一社) 日本空調衛生工事業協会
(株)鴻池組	(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
(株)コスモ・ソフト	(公社) 日本建築積算協会
五洋建設(株)	(一社) 日本ツーバイフォー建築協会
(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	日本電気(株)
三機工業(株)	日本電子認証(株)
三建設備工業(株)	日本電設工業(株)
(株)サンテック	(一社) 日本電設工業協会
シーイーエヌソリューションズ(株)	パティオシステムズ(株)
清水建設(株)	(株)日立製作所
消防施設工事協会	(株)フジタ
新日本空調(株)	富士通(株)
新菱冷熱工業(株)	(株)富士通マーケティング
須賀工業(株)	(株)不動テトラ
住友商事(株)	前田建設工業(株)
住友電設(株)	前田道路(株)

(一社) 全国建設業協会	三井住友建設(株)
(一社) 全国建設室内工事業協会	(株)雄電社

(66 法人)

7.2. 情報化評議会および各委員会名簿

7.2.1. 情報化評議会

区分	企業名	所属	役職	氏名
議長	(一財)建設業振興基金		理事長	内田 俊一
政策委員長	北海道大学	大学院工学研究科	准教授	高野 伸栄
評議員	(株)朝日工業社	本社 営業本部 リノベーション推進部	部長	谷 恵介
	(株)穴吹工務店	情報システム部	部長	井坂 正浩
	(株)安藤・間	社長室 情報システム部	部長	高馬 洋一
	(株)大林組	本社グローバル ICT推進室 総合調達ソリューション課	課長	及川 晃司
	(株)奥村組	管理本部 情報システム部	部長	五十嵐 善一
	鹿島建設(株)	ITソリューション部	部長	渡邊 克彦
	(株)かねこ		代表取締役社長	金子 靖
	(株)関電工	営業統轄本部	常務執行役員 副本部長	荒木 佳昭
	北保証サービス(株)		総務部長代理	小西 健二
	協栄産業(株)	ソリューション第二事業部 営業部	部長	北垣 毅
	(株)きんでん	業務本部 業務支援システム部	部長	久保 勝裕
	(株)熊谷組	企画室 IT企画 G	部長	嶋原 功
	(株)建設経営サービス		専務取締役	志村 俊彰
	(株)建設総合サービス		常務取締役	佐々木 淳一
(株)弘電社	技術本部 技術管理	部長	加賀谷 拓治	

区分	企業名	所属	役職	氏名
		部		
	(株)鴻池組	本社 建築事業本部 建築部	部長	川口 昭則
	(株)コスモ・ソフト		取締役部長	飯田 浩美
	五洋建設(株)	経営管理本部 経営 企画部 ITグループ	ITグループ長	大久保 光
	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	総務部	代表取締役常務 総務部長 電子契約 事業部長	石黒 義昭
	三機工業(株)	安全品質環境推進室 品質管理部	部長	飯田 徹
	三建設備工業(株)		執行役員 技術本 部長	岩瀬 和夫
	(株)サンテック	技術管理部 積算グ ループ	グループマネージャー	栗尾 紳司
	シーイーエヌソリューションズ(株)		代表取締役社長	米村 敦
	清水建設(株)	情報システム部	部長	伊藤 健司
	消防施設工事協会		常務理事・事務局 長	斉藤 一雄
	新日本空調(株)	営業本部	副本部長	米山 秀人
	新菱冷熱工業(株)	管理部 情報担当	専任課長	宮崎 保典
	須賀工業(株)	情報システム部	部長	吉本 敦
	住友商事(株)	金属総括部	部長代理	権平 高彦
	住友電設(株)	情報システム部	情報システム部長	三原 敦郎
	(一社)全国建設業協会	事業部	部長	古市 義人
	(一社)全国建設室内工事業協会	日本建工(株)	代表取締役社長	高野 周大
	(公社)全国鉄筋工事業協会		事務局長	花山 良男

区分	企業名	所属	役職	氏名
	全国生コンクリート工業組合連合会	総務企画部	課長代理	橋詰 均
	全日本電気工業事業工業組合連合会	講習部	部長	鷹林 昭仁
	大成温調(株)	設計本部 積算部	副部長	鈴木 英司
	大成建設(株)	社長室 情報企画部	情報企画部長	柄 登志彦
	ダイダン(株)	業務本部 情報管理部	部長	田島 和一
	高砂熱学工業(株)	管理本部 情報システム部	参与	小松 久芳
	(株)竹中工務店	グループ ICT 推進室	室長	後藤 尚生
	東急建設(株)	管理本部 情報システム部	部長	青木 秀二郎
	東光電気工事(株)	情報システム部	部長	黒須 陽一郎
	東洋熱工業(株)	経営統轄本部 情報システム室	技師長	辻谷 宣宏
	戸田建設(株)	価値創造推進室 ICT 戦略ユニット	マネージャ	佐藤 康樹
	飛鳥建設(株)	経営管理本部 事業管理部 情報システムグループ	部長	成田 和夫
	西松建設(株)	監査室	室長	矢口 弘
	日本電設工業(株)	営業統括本部 営業業務推進部	部長	佐藤 譲
	(一社)日本機械土工協会	山崎建設(株) 管理本部 業務管理部 情報システム課	担当課長	田村 貞
	(一社)日本空調衛生工事業協会		事務局長	高樋 雪雄
	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会		事務局長	天本 武
	(公社)日本建		事務局長	塚原 均

区分	企業名	所属	役職	氏名
	築積算協会			
	(一社)日本ツ ーバイフォー 建築協会		専務理事	池田 富士郎
	日本電気(株)	第二製造業・自動車 SL事業部 建設・設備インテグ 部	エキスパート	種田 剛
	日本電気(株)	第二製造業・自動車 ソリューション事業 部 建設・設備インテ グレーション部	シニアエキスパー ト	板倉 公一
	日本電子認証 (株)	企画総務部	担当部長	木下 寿夫
	(一社)日本電 設工業協会	栗原工業(株)	取締役 技術統括 部長	田島 耕一
	パティオシス テムズ(株)		代表取締役	加藤 重雄
	(株)日立製作所	産業・流通システム 事業部 TWX-21 サ ービス部	部長	桃木 典子
	(株)フジタ	管理本部 情報シス テム部	主席コンサルタン ト	山口 正志
	富士通(株)	産業ビジネス本部エ ンジニアリング統括 営業部 建設・不動 産営業部	部長	春山 秀樹
	(株)富士通マー ケティング	BP 本部 業務ソリ ューション推進部	課長代理	藤崎 隆
	(株)不動テトラ	管理本部企画財務部	情報システム課長	水江 洋一
	前田建設工業 (株)	情報システムサービ スカンパニー	部長	嶋田 孝司
	前田道路(株)	管理本部 経理部 電算課	電算課長	不流 伸二
	三井住友建設 (株)	企画部 ITグルー プ	グループ長	結城 陽治
	(株)雄電社	情報システム部	部長	栗林 寛

区分	企業名	所属	役職	氏名
オブザーバー	国土交通省	土地・建設産業局 建設市場整備課	企画専門官	平野 明德
		土地・建設産業局 建設市場整備課	建設振興第二係長	田畑 要輔
		大臣官房 技術調査課	課長補佐	高須 博幸

7.2.2. 政策委員会

区分	企業名	所属	役職	氏名
委員長	北海道大学	大学院工学研究科	准教授	高野 伸栄
副委員長（実用化推進委員長）	(株)竹中工務店	グループ ICT 推進室 ICT 企画グループ	部長	由井 俊次
副委員長（標準化委員長）	鹿島建設(株)	IT ソリューション部 生産システムグループ	担当部長	加藤 義治
副委員長 （LiteS 委員長）	(株)大林組	グローバル ICT 推進室	副部長	丹羽 克彦
副委員長（調査技術委員長）	清水建設(株)	情報システム部	主査	富樫 正明
副委員長（広報委員長）	大成建設(株)	社長室 情報企画部 推進室	推進室長	中西 徳明
委員 （C-CADEC 運営委員長）	(株)C I ラボ		代表取締役	山下 純一
委員	三機工業(株)	安全品質環境推進室 品質管理部	部長	飯田 徹
	住友商事(株)	金属総括部	内部管理支援・IT チーム長	小林 卓
	(一社) 全国建設業協会	事業部	部長	古市 義人
	(公社) 日本建築積算協会			松並 孝明
	日本電気(株)	第二製造業・自動車ソリューション事業	マネージャー	小山 昇

区分	企業名	所属	役職	氏名
		部 建設・設備インテ グレーション部		
	(一社)日本電設 工業協会	栗原工業(株)	取締役 技術統括 部長	田島 耕一
	(株)フジタ	管理本部 情報シス テム部	主席コンサルタント	山口 正志
	富士通(株)	(株)富士通システム ズ・イースト 産業ソ リューション本部 組立産業第一事業部 エンジニアリング産 業ソリューション部	部長	齋藤 昌司
オブザーバー	国土交通省	土地・建設産業局 建 設市場整備課	企画専門官	平野 明德
		土地・建設産業局 建 設市場整備課	建設振興第二係長	田畑 要輔

7.2.3. 実用化推進委員会

区分	企業名	所属	役職	氏名
委員長	(株)竹中工務店	グループ ICT 推進室 ICT 企画グループ	部長	由井 俊次
副委員長	(一社)日本電設 工業協会	栗原工業(株)	取締役 技術統括 部長	田島 耕一
	(株)フジタ	管理本部 情報シス テム部	主席コンサルタント	山口 正志
委員	(株)安藤・間	社長室 情報システ ム部 システム開発 グループ	担当部長	西村 高志
	(株)大林組	グローバル I C T 推 進室	副部長	丹羽 克彦
	(株)奥村組	管理本部情報システ ム部システム管理課	課長	飛田 智
	鹿島建設(株)	IT ソリューション部 生産システムグルー プ	次長	伊藤 功也

区分	企業名	所属	役職	氏名
		建築管理本部 建築 調達部 企画・調査 グループ	担当部長	川野 太郎
		土木管理本部 土木 工務部 現業支援グ ループ	グループ長	金香 成明
	(株)かねこ		代表取締役社長	金子 靖
	(株)きんでん	技術本部 技術統轄 部	副部長	岡 泰秀
	(株)熊谷組	建築事業本部 建築 企画室 情報グルー プ	部長	横幕 宏明
	(株)弘電社	内線事業本部 営業 統括部		小山 美佐子
	(株)鴻池組	東京本店 建築見積 部 見積課	課長代理	竹中 良実
	五洋建設(株)	本社 購買部	担当部長	大野 誠司
		経営管理本部 経営 企画部 I T グルー プ	担当部長	原本 雅文
	(株)コンストラ クション・イー シー・ドットコ ム	CIWEB 事業部	取締役 CIWEB 事業部長	山下 満祥
		CIWEB 事業部	執行役員 営業部 長	永田 幸次
	三機工業(株)	建築設備事業本部 技術統括本部 技術 管理部 技術管理課	課長補佐	豊野 元久
	(株)C I ラボ		代表取締役	山下 純一
	シーイーエヌ ソリューションズ(株)	ソリューション推進 部	エキスパート	吉田 泰弘
		ソリューション推進 部	シニアエキスパー ト	朝比奈 裕利
	清水建設(株)	建築事業本部 調達 総合センター管理部	部長	島田 万樹彦
	新日本空調(株)	首都圏事業本部 都 市施設事業部 設計 部	担当課長	八文字 成実

区分	企業名	所属	役職	氏名
	新菱冷熱工業(株)	管理本部 管理部	専任課長	檢崎 和実
	須賀工業(株)	業務本部	副参事	石井 宣之
	住友商事(株)	金属総括部	内部管理支援・IT チーム長	小林 卓
	大成建設(株)	社長室 情報企画部 企画室	企画室長	成瀬 亨
	ダイダン(株)	業務本部 情報管理部 情報システム課	課長	宮浦 藤守
	(株)竹中工務店	調達本部 企画管理 グループ	副部長	國枝 正人
	東急建設(株)	首都圏建築支店建築 リニューアル部企画 ・推進グループ		大野 卓哉
	戸田建設(株)	価値創造推進室 ICT 戦略ユニット	主管	浅野 広興
	日本電気(株)	第二製造業・自動車 ソリューション事業 部 建設・設備インテ グレーション部	シニアエキスパー ト	有海 篤司
	日本電気(株)	第二製造業・自動車 SL事業部 建設・設備インテグ レーション部	エキスパート	種田 剛
	日本電気(株)	第二製造業・自動車 ソリューション事業 部 建設・設備インテ グレーション部	マネージャー	小山 昇
	日本電子認証(株)	企画総務部	担当部長	木下 寿夫
	(一社)日本電設工業協会			井岡 良文
	(株)日立製作所	産業・流通システム 事業部 TWX-21 サ ービス部	主任技師	傳法谷 智
	(株)フジタ	安全・調達本部 調達 部	次長	中島 秀明

区分	企業名	所属	役職	氏名
	富士通(株)	(株)富士通システムズ・イースト 産業ソリューション本部 組立産業第一事業部 エンジニアリング産業ソリューション部	部長	齋藤 昌司
	(株)富士通マーケティング	システム本部 IDC サービス部	課長代理	岩村 俊毅
	前田建設工業(株)	情報システムサービスカンパニー	部長	嶋田 孝司
	前田道路(株)	管理本部 経理部 電算課	電算課長	不流 伸二
	三井住友建設(株)	企画部 ITグループ	グループ長	結城 陽治
			調達センター 土木 調達グループ	課長
オブザーバー	国土交通省	土地・建設産業局 建設市場整備課	企画専門官	平野 明德
		土地・建設産業局 建設市場整備課	建設振興第二係長	田畑 要輔
	(一社)日本建設業連合会	総務部	参事	和田 卓靖
		建築部		山口 成佳

7.2.3.1. 普及推進WG

区分	企業名	所属	役職	氏名
主査	(株)竹中工務店	グループ ICT 推進室 ICT 企画グループ	部長	由井 俊次
副主査	(株)フジタ	管理本部 情報システム部	主席コンサルタント	山口 正志
メンバー	(株)安藤・間	社長室 情報システム部 システム開発グループ	担当部長	西村 高志
	(株)大林組	グローバル ICT 推進室	副部長	丹羽 克彦
	(株)鴻池組	東京本店 建築見積部 見積課	課長代理	竹中 良実

区分	企業名	所属	役職	氏名
	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	CIWEB 事業部	取締役 CIWEB 事業部長	山下 満祥
		CIWEB 事業部	執行役員 営業部長	永田 幸次
	シーイーエヌソリューションズ(株)	ソリューション推進部	エキスパート	吉田 泰弘
		ソリューション推進部	シニアエキスパート	朝比奈 裕利
	大成建設(株)	社長室 情報企画部 推進室	推進室長	中西 徳明
	日本電気(株)	第二製造業・自動車 SL 事業部 建設・設備インテグ部	エキスパート	種田 剛
		第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグレーション部	マネージャー	小山 昇
	(一社)日本電設工業協会			井岡 良文
	(株)日立製作所	産業・流通システム事業部 TWX-21 サービス部	主任技師	傳法谷 智
	(株)フジタ	安全・調達本部 調達部	次長	中島 秀明
(株)富士通マーケティング	システム本部 IDC サービス部	課長代理	岩村 俊毅	

7.2.3.2. 設備見積 WG

区分	企業名	所属	役職	氏名
主査	鹿島建設(株)	IT ソリューション部 生産システムグループ	次長	伊藤 功也
副主査	(一社)日本電設工業協会			井岡 良文
メンバー	(株)朝日工業社	本社 技術本部 情報システム部	副参事	牧瀬 博詔

区分	企業名	所属	役職	氏名
		本社 技術本部 技術企画部	部長	平泉 尚
	(株)安藤・間	社長室 情報システム部 システム開発グループ	担当部長	西村 高志
		事業推進統括部 積算センター 設備グループ	担当課長	中山 幹也
		事業推進統括部 積算センター 設備グループ	担当課長	藤井 聡
	(株)大林組	東京本店建築事業部 設備部設備第三課	課長	勝野 一郎
	鹿島建設(株)	建築管理本部 建築設備部	次長	足立 忠郎
		東京建築支店 見積部 設備グループ	課長代理	石山 誠
	(株)関電工	営業統轄本部 営業企画部		菊地 信行
	(株)きんでん	技術本部 技術統轄部	副部長	岡 泰秀
	(株)熊谷組	建築事業本部 建築企画室 情報グループ	部長	横幕 宏明
	(株)鴻池組	東京本店 建築見積部 見積課	課長代理	竹中 良実
	(株)コスモ・ソフト		取締役部長	飯田 浩美
		システム開発室	室長	吉村 幸治
	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	CIWEB 事業部	執行役員 CIWEB 開発部長	小橋 哲朗
	三機工業(株)	東京支社積算部	主幹	江本 恵昭
	三建設備工業(株)	東京支店 見積部	次長	伊藤 淳一
	(株)サンテック	技術管理部 積算グループ	グループマネージャー	栗尾 紳司

区分	企業名	所属	役職	氏名
	シーイーエヌソリューションズ(株)	ソリューション推進部	エキスパート	吉田 泰弘
		ソリューション推進部	主任	海老澤 彰
	清水建設(株)	建築事業本部 見積部		下村 麻由美
	新日本空調(株)	首都圏事業本部 都市施設事業部 設計部	課長代理	齋藤 清
	新菱冷熱工業(株)	管理部 情報担当	専任課長	宮崎 保典
		管理本部 管理部	専任課長	檢崎 和実
	須賀工業(株)	業務本部	副参事	石井 宣之
		情報システム部	部長	吉本 敦
		情報システム部		高梨 浩
	住友電設(株)	施設統括本部 西部本部 原価企画統括部 設計積算部 積算課	主席	松山 陽一
	大成温調(株)	設計本部 積算部	副部長	鈴木 英司
	大成建設(株)	本社 建築本部 積算部 精算担当	部長(担当)	尾上 真人
	ダイダン(株)	業務本部 情報管理部 情報システム課	担当課長	畑 一誠
	(株)竹中工務店	(株)TAK-QS 設備グループ	設備部長	浅野 和重
		生産本部 原価部	主任 見積担当	前田 健一
	東光電気工事(株)	積算部 積算課	担当課長	芳賀 和広
		総務部 総務課		石井 さおり
	東洋熱工業(株)	経営統轄本部 情報システム室	技師長	辻谷 宣宏
		経営統轄本部 情報システム室	課長	中村 大
	戸田建設(株)	建築本部コスト管理センター 建築積算部 設備積算課		御厨 雅文
		価値創造推進室 ICT	主管	田中 春彦

区分	企業名	所属	役職	氏名
		戦略ユニット		
	日本電気(株)	第二製造業・自動車 SL事業部 建設・設備インテグ 部	エキスパート	種田 剛
	(株)フジタ	首都圏支社 建設統 括部 設備部		青木 唯
		首都圏支社 建設統 括部 設備部	次長	廣本 瑞昭
	(株)富士通マー ケティング	システム本部 IDC サービス部	課長代理	岩村 俊毅
		BP 本部 業務ソリ ューション推進部	課長代理	藤崎 隆
	(株)雄電社	情報システム部	部長	栗林 寛

7.2.4. 標準化委員会

区分	企業名	所属	役職	氏名	
委員長	鹿島建設(株)	IT ソリューション部 生産システムグルー プ	担当部長	加藤 義治	
副委員長	戸田建設(株)	価値創造推進室 ICT戦略ユニット	主管	徳田 芳雄	
委員	(株)安藤・間	社長室 情報システ ム部	課長	安保 篤康	
	(株)大林組	本社グローバル ICT 推進室総合調達ソリ ューション課	副課長	深谷 英之	
	(株)きんでん	技術本部 技術統轄 部	副部長	岡 泰秀	
	(株)鴻池組	東京本店 建築見積 部 見積課	課長代理	竹中 良実	
	(株)コスモ・ソフ ト			取締役部長	飯田 浩美
			システム開発室	室長	吉村 幸治
	五洋建設(株)	経営管理本部 経営 企画部 ITグルー	担当部長	原本 雅文	

区分	企業名	所属	役職	氏名
		プ		
	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	CIWEB事業部	執行役員 CIWEB事業部 システム技術部長	村井 裕一
	シーイーエヌソリューションズ(株)	ソリューション推進部	エキスパート	吉田 泰弘
		ソリューション推進部	主任	海老澤 彰
	新菱冷熱工業(株)	管理本部 管理部	専任課長	検崎 和実
	大成建設(株)	社長室 情報企画部 企画室	課長	島田 裕司
	(株)竹中工務店	グループ ICT 推進室 ICT 企画グループ	部長	由井 俊次
	(一社)日本機械土工協会	山崎建設(株) 管理本部 業務管理部 情報システム課	担当課長	田村 貞
	日本電気(株)	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグレーション部	シニアエキスパート	板倉 公一
	(一社)日本電設工業協会			井岡 良文
	パティオシステムズ(株)		代表取締役	加藤 重雄
	三井住友建設(株)	企画部 ITグループ	次長	河上 義治
オブザーバー	国土交通省	土地・建設産業局 建設市場整備課	企画専門官	平野 明德
		土地・建設産業局 建設市場整備課	建設振興第二係長	田畑 要輔
	(一社)日本建設業連合会	総務部	参事	和田 卓靖
	(一社)日本建設業連合会	建築部		山口 成佳

7.2.5. LiteS 委員会

区分	企業名	所属	役職	氏名
委員長	(株)大林組	グローバル ICT 推進室	副部長	丹羽 克彦
副委員長	(株)C I ラボ		代表取締役	山下 純一
委員	(株)安藤・間	社長室 情報システム部 システム開発グループ	担当部長	西村 高志
	(株)大林組	本社グローバル ICT 推進室総合調達ソリューション課	担当課長	宮崎 勇輔
	鹿島建設(株)	IT ソリューション部 事務システムグループ	担当部長	宇田川 明
	(株)熊谷組	建築事業本部 建築企画室 情報グループ	部長	横幕 宏明
		建築事業本部 購買部	担当課長	鈴木 隆文
	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	CIWEB 事業部	執行役員 CIWEB 事業部 システム技術部長	村井 裕一
			執行役員 CIWEB 開発部長	小橋 哲朗
	シーイーエヌソリューションズ(株)	ソリューション推進部	エキスパート	吉田 泰弘
			主任	海老澤 彰
	清水建設(株)	情報システム部	主査	池本 信二
	新菱冷熱工業(株)	管理本部 管理部	専任課長	檢崎 和実
	住友商事(株)	金属総括部	内部管理支援・IT チーム長	小林 卓
	全国生コンクリート工業組合連合会	総務企画部	課長代理	橋詰 均
大成建設(株)	社長室 情報企画部 企画室	企画室長	成瀬 亨	

区分	企業名	所属	役職	氏名
	(株)竹中工務店	グループ ICT 推進室 ICT 企画グループ	部長	由井 俊次
		生産本部 原価部	専門役(見積担当)	岡本 敬三
	戸田建設(株)	価値創造推進室 ICT 戦略ユニット	主管	田中 春彦
	西松建設(株)	情報システム部 情 報システム課	課長	堀 泰久
	日本電気(株)	第二製造業・自動車 SL 事業部 建設・設備インテグ 部	エキスパート	種田 剛
	日本電気(株)	第二製造業・自動車 ソリューション事業 部 建設・設備インテ グレーション部	マネージャー	小山 昇
	日本電子認証 (株)	企画総務部	担当部長	木下 寿夫
	(一社)日本電設 工業協会			井岡 良文
	パティオシス テムズ(株)		代表取締役	加藤 重雄
	(株)日立製作所	産業・流通システム 事業部 TWX-21 サ ービス部	主任技師	傳法谷 智
	(株)フジタ	経営本部 情報シス テム部	主席コンサルタント	笹島 真一
	(株)富士通マー ケティング	システム本部 IDC サービス部	課長代理	岩村 俊毅
	(株)雄電社	情報システム部	部長	栗林 寛
オブザーバー	国土交通省	土地・建設産業局 建 設市場整備課	企画専門官	平野 明德
		土地・建設産業局 建 設市場整備課	建設振興第二係長	田畑 要輔

7.2.5.1. LiteS 規約 WG

区分	企業名	所属	役職	氏名
主査	(株)安藤・間	社長室 情報システ	担当部長	西村 高志

区分	企業名	所属	役職	氏名
		ム部 システム開発 グループ		
副主査	(株)富士通マー ケティング	システム本部 IDC サービス部	課長代理	岩村 俊毅
メンバー	NEC ソフト(株)	第二製造業ソリュー ション事業部 e ビジ ネスソリューション グループ	プロジェクトマネ ージャー	岩永 崇
	(株)大林組	本社グローバル ICT 推進室総合調達ソリ ューション課	担当課長	宮崎 勇輔
	(株)奥村組	管理本部情報システ ム部システム管理課	課長	飛田 智
	鹿島建設(株)	IIT ソリューション 部 生産システムグ ループ		中尾 暁彦
	(株)熊谷組	建築事業本部 建築 企画室 情報グルー プ	部長	横幕 宏明
			建築事業本部 購買 部	担当課長
	(株)コスモ・ソフ ト	システム開発室	取締役部長	飯田 浩美
			室長	吉村 幸治
	(株)コンストラ クション・イー シー・ドットコ ム	CIWEB 事業部	執 行 役 員 CIWEB 事業部 システム技術部長	村井 裕一
	三建設備工業 (株)	東京支店 見積部	次長	伊藤 淳一
	シーイーエヌ ソリューションズ(株)	ソリューション推進 部	主任	海老澤 彰
	清水建設(株)	情報システム部	主査	池本 信二
	大成建設(株)	建築本部 建築部 調達担当	課長	山本 広行
高砂熱学工業 (株)	営業企画部	参事	吉津 佳之介	

区分	企業名	所属	役職	氏名
	(株)竹中工務店	グループ ICT 推進室 ICT 企画グループ	部長	由井 俊次
		調達本部 企画管理 グループ	副部長	國枝 正人
	戸田建設(株)	価値創造推進室 ICT 戦略ユニット	主管	浅野 広興
	(株)日立製作所	産業・流通システム 事業部 TWX-21 サ ービス部	主任技師	傳法谷 智
	(株)フジタ	経営本部 情報シス テム部	主席コンサルタント	笹島 真一

7. 2. 5. 2. 技術検討 WG

区分	企業名	所属	役職	氏名
主査	(株)C I ラボ		代表取締役	山下 純一
メンバー	(株)安藤・間	社長室 情報システ ム部	課長	安保 篤康
	NEC ソフト(株)	第二製造業ソリュー ション事業部 e ビジ ネスソリューション グループ	プロジェクトマネ ージャー	岩永 崇
	(株)大林組	本社グローバル ICT 推進室総合調達ソリ ューション課	副課長	望月 政宏
	鹿島建設(株)	IT ソリューション部 生産システムグルー プ	担当部長	加藤 義治
	(株)熊谷組	建築事業本部 建築 企画室 情報グルー プ	部長	横幕 宏明
	(株)鴻池組	東京本店 建築見積 部 見積課	課長代理	竹中 良実
	(株)コンストラ クション・イー シー・ドットコ ム	CIWEB 事業部	執行役員 CIWEB 事業部 システム技術部長	村井 裕一
	シーイーエヌ	ソリューション推進	エキスパート	吉田 泰弘

区分	企業名	所属	役職	氏名
	ソリューションズ(株)	部		
		ソリューション推進部	主任	海老澤 彰
	大成建設(株)	社長室 情報企画部 企画室	課長	島田 裕司
	(株)竹中工務店	グループ ICT 推進室 ICT 企画グループ	部長	由井 俊次
	戸田建設(株)	価値創造推進室 ICT 戦略ユニット	主管	浅野 広興
	日本電子認証(株)	企画総務部	担当部長	木下 寿夫
		企画総務部	マネージャー	平尾 仁
	(株)日立製作所	産業・流通システム 事業部 TWX-21 サ ービス部	主任技師	傳法谷 智
	(株)富士通マーケティング	システム本部 IDC サービス部	課長代理	岩村 俊毅
システム本部 IDC サービス部		課長代理	保坂 正樹	

7.2.5.3. 建築見積WG

区分	企業名	所属	役職	氏名
主査	(株)竹中工務店	生産本部 原価部	専門役(見積担当)	岡本 敬三
メンバー	(株)奥村組	東日本支社 原価部	主任	西山 佳延
	(株)熊谷組	建築事業本部 建築 企画室 情報グルー プ	部長	横幕 宏明
	(株)コンストラクション・イー シー・ドットコム	CIWEB 事業部	執行役員 CIWEB 開発部長	小橋 哲朗
	シーイーエヌ ソリューションズ(株)	ソリューション推進 部	主任	海老澤 彰
	大成建設(株)	建築本部 積算部 管理担当	部長(担当)	濱田 修嗣
	(株)竹中工務店	(株)TAK-QS	代表取締役社長	岩成 弘幸

区分	企業名	所属	役職	氏名
	東急建設(株)	首都圏建築支店見積部 見積企画グループ		田中 敏浩
	(株)大林組	東京本店 建築事業部 見積第二部	副部長	五十嵐 喜久雄
	鹿島建設(株)	IT ソリューション部 生産システムグループ	次長	伊藤 功也
	協栄産業(株)	ソリューション第二事業部 開発第一部	専門次長	山田 茂樹
		ソリューション第二事業部 開発第一部	専任課長	弘瀬 道夫
	(株)鴻池組	東京本店 建築見積部 見積課	課長代理	竹中 良実
	清水建設(株)	建築事業本部 見積部	OA グループ長	吉井 構造
	(公社) 日本建築積算協会	技建工務(株)	代表取締役	佐藤 健一
	(公社) 日本建築積算協会	(株)中野積算 開発部	主任	佐藤 貴一
	(株)バル・システム			斉藤 一敏
	パティオシステムズ(株)		代表取締役	加藤 重雄
	(株)フジタ	首都圏支社 建設統括部 建築積算部 (東京駐在)	次長	篠崎 英之
オブザーバー	株式会社日積サーベイ	開発部	課長代理	水嶋 和伸

7.2.6. 調査技術委員会

区分	企業名	所属	役職	氏名
委員長	清水建設(株)	情報システム部	主査	富樫 正明
副委員長	三機工業(株)	CSR 推進本部 情報システム部 情報システム部 1 課	課長	中川 達哉

区分	企業名	所属	役職	氏名
委員	(株)朝日工業社	本社 総務本部 情報システム部	部長	船戸 守
	(株)大林組	本社グローバル ICT推進室総合調達ソリューション課	担当課長	宮崎 勇輔
	鹿島建設(株)	IT ソリューション部 生産システムグループ	担当部長	加藤 義治
	五洋建設(株)	経営管理本部 経営企画部 ITグループ	係長	丹羽 一人
	(株)コンストラクション・イーター・ドットコム	CIWEB 事業部	執行役員 CIWEB 事業部 システム技術部長	村井 裕一
	(株)サンテック	技術管理部 積算グループ	グループマネージャー	栗尾 紳司
	シーイーエヌソリューションズ(株)	ソリューション推進部	シニアエキスパート	朝比奈 裕利
	大成建設(株)	社長室 情報企画部 推進室	課長	国見 肇
	(株)竹中工務店	インフォメーションマネジメントセンター	システム企画・整備1グループ 課長	石田 智行
	東急建設(株)	建築本部 建築部 事業推進グループ	グループリーダー	矢代 彰紀
	戸田建設(株)	建築購買課		鈴木 晃
	日本電気(株)	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグレーション部	シニアエキスパート	有海 篤司
			シニアエキスパート	板倉 公一
	日本電子認証	企画総務部	担当部長	木下 寿夫

区分	企業名	所属	役職	氏名
	(株)			
	(株)フジタ	管理本部 情報システム部	主席コンサルタント	山口 正志
オブザーバー	国土交通省	土地・建設産業局 建設市場整備課	企画専門官	平野 明德
		土地・建設産業局 建設市場整備課	建設振興第二係長	田畑 要輔

7.2.7. 広報委員会

区分	企業名	所属	役職	氏名
委員長	大成建設(株)	社長室 情報企画部 推進室	推進室長	中西 徳明
副委員長	日本電気(株)	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグレーション部	シニアエキスパート	有海 篤司
	(株)フジタ	安全・調達本部 調達部	次長	中島 秀明
委員	(株)大林組	(株)オーク情報システムコールセンターサービス部	担当部長	友村 大海
	鹿島建設(株)	ITソリューション部 事務システムグループ	担当部長	宇田川 明
	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	CIWEB 事業部	取締役 CIWEB 事業部長	山下 満祥
		CIWEB 事業部	執行役員 企画部長	村瀬 知良
		CIWEB 事業部	執行役員 営業部長	永田 幸次
	シーイーエヌソリューションズ(株)	ソリューション推進部	エキスパート	吉田 泰弘
		ソリューション推進部	シニアエキスパート	朝比奈 裕利
	清水建設(株)	建築事業本部 調達	部長	島田 万樹彦

区分	企業名	所属	役職	氏名
		総合センター管理部		
	全日本電気工事業工業組合連合会		理事 事務局長	五十畑 正美
	(株)竹中工務店	インフォメーション マネジメントセンター	システム企画・整備1グループ 課長	石田 智行
	日本電気(株)	第二製造業・自動車 SL事業部 建設・設備インテグ 部	エキスパート	種田 剛
		第二製造業・自動車 ソリューション事業 部 建設・設備インテ グレーション部	マネージャー	小山 昇
	(株)日立製作所	産業・流通システム 事業部 TWX-21 サ ービス部	主任技師	傳法谷 智
	(株)フジタ	建設本部 建築部	次長	佐藤 敏雄
	(株)富士通マー ケティング	システム本部 IDC サービス部	課長代理	岩村 俊毅
		BP 本部 業務ソリ ューション推進部	課長代理	藤崎 隆
	三井住友建設 (株)	企画部 ITグルー プ	グループ長	結城 陽治
オブザーバー	国土交通省	土地・建設産業局 建 設市場整備課	企画専門官	平野 明德
		土地・建設産業局 建 設市場整備課	建設振興第二係長	田畑 要輔

7.2.7.1. 広報WG

区分	企業名	所属	役職	氏名
主査	大成建設(株)	社長室 情報企画部 推進室	推進室長	中西 徳明
副主査	鹿島建設(株)	IT ソリューション部 事務システムグルー プ	担当部長	宇田川 明

区分	企業名	所属	役職	氏名
	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	CIWEB 事業部	執行役員 企画部長	村瀬 知良
メンバー	(株)大林組	(株)オーク情報システムコールセンターサービス部	担当部長	友村 大海
	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	CIWEB 事業部	取締役 CIWEB 事業部長	山下 満祥
		CIWEB 事業部	執行役員 営業部長	永田 幸次
	シーイーエヌソリューションズ(株)	ソリューション推進部	エキスパート	吉田 泰弘
		ソリューション推進部	シニアエキスパート	朝比奈 裕利
	清水建設(株)	建築事業本部 調達総合センター管理部	部長	島田 万樹彦
	全日本電気工業事業工業組合連合会		理事 事務局長	五十畑 正美
	(株)竹中工務店	インフォメーションマネジメントセンター	システム企画・整備1グループ 課長	石田 智行
	日本電気(株)	第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグレーション部	シニアエキスパート	有海 篤司
		第二製造業・自動車SL事業部 建設・設備インテグレーション部	エキスパート	種田 剛
		第二製造業・自動車ソリューション事業部 建設・設備インテグレーション部	マネージャー	小山 昇
	(株)日立製作所	産業・流通システム事業部 TWX-21 サ	主任技師	傳法谷 智

区分	企業名	所属	役職	氏名
	(株)フジタ	ービス部		
		安全・調達本部 調達部	次長	中島 秀明
	(株)富士通マーケティング	建設本部 建築部	次長	佐藤 敏雄
		システム本部 IDC サービス部	課長代理	岩村 俊毅
	三井住友建設(株)	BP 本部 業務ソリューション推進部	課長代理	藤崎 隆
		企画部 ITグループ	グループ長	結城 陽治

7.2.8. 事務局

区分	企業名	所属	役職	氏名
事務局	(一財)建設業振興基金	理事	理事	永井 仁一
		建設産業情報化推進センター	部長	小林 安行
			事業推進課長	帆足 弘治
			主任	小西 容子
			主任	荒井 秀一
				小林 龍司
	専門役	山中 隆		
	(株)三菱総合研究所	社会 ICT ソリューション本部	本部長	伊藤 芳彦
		社会 ICT ソリューション本部第2グループ	主任研究員	里田 洋子
研究員			松川 智哉	

8. 資料編

目 次

8. 資料編.....	117
8.1. 実用化推進委員会の活動関連資料.....	117
8.1.1. 電子商取引の導入・運用事例.....	117
8.1.1.1. 電子商取引の導入・運用事例一覧表	117
8.1.1.2. CI-NET 導入事例（総合工事業者 K 社）	123
8.1.1.3. CI-NET 導入事例（地域総合工事業者 A 社）	130
8.1.2. 社内システムと CI-NET の連携（リーフレット）	138
8.1.3. CI-NET サービス(ASP 等)における発注者向け「確定注文」作成・送信画面／受注者向け「確定注文」受信閲覧画面(リーフレット).....	142
8.1.4. スモールスタートで安価・簡易に CI-NET 導入（リーフレット）	144
8.1.5. CI-NET を活用した電子商取引のご案内（リーフレット）	146
8.1.6. CI-NET の受注者導入メリット紹介（リーフレット）	148
8.1.7. ガイドライン「技術的基準と施工体制台帳」（リーフレット）	150
8.1.8. CI-NET 導入検討に向けて相談できるベンダ企業紹介（一覧）	152
8.1.9. 注文業務の取消等の場合における注文業務メッセージの送受信タイミングに関するアンケート調査結果.....	153
8.2. 標準化委員会の活動関連資料.....	155
8.2.1. 工事請負契約外取引メッセージ策定に伴うチェンジリクエスト	155
(1) チェンジリクエスト	156
(2) チェックリスト	170
8.2.2. 合意精算業務に係るメッセージ策定に伴うチェンジリクエスト	185
(1) チェンジリクエスト	185
(2) チェックリスト	188
8.3. LiteS 委員会の活動関連資料.....	190
8.3.1. 建築積算数量データのフォーマット.....	190
8.4. 調査技術委員会の活動関連資料.....	199
8.4.1. 消費税率変更に伴う CI-NET の対応例.....	199
8.5. 広報委員会の活動関連資料	207
8.5.1. 属性一覧表.....	207
8.5.2. 検索システムの機能仕様.....	213

8. 資料編

8.1. 実用化推進委員会の活動関連資料

8.1.1. 電子商取引の導入・運用事例

8.1.1.1. 電子商取引の導入・運用事例一覧表

ID	比較項目	企業 A(地域総合建設業)	企業 K(地域総合建設企業)
0	特徴	コンプライアンスの向上を目的とした電子化への取り組み(CI-NETの導入による注文書発行～請求受領のリードタイム短縮で、着工前請求受領実施率100%を目指す)	1. コンプライアンスを重視した決裁フロー実施ルールの明確化 2. システムベンダへの委託契約により、3ヶ月の短期間で導入 3. 段階的な導入により社内担当部門への負担を軽減しスムーズに導入 4. 地域ゼネコンのパイオニアとしてCI-NETを先行導入
1	企業概要(規模)		
	資本金	4億円	1億円
	従業員数	350名	84名(建設部門)
	完工高	300億円(土木1%、建築84%、他15%)	75億円(2013年7月決算)
2	対象業務(規模)		
	全体		
	取引先数	1030社	450社
	注文件数	約2,900件/月	約100件/月
	請求書件数	〃	
	EDI化		
	取引先数	64社(2013年12月末現在)	38社(6ヶ月(2013年3月～8月)の実績)
	注文件数		件数ベース:11.5% 金額ベース:29.4%
	請求書件数	-	
3	対象業務(範囲)		
	分野	建設、土木、リフォーム	建設、土木、リフォーム
	地域	全営業所	本店(神奈川県)、営業所(東京)
	区分	労務、資材、外注 (50万円以上の注文のみ)	労務、資材、外注
	受発注の立場	発注者	発注者、受注者
	業務(EDI対象メッセージ)		
	下見積依頼・回答	×	発注者:×
	購買見積依頼・回答	×	発注者:○、受注者:○
	注文・注文請け	○	発注者:○、受注者:○
	明細	○	

ID	比較項目	企業 A(地域総合建設業)	企業 K(地域総合建設企業)
	鑑変更や解除	○	
	出来高報告・確認	×	発注者:○、受注者:△(今後検討)
	請求・請求確認	×	発注者:○、受注者:△(今後検討)
	立替金	×	発注者:○、受注者:△(今後検討)
	支払通知	×	発注者:×、受注者:×
4	対象業務(業務フロー)		
	業務フロー上の特徴		
	購買方式 ※協力会社との窓口として	50万円以上の発注は調達部から注文書発行。 50万円未満の注文は現場で注文書発行。	集中購買
	業務フロー(改善/継続(導入前/後の業務フローの比較等))		※別紙
5	システム概要…システム構成、画面・操作のイメージ(工夫した点等)等		
	EDIシステム		
	構成パターン	ASP 活用タイプ I (連携利用)	ASP 活用タイプ II
	利用サービス、ソフトウェア	WEBCON(富士通マーケティング)	自社: LiteSNEO(日本電気株式会社)
	社内システム		
	ソフトウェア構成		
	数量積算	-	市販ソフトウェア
	実行予算	-	自社開発
	原価管理	-	自社開発
	注文・購買	自社開発(外注)	自社開発
	工事管理	自社開発(外注)	自社開発
	経理・会計	自社開発(外注)	市販ソフトウェア
	その他	-	
	社内システムとEDIシステムの連携方法		社内システムとCI-NETのデータ連携は実施していない。 CI-NET(LiteSNEO)を発注システムと位置付け、CI-NET未導入の受注者の最終見積、注文書を一体管理
	下見積依頼・回答	-	-
	購買見積依頼・回答	-	
	注文・注文付け	注文書の発行について、CSV ファイルを介した方式で連携している。請書の受領については連携していない。	社内システムとCI-NETのデータ連携は実施していない。
	出来高報告・確認	-	
	請求・請求確認	-	
	社内システムとEDIシステムの連携機能の開発方法		
	社内システム側	自社システムベンダーにて開発 ・CI-NET形式に合わせたCSVファイル出力 ・取引先コードを企業識別コードに変換	
	EDIシステム側	連携パッケージ(WEBCON-Stream)を使用 外字のチェックと変換	
	注文請求データの保管方法	ASPにて保管	
6	導入・拡大検討の動機、きっかけ、導入に至った経緯等		

ID	比較項目	企業 A(地域総合建設業)	企業 K(地域総合建設企業)
	動機(例:効率化、費用削減等)	注文書は着工前に発行できているが、着工前に請書が受領できているのは、約1割にすぎない。(25年度4~5月実績) 理由としては注文書発行から請書受領までのリードタイムが長い(25年度4,5月実績で約9日)ことが考えられる。 ⇒電子商取引システム(CI-NET)の導入により、注文書発行から請書受領までのリードタイム内訳の主要因である、「進捗管理による取引先滞留時間の低減」、「電子化による郵送時間の削減」を実現し、請書受領までのリードタイム短縮(平均2日)を目指したい。	発注システムに汎用性がなく、発注業務フローの効率化が求められていた。
	きっかけ(例:トップダウン、国交省来訪等)	経営層の判断による	地方整備局の立ち入り検査時に、コンプライアンスに基づく業務運用を求められ、最終見積書と注文書の一体管理が必要になった。
	上申書の記載項目		
	Ci-NETの概要	○	○
	背景、目的、目標	○	○
	導入費用	○	△(社内コンプライアンス重視)
	導入効果	注文書の発行から請書の受領までのリードタイムが短くなることで、工事着工前に請書を受領できる割合が大幅に増える。 現状:工事着工前に請書受領する比率11% CI-NET導入後:同62%(電子化率70%で試算)	△(社内コンプライアンス重視)
	導入時の工夫		
7	進め方		
	導入フェーズ		
	導入ステップ(契約→見積等の段階的な拡張計画等)	従来から調達部で注文書を発行していた50万円以上の注文案件から電子化を実施。 50万円未満の注文や、見積り、請求への拡張は今後検討。	第一段階:見積依頼・回答/注文・注文請け 出来高・請求に関しては検討中。
	取引先の導入状況		
	新規導入企業数、導入当初の導入済み企業数		38社 (6ヶ月(2013年3月~8月)の実績)
	普及状況(取引先企業数の時系列データ等)		取引件数:11.5% 取引金額:29.4% 6ヶ月(2013年3月~8月)の実績
	導入スケジュール	社内承認から運用開始まで:1カ年	導入検討から運用開始まで:6カ月
	社内導入検討(着手~社内承認)	2カ月	2カ月
	設計	ベンダー選定、業務フロー検討:2カ月	業務フロー設計:2カ月
	プログラム開発	5カ月	2.5カ月
	テスト、試験運用	3カ月	3カ月

ID	比較項目	企業 A(地域総合建設業)	企業 K(地域総合建設企業)
	実施体制(推進主体)	調達部員 2 名 情報システム部門 2 名	○社内導入/協力会社促進 リーダー: 積算購買部長 メンバー: 建築部長、総務部、積算購買部課長、積算購買部担当 ○導入支援(外部委託) シーイーエソリューションズ(株)
	教育・研修等	説明会開催	説明会開催、逐次電話対応
	実施体制	調達部、ASP 事業者	積算購買部、シーイーエソリューションズ(株)
	実施頻度	4 回(取引額の多寡に応じて、既導入、未導入企業向けに説明会を実施)	操作説明会: 2 回
	内容	<既導入企業向け> ・導入経緯 ・導入範囲 ・スケジュール ・申し込み受付先 <未導入企業向け> ・CI-NET の概要 ・導入パターン ・導入経緯 ・導入範囲 ・導入手続き ・スケジュール ・申し込み受付先	○操作説明会プログラム 業務フローに沿って操作説明実施。 1. CI-NET 運用開始について(積算購買部長) 2. CI-NET の概要、導入手続き、業務処理留意点(シーイーエソリューションズ(株)) ○ヘルプデスクの設置 発注者(社内): 積算購買部が中心となり、リフォーム事業部が確認しながら業務運用を実施。サポートは、シーイーエソリューションズ(株)が担当。 受注者(協力会社): 導入ツールのヘルプデスクを利用。
	対象者	既導入企業(年間取引額 5 千万円以上): 26 社 既導入企業(その他): 48 社 未導入企業(年間取引額 5 千万円以上): 26 社 未導入企業(その他): 141 社	1 次説明会(協会の会員): 約 70 社(うち、CI-NET 導入済み 13 社) 2 次説明会(協会の会員): 約 100 社(うち、CI-NET 導入済み 39 社)
	その他		
	運用フェーズ		
	サポート体制(ヘルプデスクの設置有無)		積算購買部、リフォーム事業部 サポートはシーイーエソリューションズが担当。
8	コスト…導入・運用コスト等(←新漏アンケートを参考)		
	導入コスト		
	賦課先別コスト		
	社内システム改修費用	1,300,000 円	0 円
	ASP サービス利用料	利用登録料: 130,000 円	ASP 登録料: 52,500 円 ASP 利用料: 75,600 円 ASP 保管料: 10,500 円
	各種申請料等	企業コード取得+電子証明書: 40,427 円	企業コード取得: 16,825 円 電子証明書: 6,825 円
	機能別コスト		
	社内システムと EDI システムの連携部分		
	運用コスト		
	賦課先別コスト		
	ASP サービス利用料	9,300 円/月 連携機能、データ保管(上限 1GB)含む	ASP 利用料: 138,600 円(毎年) ASP 保管料: 35,000 円(2 年目)、48,000 円(3 年目)、55,000 円(4 年目)

ID	比較項目	企業 A(地域総合建設業)	企業 K(地域総合建設企業)
	各種申請料等	企業コード取得:42,000 円(3 年毎) 電子証明書:6,825 円(3 年毎)	企業コード取得:21,000 円(3 年毎) 電子証明書:6,825 円(3 年毎)
	その他		
9	メリット		
	定量効果(業務効率化等によるコスト削減効果)		
	作業時間(人日/年間)※1 日 8 時間換算	11.8 人日/年	約 33 日分/年 《約 2 割削減》
	印紙税(円/年間)	-	受注者側として:約 100,000 万円/年
	郵送料(円/年間)	182,400 円/年(電子化率 60%で試算)	約 24,000 円/年
	紙資源(枚/年間)	コピー用紙:11,400 枚/年 長三封筒:2,280 枚/年 (電子化率 60%で試算)	
	その他	CI-NET 導入当初から経費、工数の削減効果額(トータル見込 502,020 円/年)がランニングコストを上回るうえ、電子化率の上昇に比例して効果額もアップする。 これにより 4 年程度で投資の回収が可能。	
	定性効果(コンプライアンスの徹底等)		
	時間短縮		注文～注文請書受領の時間が平均 2 日/件 短縮(導入前:平均 3 日、導入後:平均 1 日)
	事務処理作業の効率化		標準業務フローに沿った運用で、協力会社と条件合意のもと、契約業務を効率的かつ確実に実施することができる。
	経営分析		
	法令順守	注文書の発行から請書の受領までのリードタイムが短くなることで、工事着工前に請書を受領できる割合が大幅に増える。	CI-NET の利用により、協力会社とお互いの条件合意のもとで取引をすることができる。
	内部統制		
10	問題点・課題		
	導入中または運用後の新たな問題点・課題、その対応策等		
	専門業者で利用が進まない理由と対応策		<課題> 電子契約率が未だ低く、業務効率化が不十分。 <対応策> 地域のゼネコン各社への CI-NET 普及による、協力会社における CI-NET 導入メリットの増大。
	零細企業での負担軽減 簡素化への要望		<課題> 経理部門における重複入力の発生 <対応策> 請求業務フローのさらなる改善
	今後の計画		

ID	比較項目	企業 A(地域総合建設業)	企業 K(地域総合建設企業)
	対象業務	<p>まずは 50 万円未満の注文についての導入検討を行う。</p> <p>その後状況を見て必要であれば、購買見積り、出来高報告、下見積り、請求について順次検討を行う。</p>	出来高・請求業務の導入検討
	対象地域	当面は調達部のみでの運用だが、対象業務の拡大に伴う各営業所での運用の可能性あり。	
	対象業者	対象業務の拡大に伴い、業務の効率化によるコストメリットが出やすくなった場合、取引額の比較的少ない仕入先にも導入を再度打診する。	協力会社へ CI-NET 接続の依頼を続ける。

8.1.1.2. CI-NET 導入事例（総合工事業者 K 社）

CI-NET導入事例 (地域建設業)

一般財団法人 建設業振興基金

平成26年3月

Copyright © 1997.6-.CI-NET All rights reserved.

0

本事例の特徴

- コンプライアンスを重視した、見積・契約業務の決裁フロー実施ルールの明確化
- システムベンダへの委託契約により、日常業務に負担をかけず、3ヶ月という短期間で導入
- 協力会社での導入促進は、第1期に協力会会員、第2期に主要取引先と2段階で説明会を開催することで、社内担当部門への負担をかけずにスムーズに導入
- 発注者／受注者の両者の立場での導入、運用を実施
- 地域ゼネコンのパイオニアとしてCI-NETを先行的に導入

Copyright © 1997.6-.CI-NET All rights reserved.

1

1. 2. 企業プロフィール

■企業の規模

- ◆資本金 :1億円
- ◆従業員数 :84名 (建設部門)
- ◆完成工事高 :75億円 (2013年7月決算)
- ◆神奈川県総合建設業

■業務の規模

- ◆取引先数:450社
- ◆注文書件数:約100件/月

■業務フロー

- ◆購買方式:集中購買

3. CI-NETの導入対象業務

■対象範囲(分野、地域、区分)

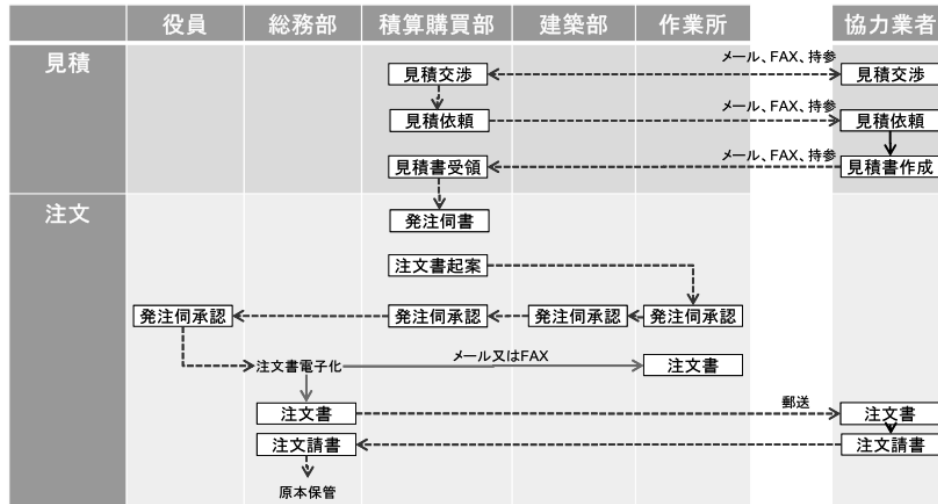
分野	対象範囲		
	建設	土木	リフォーム
地域	本店(神奈川県)	営業所(東京)	
業種	労務	資材	外注
受発注の立場	発注者	受注者	

■対象範囲(業務)

業務名	受注者として	発注者として
下見積(依頼/回答)	×:未実施	×:未実施
購買見積(依頼/回答)	○:実施	○:実施
注文(注文/注文請け)	○:実施	○:実施
出来高(確認/承認)	○:実施	△:今後検討
請求(請求/確認)	○:実施	△:今後検討
立替金	○:実施	△:今後検討

4. 業務プロセス(導入前)

→ : 電子の流れ
 - - - - - : 紙の流れ



Copyright © 1997.6-.CI-NET All rights reserved.

4

4. 業務プロセス(導入後)

→ : 電子の流れ
 - - - - - : 紙の流れ



Copyright © 1997.6-.CI-NET All rights reserved.

5

5. システム概要

■ EDIシステム (CI-NET)

- ◆ 委託契約先: シーイーエヌソリューションズ株式会社
- ◆ 構成パターン : ASP活用タイプⅡ
- ◆ 利用サービス、ソフトウェア : LitesNEO(日本電気株式会社)
- ◆ 協力会社推奨ソフトウェア: LitesNavi(シーイーエヌソリューションズ株式会社)

■ 社内システム

- ◆ 数量積算 : 市販ソフトウェア
- ◆ 実行予算 : 自社開発
- ◆ 原価管理 : 自社開発
- ◆ 注文・購買 : 自社開発
- ◆ 工事管理 : 自社開発
- ◆ 経理、発注 : 市販ソフトウェア

■ 社内システムとEDIシステム (CI-NET) の連携

- ◆ 社内システムとCI-NETのデータ連携は実施していない。
- ◆ CI-NET(LitesNEO)を発注システムと位置付け

受注者がCI-NET導入済みの場合	CI-NETで最終見積書を受領後、注文書を発行。
受注者がCI-NET未導入の場合	最終見積書を書面(メール)で受領後、注文書、注文請書をLitesNEOで印刷して郵送。

6. 導入・拡大検討の動機、きっかけ、導入に至った経緯等

■ 導入検討のきっかけ

- ◆ 既存パッケージの発注機能に汎用性がなく、発注業務フローの効率化が求められていた。
- ◆ 地方整備局の立ち入り調査※時に、コンプライアンスに基づく業務運用を求められ、最終見積書と注文書の一体管理が必要になった。

■ 上申書の記載項目

- ◆ Ci-NETの概要
- ◆ 背景、目的、目標
- ◆ 導入費用
- ◆ 導入効果

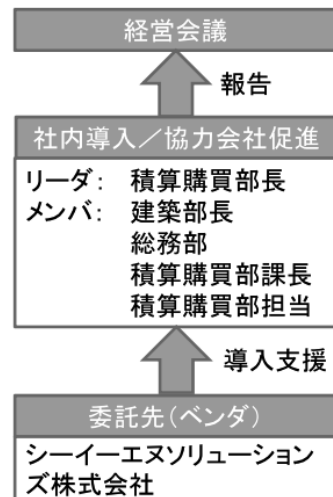
※下請け取引きの適正化に関する立入調査

7. 進め方(導入フェーズ)①

■ 導入状況

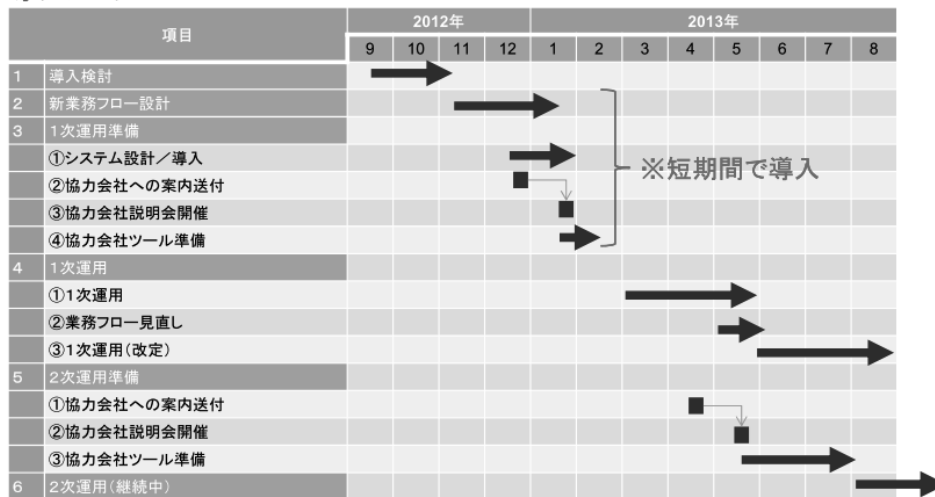
	発注者として
対象期間	6ヶ月 (2013年3月～8月)
CI-NET接続会社数	38社
取引件数	11.5%
取引金額	29.4%

■ 実施体制



7. 進め方(導入フェーズ)②

■ 導入スケジュール



7. 進め方(運用フェーズ)

■サポート体制(ヘルプデスクの設置有無)

◆発注者(社内):

- 積算購買部が中心となり、リフォーム事業部が確認しながら業務運用を実施
- サポートは、シーイーエソリューションズ株式会社が担当

◆受注者(協力会社):

- 導入ツールのヘルプデスクを利用

■教育・研修等

◆発注者(社内):

- 操作説明会開催(業務フローに沿って操作説明実施)および逐次電話対応。

◆受注者(協力会社):

- 説明会を本社会議室で実施

	対象	参加企業数	うち、CI-NET導入済み
1次説明会	協力会会員	約70社	13社
2次説明会	主要取引先	約100社	39社

● 内容(説明会プログラム)

- ① CI-NET運用開始について :積算購買部長
- ② CI-NETの概要、導入手続き、業務処理留意点 :シーイーエソリューションズ株式会社

8. 導入・運用費用(計画値)

金額:税抜

費目		初年度	2年目	3年目	4年目以降	
導入費用	社内システム改修費	0円	0円	0円	0円	
	ASP登録料	50,000円	0円	0円	0円	
運用費用	企業コード取得	16,000円	0円	0円	以降、3年ごとに 20,000円	
	電子証明書取得	6,500円	0円	0円	以降、3年ごとに 6,500円	
	ASP	利用料(年額)	72,000円	132,000円	132,000円	132,000円
		保管料(年額)	10,000円	33,000円	46,000円	53,000円

9. 導入効果

■ 定量効果

- ◆ 当該企業が「発注者」として得た導入効果

効果	導入前	導入後	削減量
作業時間(人日/年間)※1日8時間換算			約33日分/年(約2割削減)
時間短縮(注文～注文請書受領)	平均3日	平均1日	平均2日/件
郵送料削減(25件/月×80円と仮定)			約24,000円/年

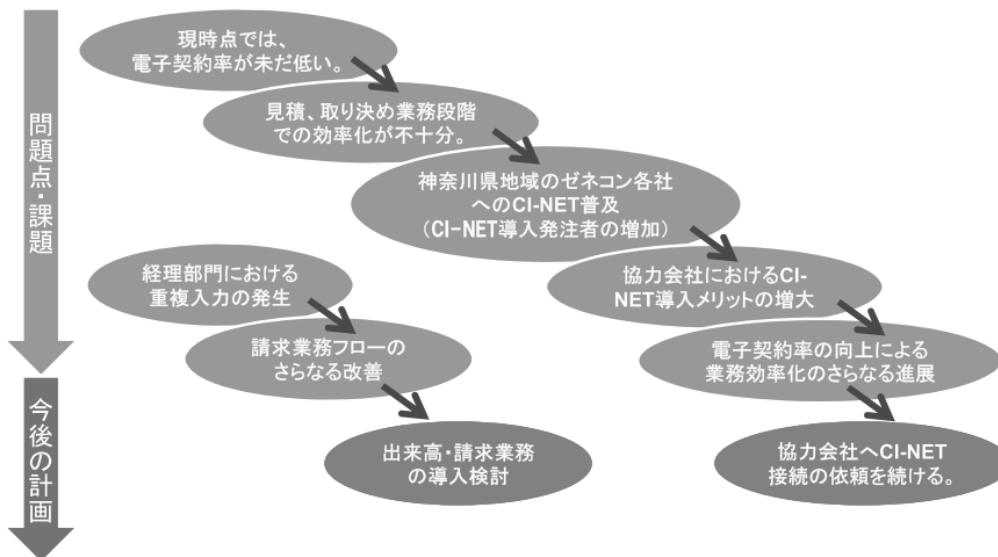
- ◆ 当該業者が「受注者」として得た導入効果

	削減量
注文請書の印紙税削減	約100,000円/年

■ 定性効果

- ◆ 事務処理作業の効率化 : 標準業務フローに沿った運用で、協力会社と条件合意のもと、契約業務を効率的かつ確実に実施することができる。
- ◆ 法令遵守 : CI-NETの利用により、協力会社とお互いの条件合意のもとで取引をすることができる。

10. 問題点、課題と今後の計画



8.1.1.3. CI-NET 導入事例（地域総合工事業者 A 社）

CI-NET導入事例 （地域建設業）

一般財団法人 建設業振興基金

平成26年3月

Copyright © 1997.6-.CI-NET All rights reserved.

0

本事例の特徴

コンプライアンスの向上を目的
とした電子化への取り組み

CI-NETの導入による注文書発行～請書受領の
リードタイム短縮で、着工前請書受領実施率
100%を目指す

Copyright © 1997.6-.CI-NET All rights reserved.

1

1. 2. 企業プロフィール

■企業の規模

- ◆資本金 : 4億円
- ◆従業員数 : 350名
- ◆完工高 : 300億円(土木 1%、建築 84%、他 15%)

■業務の規模

	全体	EDI化対象数	EDI化率
取引先数	1030社	64社 (2013年12月末現在)	6.2% (件数ベース)
注文件数	約2,900件/月		
請求書件数	約2,900件/月		

3. 対象業務範囲

■対象範囲(分野、地域、区分)

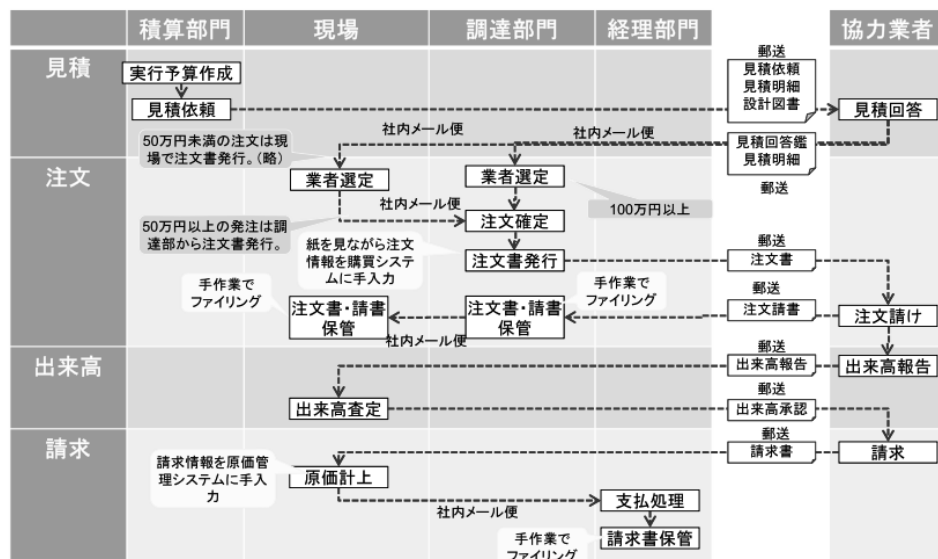
	対象範囲		
分野	建設	土木	リフォーム
地域	本店	支店	全営業所
区分	労務	資材	外注
	(50万円以上の注文のみ)		

■対象範囲(業務)

連絡業務(EDIメッセージ)	対象範囲(発注者として)
下見積(依頼・回答)	×
購買見積(依頼・回答)	×
注文(注文・注文請け)	○(明細、鑑変更や解除を含む)
出来高(確認・承認)	×
請求(請求・確認)	×
立替金	×

4. 業務プロセス(導入前)

→ : 電子の流れ
 - - - - - : 紙の流れ

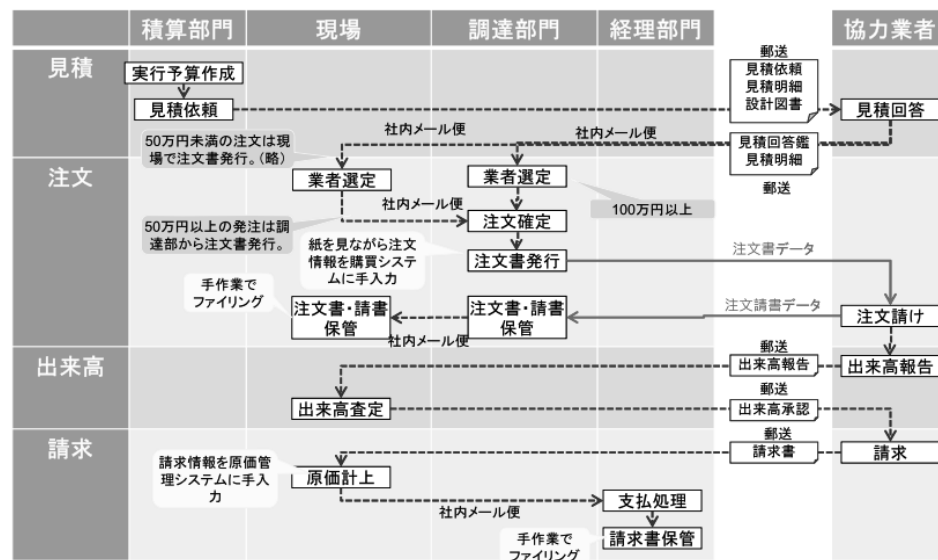


Copyright © 1997.6-.CI-NET All rights reserved.

4

4. 業務プロセス(導入後)

→ : 電子の流れ
 - - - - - : 紙の流れ



Copyright © 1997.6-.CI-NET All rights reserved.

5

5. システム概要

■EDIシステム

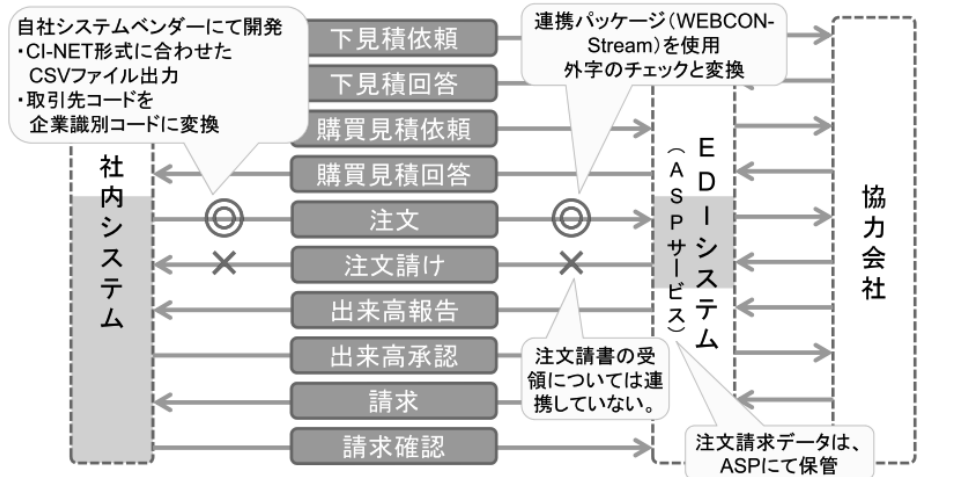
- ◆構成パターン : ASP活用タイプ I (連携利用)
- ◆利用サービス、ソフトウェア : WEBCON(株式会社富士通マーケティング)

■社内システム

- ◆数量積算 : -
- ◆実行予算 : -
- ◆原価管理 : -
- ◆注文・購買 : 自社開発(外注)
- ◆工事管理 : 自社開発(外注)
- ◆経理・会計 : 自社開発(外注)
- ◆その他 : -

5. システム概要

■社内システムとEDIシステムの連携方法



6. 導入・拡大検討の動機、きっかけ、導入に至った経緯等

■ 導入検討の動機

- ◆ 注文書は着工前に発行できているが、着工前に請書が受領できているのは、約1割にすぎない。(25年度4～5月実績)
- ◆ 理由としては注文書発行から請書受領までのリードタイムが長い(25年度4、5月実績で約9日)ことが考えられる。

- ◆ 電子商取引システム(CI-NET)の導入により、注文書発行から請書受領までのリードタイム内訳の主要因である、「進捗管理による取引先滞留時間の低減」、「電子化による郵送時間の削減」を実現し、請書受領までのリードタイム短縮(平均2日)を目指したい。

■ 導入検討のきっかけ

- ◆ 経営層の判断による

■ 社内上申書の概要

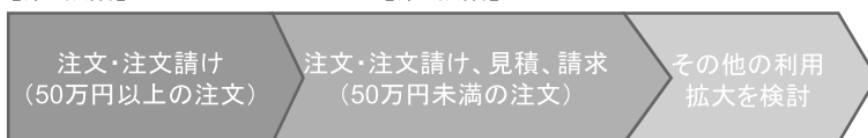
- ◆ CI-NETの概要
- ◆ 背景、目的、目標
- ◆ 導入費用
- ◆ 導入効果
 - 注文書の発行から請書の受領までのリードタイムが短くなることで、工事着工前に請書を受領できる割合が大幅に増える。
 - 現状: 工事着工前に請書受領する比率11%
 - CI-NET導入後: 同62%(電子化率70%で試算)

7. 進め方(導入フェーズ)①

■ 導入ステップ

【第1段階】

【第2段階】



- ✓ 取引額の比較的小さい仕入先
- ✓ 調達部以外の営業所
- ✓ 購買見積り、出来高報告、下見積り、請求

■ 実施体制(推進主体)

- ◆ 調達部員 2名
- ◆ 情報システム部門 2名

7. 進め方(導入フェーズ)②

■実施体制

- ◆ 調達部員2名
- ◆ 情報システム部門2名

■導入スケジュール

	2013 第1四半期	2013 第2四半期	2013 第3四半期	2013 第4四半期	2014 第1四半期
社内導入検討 (着手～社内承認)	2カ月				
設計 (ベンダー選定、業務フロー 検討)		2カ月			
プログラム開発		5カ月			
テスト、試験運用				3カ月	
本運用開始					3カ月

Copyright © 1997.6-.CI-NET All rights reserved.

10

7. 進め方(運用フェーズ)

■教育・研修等・・・説明会開催

- ◆ 体制... 調達部、ASP事業者
- ◆ 頻度... 4回(取引額の多寡に応じて、既導入、未導入企業向けに説明会を実施)
- ◆ 内容

内容	既導入企業	未導入企業
CI-NETの概要		○
導入パターン		○
導入経緯	○	○
導入範囲	○	○
導入手続き		○
スケジュール	○	○
申し込み受付先	○	○

◆対象者

対象者の内訳	既導入企業	未導入企業
年間取引額5千万円以上	26社	26社
その他	48社	141社

Copyright © 1997.6-.CI-NET All rights reserved.

11

8. 導入・運用費用

金額: 税抜

	初年度	2年目	3年目	4年目以降
社内システム改修費	1,300,000円	0円	0円	0円
企業コードの取得	32,000円	0円	0円	以降、3年ごとに 40,000円
電子証明書	6,500円	0円	0円	以降、3年ごとに 6,500円
ASP登録料	124,000円	0円	0円	0円
ASP利用料(円/年)	106,000円	106,000円	106,000円	106,000円

※ ASP利用料には、連携機能、データ保管(上限1GB)を含む。



- ◆ CI-NET導入当初から経費、工数の削減効果額(トータル見込501,600円/年)がランニングコストを上回るうえ、電子化率の上昇に比例して効果額もアップする。
- ◆ これにより4年程度で投資の回収が可能。

9. 導入効果(定量効果)

金額: 税抜

		導入前	導入後	削減量(年間)	
経費	紙代			3,600円	219,600円
	封筒代			36,000円	
	郵送代			180,000円	
作業工数	注文書印刷	0.5分/件	0分/件	19h	282,000円
	明細をコピーして添付	1.7分/件	1.7分/件	0h	
	決済処理(回覧、押印)	0.9分/件	0分/件	34h	
	注文書を封筒詰め	0.5分/件	0分/件	19h	
	注文書発送作業	0.4分/件	0.1分/件	11h	
	請書の受領、内容確認	0.3分/件	0.3分/件	0h	
請書の保管	0.3分/件	0分/件	11h		

※年間の注文件数4,000件(24年度実績)に対する電子化率を60%と想定した場合。
 ※注文1件あたり5枚の紙を使用。
 ※人工費は、1時間3,000円として試算。

9. 導入効果(定性効果)

■時間短縮

- ◆注文書発行～注文請書受領までのリードタイムを
平均 9日 ⇒ 2日 に短縮。

■法令遵守、内部統制

- ◆注文書の発行から請書の受領までのリードタイムが短くなることで、工事着工前に請書を受領できる割合が大幅に増える。

10. 今後の計画

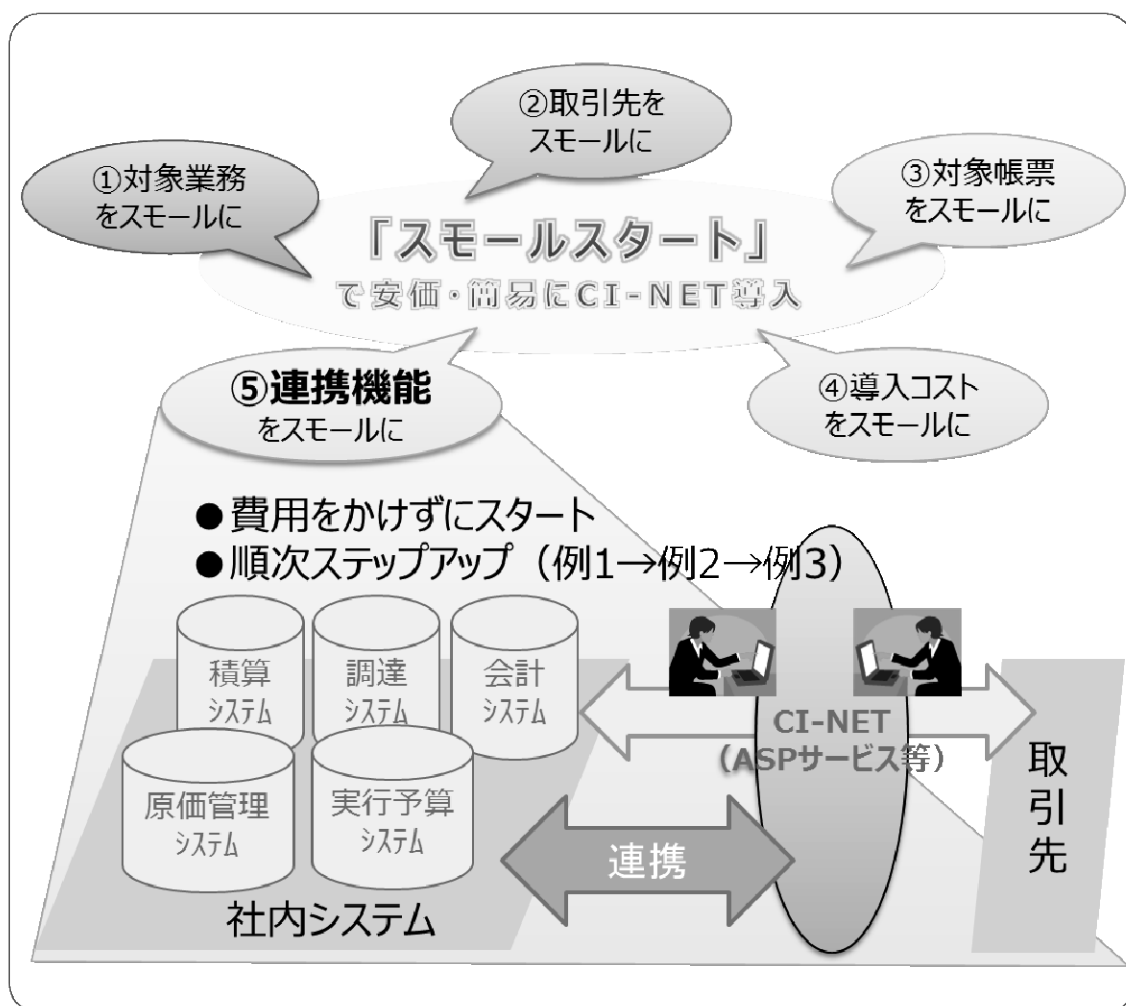
■今後の計画

対象業務	<ul style="list-style-type: none">● まずは50万円未満の注文についての導入検討を行う。● その後、状況をみて必要であれば、購買見積り、出来高報告、下見積り、請求について順次検討を行う。
対象地域	<ul style="list-style-type: none">● 当面は調達部のみでの運用。● 対象業務の拡大に伴う各営業所での運用の可能性あり。
対象業者	<ul style="list-style-type: none">● 対象業務の拡大に伴い、業務の効率化によるコストメリットが出やすくなった場合、取引額の比較的少ない仕入先にも導入を再度打診する。

8.1.2. 社内システムとCI-NETの連携（リーフレット）

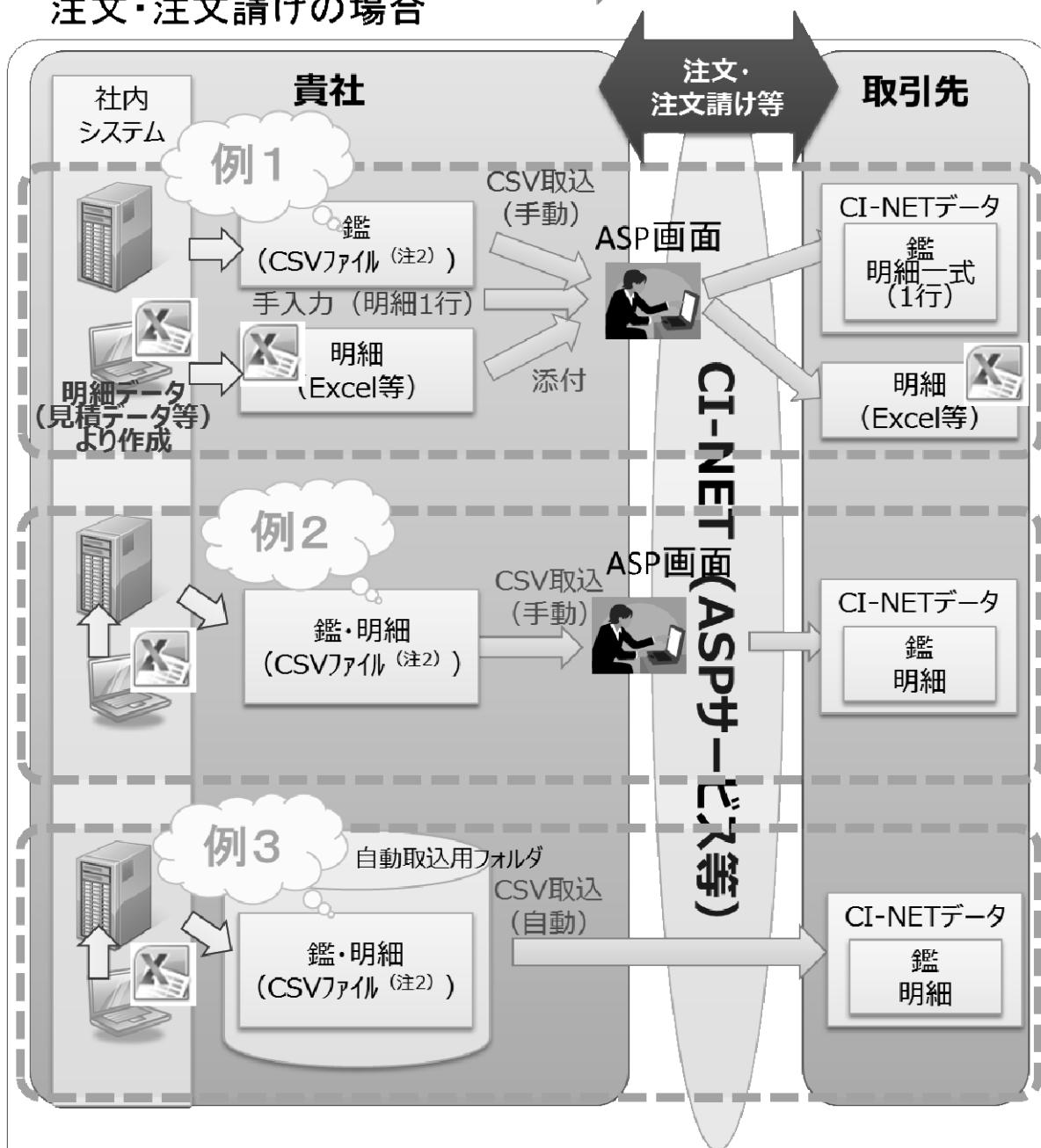
電子商取引（CI-NET）をご検討中の皆様へ

社内システムとCI-NETの連携



注文・注文請けの場合

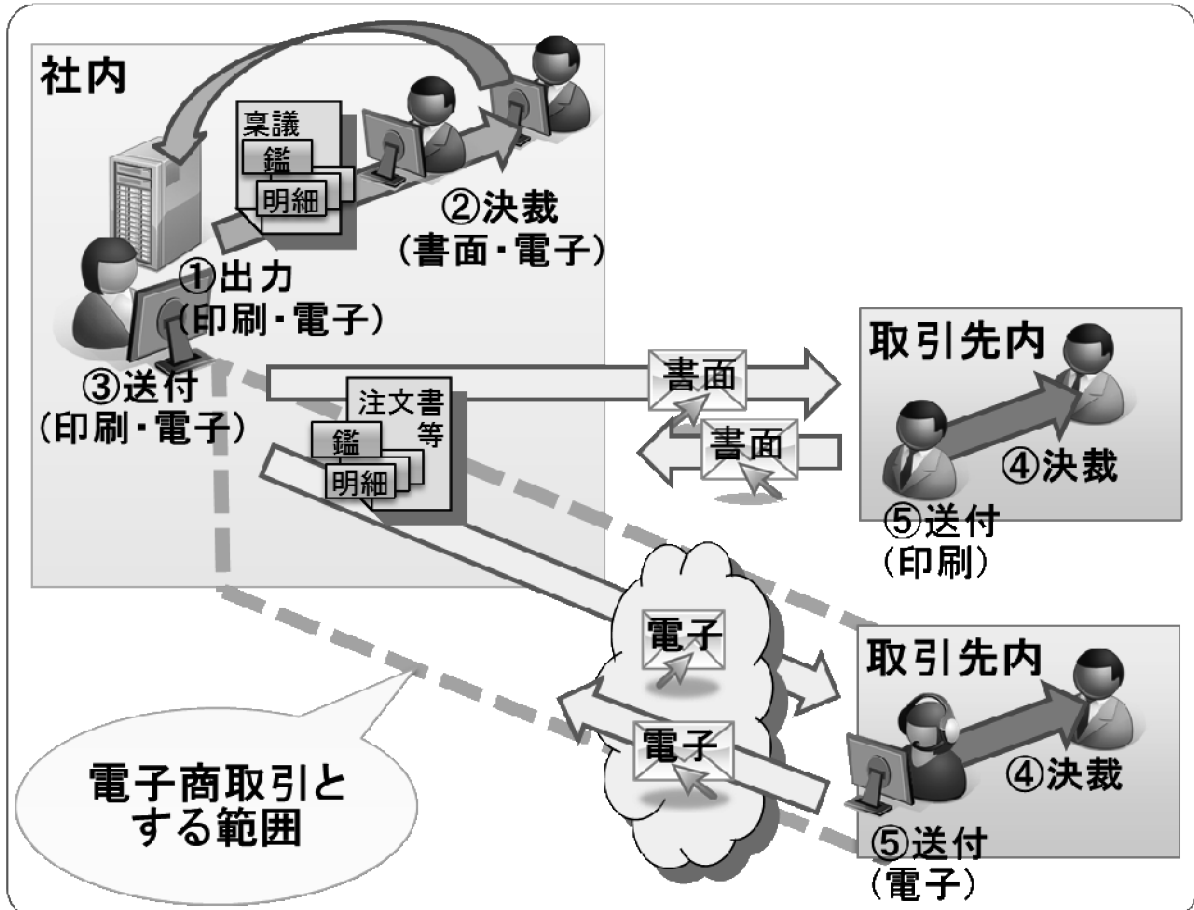
【凡例】 : 社内システム
 : CI-NET (ASPサービス等)



(注2) : CI-NET LiteS実装規約のデータ項目順に並べ直したものを。
 CSVファイルの作成方法は、CI-NETサービス提供ASPベンダーへお問い合わせください。

社内(システム)と電子商取引の範囲の例

- 書面と電子データが混在する場合においても、社内の決裁方法(書面あるいは電子データ)を変更する必要はありません。
- 取引先との窓口担当者は、注文書等を取引先に送付する際、
 - 取引先が書面の場合：書面を印刷の上、封入して投函します。
 - 取引先が電子の場合：電子データ化してインターネット経由で送信します。



CI-NETとの連携に伴う社内システムの修正について

社内システムとCI-NETの連携には、社内システムの修正が必要になります。留意点は以下の通りです。

- 連携させるデータ（見積、注文等）に応じて、鑑データ、あるいは明細データの作成
- CI-NETで定められた項目の並び順、コード体系（取引先コード他）への変換
- 外字対応 等

詳細は、CI-NETサービス提供ASPベンダーにご相談ください。

社内システムとCI-NETの連携方法 (例)

「社内システムとCI-NETの連携」には、いくつかの方法があります。コストをかけずに伝票処理の手間を省けるよう、貴社に合ったやり方を見つけましょう。

例1

低コストで手軽に始められます

● 鑑(注1)のみをCI-NETで ●

社内システムから鑑情報(明細は「一式」一行のみ)を、CI-NETサービス(ASP等)に取り込む方法です。明細はExcelファイル等で添付して送ります。軽微な社内システム改修で済む点がメリットです。

例2

入力作業が大幅に軽減されます

● 鑑(注1)と明細をCI-NETで(手動登録) ●

社内システムの鑑と明細データを、CI-NETサービス(ASP等)のアップロード(登録)機能を使って送る方法です。データ送信の都度、手動でアップロードしますが、データの入力は不要になります。

例3

入力・登録作業が不要になります

● 鑑(注1)と明細をCI-NETで(自動登録) ●

社内システムの鑑と明細データを、CI-NETサービス(ASP等)に自動登録する方法です。データの入力・登録は不要になります。

低
↑
コスト
↓
高

小
↑
利便性
↓
大

※ 上記は注文書作成の場合の例示です。注文請けについても、逆の手順により取引先から受信したデータを社内システムに取り込むこともできます。

(注1) 「鑑」とは・・・帳票の表紙に相当する部分を指します。一般的には、契約件名や契約金額合計等が記載されています。

お問い合わせ先

一般財団法人建設業振興基金 建設産業情報化推進センター CI-NET(シーアイネット)担当
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館
tel.03-5473-4573, fax.03-5473-4580, E-mail: ci-net@kensetsu-kikin.or.jp

8. 1. 3. CI-NET サービス (ASP 等) における発注者向け「確定注文」作成・送信画面／受注者向け「確定注文」受信閲覧画面 (リーフレット)

電子商取引 (CI-NET) をご検討中の皆様へ

発注者向け「確定注文」作成・送信画面

CI-NET サービス (ASP 等) における

●確定注文の作成方法
以下の画面イメージで、「確定注文」作成および協力会社への送付を行えます。
※ 本画面イメージは、実際の CI-NET サービス (ASP 等) システム画面と異なる場合があります。実際のシステム画面は、サービスセンター毎に異なりますので、予めご了承ください。

注文作成

No.	情報区分	取引先名	担当部署	回答年月日	金額(税込)
1	見積回答	内装A工事	内装A工事	2013/8/4	¥5,250,000
2	見積回答	内装A工事	内装A工事	2013/8/4	¥5,750,000
3	見積回答	外装A工事	外装A工事	2013/8/4	¥7,350,000

①取引先から受信した見積回答や注文請け等が受信伝票一覧に表示されます。

②注文書を作成するには「注文作成」をクリックします。

確定注文 (概)

区分処理No.	確定注文	金額(税込)
1	内装A工事	¥5,250,000
2	内装A工事	¥5,750,000
3	外装A工事	¥7,350,000

③確定注文の概部分の情報を画面上で入力、編集できます。

④明細を作成またはファイルを送付するには「明細作成」/「ファイル添付」をクリックします。

⑤確定注文を入力し終えたら「注文確定」をクリックします。

送信伝票一覧

No.	情報区分	取引先名	担当部署	注文年月日	金額(税込)
1	確定注文	内装A工事	内装A工事	2013/8/4	¥5,250,000
2	確定注文	内装A工事	内装A工事	2013/8/5	¥5,750,000
3	確定注文	外装A工事	外装A工事	2013/8/5	¥7,350,000

⑥「送信」をクリックすると、取引先へ確定注文が送られます。

確定注文 (明細)

No.	品名	規格・仕様	数量	単位	単価	明細金額
1	壁ボード	L型	50.0 m ²		¥700	¥35,000
2	壁ボード	R型	60.0 m ²		¥800	¥48,000
3	天井ボード	不燃	500.0 m ²		¥1,000	¥500,000
4	柱型石膏ボード	不燃	400.0 m ²		¥900	¥360,000
5	柱型石膏ボード	準不燃	300.0 m ²		¥1,100	¥330,000
6

⑦明細情報を画面上で入力、編集できます。

●確定注文の作成方法
「確定注文」作成は、「見積回答」データを基に作成される画面を編集して行えます。また、画面上で、注文書の概や明細情報の作成、編集、添付ファイルの登録を行うことができます。
※見積依頼、出来高確認についても、確定注文と同様の画面で作成することができます。

電子商取引(CI-NET)をご検討中の皆様へ

CI-NETサービス (ASP等) における

受注者向け「注文請書」作成・送信画面

● 確定注文の閲覧方法

以下の画面イメージで、鑑部、明細部、添付ファイルの内容を確認できます。

※本画面イメージは、実際のCI-NETサービス(ASPシステム等)を参考に作成した仮画面面です。実際のシステム画面は、サービスセンター毎に多少異なりますので、予めご了承ください。

CI-NETサービス

受信伝票一覧

No.	情報区分	取引先名	担当部署	注文年月日	金額(税込)
1	確定注文	内装A工事	調達課	2013/8/5	¥5,250,000
	確定注文	内装X工事	購買課	2013/8/2	¥7,350,000

②確定注文の内容を確認するには「表示」をクリックします。

①発注者からデータを受信すると受信伝票一覧が表示されます。

【発注者からの確定注文を受信】

CI-NETサービス

注文請書(鑑)

データ処理No. 1

情報区分 確定注文

取引先名 内装A工事

注文番号 例▲建設

注文年月日 2013/8/5

工事場所略称 XX社本社ビル新築工事

金額(税込) ¥5,250,000

③確定注文の鑑部分の情報画面で確認できます。

④「送信」をクリックすると、発注者へ注文請書が送られます。

⑤「注文請書作成」を選択時

【発注者へ注文請書を送信】

● 注文請書の作成方法

「注文請書」は、発注者が送信した「確定注文」をもとに自動作成されます。

※見積回答、出来高報告・請求についても、注文請書と同様に、発注者が送信したデータをもとに作成することができます。

CI-NETサービス

確定注文(鑑)

データ処理No. 1

情報区分 確定注文

取引先名 内装A工事

注文番号 例▲建設

注文年月日 2013/8/5

工事場所略称 XX社本社ビル新築工事

金額(税込) ¥5,250,000

送付伝票内

特記事項

③確定注文の鑑部分の情報画面で確認できます。

④「明細」をクリックすると、明細や添付ファイルを表示するに「表示」をクリックします。

⑤注文請書を作成するには「注文請書作成」をクリックします。

CI-NETサービス

確定注文(明細)

情報区分 確定注文

注文番号 内装A工事

取引先名 例▲建設

工事場所略称 XX社本社ビル新築工事

金額(税込) ¥5,250,000

工事コード

依頼回数 ¥5,052,100

調整額 ¥52,100

調整後合計額 ¥5,000,000

No.	品名	規格・仕様	数量	単価	明細金額
1	壁ボード	L型	50.0 m ²	¥700	¥35,000
2	壁ボード	R型	60.0 m ²	¥800	¥48,000
3	天井ボード	不燃	500.0 m ²	¥1,000	¥500,000
4	柱型石膏ボード	不燃	400.0 m ²	¥900	¥360,000
5	柱型石膏ボード	燃不燃	300.0 m ²	¥1,200	¥360,000
6

⑥確定注文から注文請書が自動作成されます。

⑦「送信」をクリックすると、発注者へ注文請書が送られます。

⑧「注文請書作成」を選択時

⑨見積回答、出来高報告・請求についても、注文請書と同様に、発注者が送信したデータをもとに作成することができます。

お問い合わせ先
 一般財団法人建設業振興基金 建設業情報化推進センター CI-NET(シー・アイ・ネット)担当
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館
 tel:03-3473-4573 fax:03-3473-4580 E-mail: ci-net@kensei-tsu-kikin.or.jp

8.1.4. スモールスタートで安価・簡易にCI-NET導入（リーフレット）

電子商取引(CI-NET)をご検討中の皆様へ

「スモールスタート」で 安価・簡易にCI-NET導入

※「スモールスタート」には、いくつかの方策があります。
方策例1～5のどれかから、または全てといった企業毎に合ったやり方を見つけてみましょう。

方策例1:

● 契約（注文・注文請け）だけから ●

初期の導入段階では「契約」だけから始めると、社内関係者も限定されるので、調整の負担も少なく、比較的容易に始められます。

対象業務を
スモールに

方策例2

● 主要取引先やグループ企業だけから ●

主要取引先やグループ企業、CI-NET既導入企業などから始めると、調整も取りやすく、導入効果も大です。※社内で電子データと紙の併用になることを懸念される方が多いですが、始めてみると気にならないという企業が多いようです。

取引先を
スモールに

方策例3

● シンプルな明細から ●

内訳明細を添付ファイルとした注文書の鑑データの交換からだと、楽に始められます。※ 添付ファイルは、エクセル、PDFなどいずれの形式でも可能です。

対象帳票を
スモールに

方策例4

● ASPサービスを活用して低コストに ●

ASPサービスを活用すれば、月々携帯電話1台分程度の運用費から始められます。※別途、初年度にASP登録料(約7～9万円※登録ID件数や契約データの保管量により変動)、企業識別コード・電子証明書(約2～5万円、3年更新)が必要となります。

導入コスト
をスモールに

方策例5

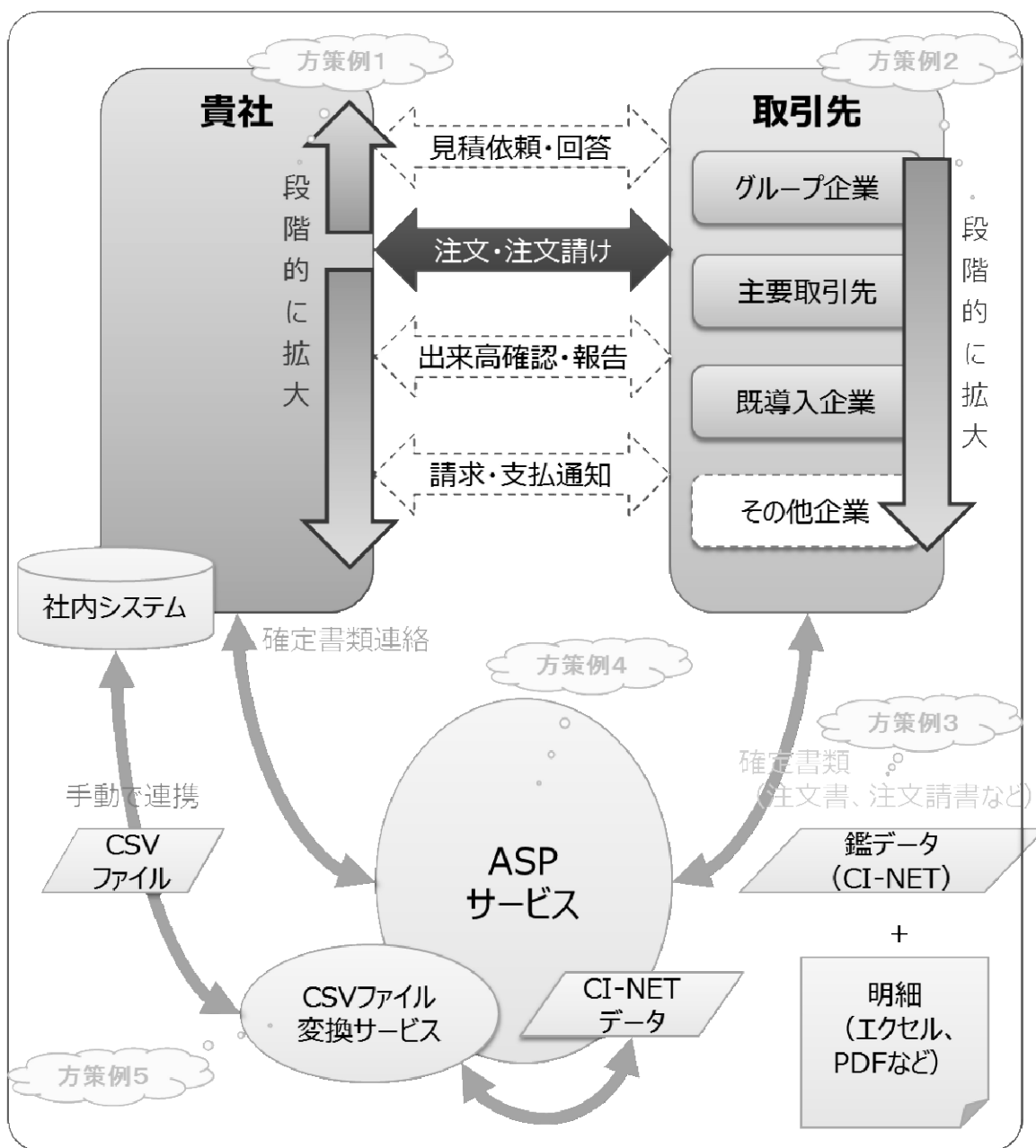
● CSVファイルで簡易に社内データ連携 ●

高コストになりがちな社内業務システムとの連携機能は、CSVファイルによる連携で簡易かつ低コストに実現できます。
※ASPサービスでは、CSVファイルを使った入出力機能も提供しています。

連携機能を
スモールに



「スモールスタート」イメージ



お問い合わせ先

一般財団法人建設業振興基金 建設産業情報化推進センター CI-NET(シーアイネット)担当
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館
 tel.03-5473-4573, fax.03-5473-4580, E-mail: ci-net@kensetsu-kikin.or.jp

8.1.5. CI-NET を活用した電子商取引のご案内（リーフレット）

CI-NETを活用した電子商取引のご案内

●CI-NETとは

CI-NET（シーアイネット）は、国土交通省が推進する建設産業の電子商取引（民間取引における見積、契約、出来高・請求業務）における代表的な標準ルールです。

これまでCI-NETは大手・中堅ゼネコンを始め発注者側として約20社が導入し、傘下の協力企業を含め、約9,600社が利用しております。

●地方における導入状況

平成24年からは、宮城県、神奈川県、新潟県、愛知県の地方ゼネコンが発注者としてCI-NETを導入する動きが出始めております。

これらの企業は、①復興需要など工事受注量の増加を見越して事務省力化と経営基盤の強化を目指す、②コンプライアンスを重視した新業務フローを推進する、③同一地区の複数企業が同時に導入し、共同で効率化を目指すというように、各社の戦略の中で積極的に導入してきています。

各社とも、費用を圧縮するために、ASPサービスを利用しながら、また取引数の多い取引先との間で、注文・注文請けを中心とした、いわゆるスモールスタートで開始し、効果を見出そうとしています。

●主な導入メリット

1. 書類作成・処理時間の削減
2. 人件費・郵送料・紙代の削減
3. コンプライアンスの強化（法令遵守、取引経過の透明性確保）
4. 収入印紙代の削減（受注者側のみ）

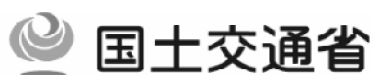
<参考> CI-NETの導入・運用コスト（ASP^{*1}利用の場合の一例）

	初年度	2年目	3年目	4年目以降（3年ごと）
企業識別コード	資本金 1億円以下 16,800円 1億円超 33,600円	0円	0円	資本金 1億円以下 21,000円 1億円超 42,000円
電子証明書	6,825円	0円	0円	6,825円
ASP ID登録料	約7～9万円（※）	0円	0円	0円
ASP利用料	約10万円（※）	約10万円（※）	約10万円（※）	約10万円（※）

※ 登録IDの件数、契約データ量の保管量により費用は変動します（消費税5%の場合）。
※ 社内システムと連携する場合は、別途費用が発生します。

*1 ASP: インターネットを通じてソフト機能を提供するサービスで、ユーザーはソフトの導入、運用、更新などの手間が少なくなるメリットがあります。

◆◆◆◆◆ 裏面に最近の地方ゼネコン導入事例を紹介します ◆◆◆◆◆



地方ゼネコン導入事例

A社(資本金1億円、完工高75億円、年間注文件数約1,200件)

- 導入目的「コンプライアンスの重視」
最終見積書と注文書の一体管理と工事着工前の契約が狙い。また、発注業務フローの効率化を上げることが狙い。県内ゼネコンのバイオニアとしてCI-NETを先行的に導入。
さらには受注者としてもCI-NETを導入。
- 諸経費の削減
・発注者側として郵送費用と人的費用の削減。
・受注者側としてはさらに印紙代の削減。
- 導入効果等
・生産性の向上(注文請書受領までの時間短縮(従来平均3日→1日)等)
・データを一元管理しており、リアルタイムに契約情報が参照できる。

B社(資本金3億円、完工高140億円、年間注文件数約2,500件)

- 導入目的「経営基盤強化」
工事の受注量が増大する中、業務の効率化などによる生産性の向上及び諸経費の低減させることが狙い。さらに取引先が負担する印紙代も含めた経費削減も狙い。
- 諸経費の削減(導入検討時の試算)
郵送費用と人的費用で、社内的には年額100万円強の削減を見込む。
- 導入効果等
・生産性の向上が見込め、業務処理のスピードアップやミスの削減にもなる。
・電子データの活用から、データ比較が容易になるため調達価格の抑制が期待でき、紙資源も節約できる。

C社(資本金4億円、完工高300億円、年間注文件数約5,000件)

- 導入目的「取引の効率化と透明性(コンプライアンス)の確保」
これまでは協力会社の立場でCI-NETを利用してきたが、発注者として導入し、効率化及び経費削減。さらに仕事の標準化や曖昧さの排除などが狙い。
- 導入効果等
・業務処理時間が短縮できる。
・保管スペースや郵送費用が削減できる。

D社(資本金10億円、完工高420億円、年間注文件数約7,300件)

- 導入目的「生産性の向上」
地場建設企業3社が連携を図りつつ導入し、共通する取引先との取引においてCI-NETを利用することで、業務処理の効率化やコスト削減が狙い。
- 諸経費の削減(導入検討時の試算)
・注文・注文請けの事務処理時間で、年間180人日強の削減を見込む。
・郵送費用で、年額90万円強の削減を見込む。
- 導入効果等
・グループ会社における印紙税も含めて経費を削減できる。
・まず、建築部門において小数の取引先とスタートするが、徐々に業種(土木)、取引先も拡大し、稼働後2～3年後で損益分岐点を超えることを見込む。

お問い合わせ先

一般財団法人建設業振興基金 建設産業情報化推進センター CI-NET(シーアイネット)担当
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館
tel:03-5473-4573, fax:03-5473-4580, E-mail: ci-net@kosenetsu-kikin.or.jp

8.1.6. CI-NETの受注者導入メリット紹介（リーフレット）

電子商取引(CI-NET)をご検討中の受注企業の皆様へ

CI-NETの導入メリット

※ CI-NETを導入している受注企業の皆様からいただいた、様々のメリットについてご紹介します。
貴社でも是非、CI-NETのご活用をご検討ください。

● 印紙代がかかりません ●

注文書・注文請書のやりとりを電子的に行いますので、紙の注文請書に貼付する印紙が不要になります。受注企業側で負担している印紙の費用が一切かからなくなります。



紙の注文請書には
収入印紙の貼付が必要。

(～平成26年3月31日)

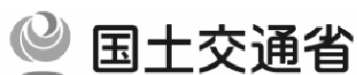
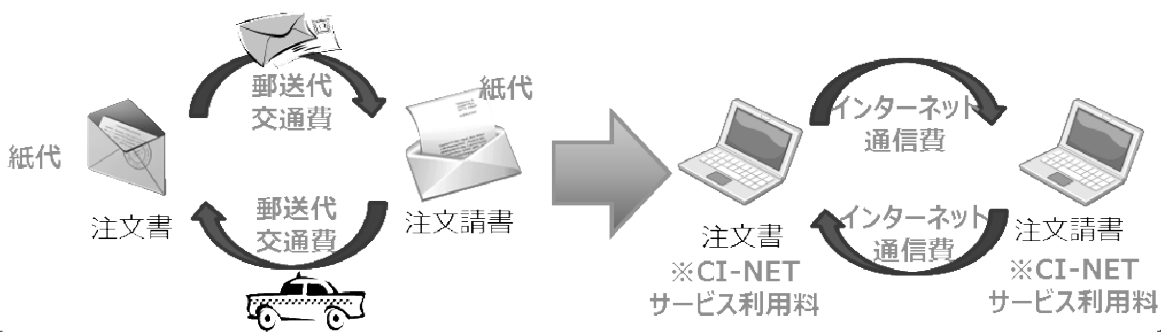
契約額	印紙代
...	...
1千万円超	1.5万円
5千万円超	4.5万円
1億円超	8万円
5億円超	18万円
...	...



電子データの注文請書には
収入印紙の貼付は不要。
(印紙代の削減)

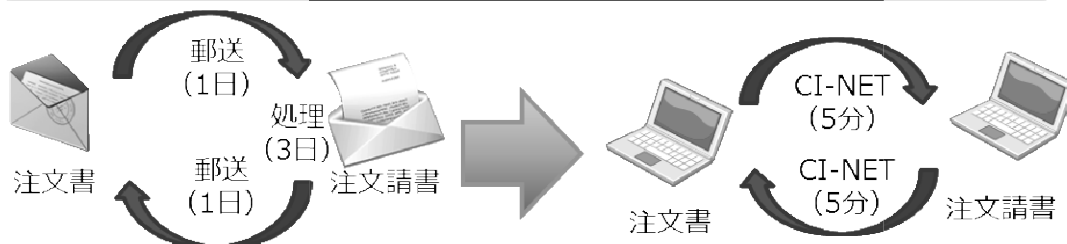
● 通信費・交通費・紙代等の削減ができます ●

見積業務、購買・契約業務、出来高・請求業務のやりとりを電子的に行いますので、取引伝票の受渡等にかかる費用が削減できます。



●取引伝票の手続きが直ぐに済みます●

工期の関係から急いで契約手続きを行わなければならないケースも多いと思います。紙の書類では郵送等で数日かかりますし、直接手渡しでは移動時間がかかります。CI-NETではワンクリックで瞬時に取引先へデータが届くため、手続き時間を数分まで短縮できます。



●取引伝票作成に係わる労力・ミスが軽減できます●

煩雑な書き写しや伝票の再入力等の労力・転記ミス、また取引伝票の送付や提出等にかかる作業負担を軽減することで、企業の生産性向上につながります。

紙での伝票を社内システムに入力するのは大変...



取引先から受信したデータを社内システムに取り込めば、入力の手間なく、間違いもない。



●取引データの履歴や関連状況が見える化●

取引データの処理状況が常に画面に表示されるため受発注企業の双方が確認できます。状況をリアルタイムに把握できることで、業務が滞りなく処理されます。

請求書をどこかにしまっ
て、うっかり処理を
忘れてしまった...



CI-NETサービス					
	到着	作業中	見積	注文	請求
	物件一覧	物件一覧	メニュー	メニュー	メニュー
◆ 手続進捗一覧 ◆					
No.	進捗	情報区分	発注者名	年月日	金額
1	済	注文書	株A建設	2013/8/3	¥5,250,000
2	未	請求書	株B建設	2013/8/4	¥7,350,000

画面を開くと処理状況が表
示されるので、忘れること
はない。



お問い合わせ先

(一財)建設業振興基金 建設産業情報化推進センター 企業識別コード・電子証明書担当
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目MTビル2号館
tel.03-5473-4573, fax.03-5473-4580, E-mail: ci-net01@fcip.jp

8.1.7. ガイドライン「技術的基準と施工体制台帳」(リーフレット)

電子商取引(CI-NET)をご検討中の皆様へ

A. 電子契約の「技術的基準」に係るガイドライン (注1) とCI-NETの関係

■ 建設業法の内容

建設業法第19条(建設工事の請負契約の内容)
契約の締結に際して、建設業法で定められる事項を書面に記載し、署名又は記名捺印をして相互に交付しなければならない。

追加

これにより、電子データによる
請負契約の追加開かれた

- 第19条第3項(要旨)
 - ・契約の相手方の承諾を得ること
 - ・電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、国土交通省令で定める措置を行うこと

電子

建設工事の 請負契約では

注文データ
電子署名
電子的な証明書

ガイドラインの要件

■ 建設業法施行規則(省令)とガイドラインの関係

省令第13条の2 第2項の規定

- 第2項
技術基準に適合すること
- ・書面作成が可能なこと
- ・変更を確認することができる措置を講じていること

ガイドライン

- (見読性の確保)
 - ・表示・書面作成が可能なこと
- (原本性の確保)
 - ・変更を確認することができる措置を講じていること
 - ・電子的な証明書の添付
 - ・電磁的記録等の保存

CI-NET

- 表示・印刷機能
- 改ざん・なりすましの証明機能
- 電子メール(S/MIME) 準拠
電子署名の添付に対応
電子的な証明書の添付に対応
- 保存機能
- 適切な保存
非改ざん、原本性を証明できる措置

(注1)「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する技術的基準」に係るガイドライン(平成13年3月30日)国土交通省

B. 電子契約の「施工体制台帳」の取り扱いに関するガイドライン (注2) とCI-NETの関係

従来の書面契約書

1. 施工体制台帳に請負契約の書面の写しを添付
2. 施工体制台帳の写しを公共工事発注者等へ提出

契約を電子化

- 電子契約した場合は??
1. → 対応ケース①②
 2. → 対応ケース③



■ 対応ケース②：工事現場でデータを読覧できない場合

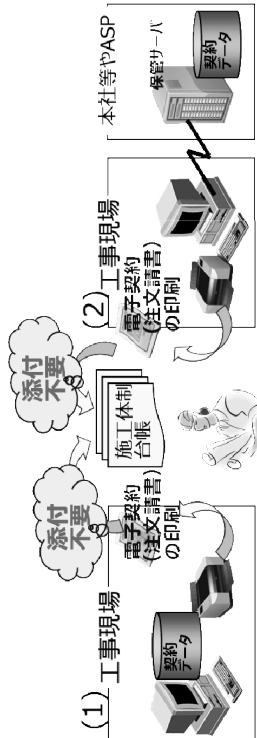
「契約データ」を印刷し、当該電子契約と相違ない旨の「誓約書」とあわせて、「工事現場」にある「施工体制台帳」に「添付」
また、発注者等が添付書面に疑義を持ち、直接に表示、印刷することとを要求した場合には、パソコン、プリンタ等を工事現場に持ち込み対応



※ガイドラインでは、電子契約と書面による契約が混在し、施工体制台帳としての一貫性が確保されない場合の措置について、電子契約の内容を紙面に印刷した書面を施工体制台帳に添付することとしている。

■ 対応ケース①：工事現場でデータを読覧できる場合

図(1)(2)のように、「契約データ」を「工事現場」で印刷できる場合、必要に応じて明確に紙面に表示できれば、請負契約書面は『添付不要』



■ 対応ケース③：施工体制台帳の写しを提出

(1)「契約データ」と当該電子契約と相違ない旨の「誓約書」をあわせて、「施工体制台帳」の写しに「添付」し提出
(参考)発注者が電子データでの提出を認め、「契約データ」を提出する場合は、データ内容を確認するための「表示ソフト」をあわせて提出



(注2) 「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」(平成17年3月3日) 国土交通省

8. 1. 8. CI-NET 導入検討に向けて相談できるベンダ企業紹介（一覧）

CI-NET導入検討について相談できるベンダー企業紹介

ASP

サービス名	企業名	担当者名	連絡先(Tel)	連絡先(E-mail)
WEBCON (ウェブコン)	(株)富士通マーケティング	藤崎	03-6316-3101	fujisaki.tak-01@jp.fujitsu.com
CIWEB (シーアイウェブ)	(株)コンストラクション・イーシー・ドットコム	永田	03-3595-4611	nagata@construction-ec.com
LitesNEO (ライツネオ)	日本電気(株)	種田	03-3456-5095	t-taneda@bc.jp.nec.com

ソフト

サービス名	企業名	担当者名	連絡先(Tel)	連絡先(E-mail)
C-TRADE (シートレード)	日本電気(株)	種田	03-3456-5095	t-taneda@bc.jp.nec.com
LitesNavi (ライツナビ)	シーイーエヌソリューションズ(株)	吉田	03-5439-9285	y-yoshida@censol.com

問い合わせ先

団体名	部署名	担当者名	連絡先(Tel)	連絡先(E-mail)
一般財団法人 建設業振興基金	建設産業情報化推進センター	帆足、荒井	03-5473-4573	cinet@kensetsu-kikin.or.jp

CI-NETを活用した電子商取引を導入している企業一覧(企業識別コード登録企業一覧)
http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/cinet/riyou_joukyo.html

8.1.9. 注文業務の取消等における注文業務メッセージの送受信タイミングに関するアンケート調査結果

企業名 (総合 工事業者)	メッセージ										注文請け受領前に確 定注文メッセージを なかったことにする 方法	a. [9]訂正コードにて 「3:取消」セットし、確 定注文 msg を送信する」 場合	
	確定注 文	注文請 け	合意解 除申込	合意解 除承諾	一方的 解除通 知	鑑項目 合意変 更申込	鑑項目 合意変 更承諾	合意打 切申込	合意打 切承諾	一方的 打切通 知			
A社	○	○	○									d	
B社	○	○										a、c	c、e
C社	○	○	○	○	○	○	○	○				b	
D社	○	○	○	○								C	
E社	○	○	○	○	○	○	○	○				a	f 注文請けデータはエラー となり処理されない。
F社	○	○	○	○	○	○	○	○				a	b
G社	○	○	○	○	○	○	○	○				d	同一の注文番号を 利用しない場合…電 話にて連絡し注文請 けを返信しないよう 指示 (cと同じ) 同一の注文番号を利 用する場合…一旦注

企業名 (総合 工事業者)	メッセージ								注文請け受領前に確定注文メッセージを なかつたことにする 方法	a. [9]訂正コードにて 「3: 取消」セットし、確定 注文 msg を送信する」 場合		
	確定注 文	注文請 け	合意解 除申込	合意解 除承諾	一方的 解除通 知	鑑項目 合意変 更申込	鑑項目 合意変 更承諾	合意打 切申込			合意打 切承諾	一方的 打切通 知
H社	○	○	○	○		○	○	○		○	文請けを返信しても らい合意解除 (bと 同じ)	
I社	○	○	○	○		○	○				a	b
J社	○	○	○	○	○	○	○				a	f 今まで実務上でその事例 はない。もしあれば注文 msg を受信した以上原本 が残ってしまうので、c の操作をして原本として も解除の記録を残さざる を得ないのではないか。 確定注文の取消は例えば C-TRADECCContract 等の一 般的な原本管理システム では発注者サイドに原本 は保管されないの。

8. 2. 標準化委員会の活動関連資料

8. 2. 1. 工事請負契約外取引メッセージ策定に伴うチェンジリクエスト

工事請負契約外取引メッセージの策定作業を進める中で、メッセージの新設を始め、当該メッセージで使用する新規データ項目や、既存 CI-NET コードの改訂などについて、以下に掲げる内容について、今回チェンジリクエストを提出、審議いただきたい。

1. メッセージの新設

- ・ 工事物件案内メッセージ
- ・ 契約外請求メッセージ
- ・ 契約外請求確認メッセージ

2. データ項目の新設

- ・ 明細別消費税率
- ・ 単価(小数 3 桁)
- ・ 明細別参照帳票 No.2
- ・ 明細別参照帳票年月日 2
- ・ 全体工事開始日
- ・ 全体工事終了日

3. CI-NET コードの改訂

- ・ [1138]取引区分コード([1203]明細別取引区分コード)

(1) チェンジリクエスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄		事務局記入欄									
発 信 日	2013 年 3 月 25 日	受 信 日	年 月 日								
会 社 名 : LiteS 委員会 LiteS 規約 WG		事務局処理記入欄									
企業識別コード										
部 署 名											
担当者名											
連 絡 先 TEL: FAX:											
件 名 工事物件案内情報・メッセージの新設について											
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)											
【要求内容】											
<p>工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、契約外請求メッセージの作成に際して、発注者から受注者に対し関連する工事物件の情報を提供するために使用する情報種類およびメッセージの新設を要求する。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報区分 コード</th> <th>情報種類</th> <th>メッセージの 種類</th> <th>情報種類の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0710</td> <td>4.3 工事物件 案内情報</td> <td>工事物件案内 メッセージ</td> <td>契約外請求情報作成にあたり、発注者が受注者に対し新たな物件に関する必要な情報を伝達する情報。</td> </tr> </tbody> </table>				情報区分 コード	情報種類	メッセージの 種類	情報種類の定義	0710	4.3 工事物件 案内情報	工事物件案内 メッセージ	契約外請求情報作成にあたり、発注者が受注者に対し新たな物件に関する必要な情報を伝達する情報。
情報区分 コード	情報種類	メッセージの 種類	情報種類の定義								
0710	4.3 工事物件 案内情報	工事物件案内 メッセージ	契約外請求情報作成にあたり、発注者が受注者に対し新たな物件に関する必要な情報を伝達する情報。								
<p>なお、当該情報、メッセージについては、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの中での業務単位は「納入」とする。</p> <p>これは、発注者の発注があった物品やサービス等の提供、納品場所を伝える意味も含んでいるため、その結果生じたものへの請求を契約外請求情報にて行うという流れを想定している。</p> <p>当該情報、メッセージで使用するデータ項目については別添の通りである。</p>											
【要求の理由】											
<p>契約外請求メッセージ策定にあたっては、既存規約に規定されている出来高要請から出来高報告・確認、請求といった処理フローの中では、工事請負契約外取引に係る業務処理を吸収しにくい面が指摘されたため、新たな処理フローを検討を進めてきた。</p> <p>その契約外請求メッセージを作成するための参考情報として、発注者から受注者に対して関連する工事に係る各種の情報提供が必要であり、その役割を本情報が担うものと考えている。</p>											

今回新設する情報種類の類似情報は、これまでも現場、作業所レベルで書面、電話、メールなどで既にやり取りされているものではあるが、本情報に続く契約外請求メッセージの作成における受注者側負担を軽減するためにも、EDI メッセージとして送付することとしたものである。

【既存ユーザ等への影響】

出来高要請メッセージとの違いについては、対象とする取引が請負契約ものか否かを判断することになるが、この判断は現状の業務でも既に行っていることであり、また以降の処理についても関連するメッセージの紐付けができており基本的に区分できると考えているため、影響は軽微と考えられる。

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄	事務局記入欄		
発 信 日 2013 年 3 月 25 日	受 信 日 年 月 日		
会 社 名 : LiteS 委員会 LiteS 規約 WG	事務局処理記入欄		
企業識別コード :			
部 署 名			
担当者名			
連 絡 先 TEL: FAX:			
件 名 契約外請求／契約外請求確認情報・メッセージの新設について			
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)			
【要求内容】			
<p>工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、契約外請求情報・メッセージおよび契約外請求確認情報・メッセージの新設を要求する。</p>			
情報区 分コード	情報種類	メッセージの 種類	情報種類の定義
1110	7.5 契約外 請求情報	契約外請求メ ッセージ	受注者が発注者に対し、1 つの取引の特定期間における請負契約によらない納品物に対する対価、または売掛金に関する金額を示し、その支払を請求する情報。
1112	7.6 契約外 請求確認情 報	契約外請求確 認メッセージ	契約外請求情報に対し、発注者が査定し支払を認めた金額を受注者に通知する情報。
<p>なお、当該情報、メッセージについては、CI-NET 標準ビジネスプロトコルの中での業務単位は「支払」とする。</p> <p>当該情報、メッセージで使用するデータ項目については別添の通りである。</p>			
【要求の理由】			
<p>契約外請求／契約外請求確認メッセージ策定にあたっては、従来の規約に規定されている出来高要請メッセージから出来高報告・確認、請求といったフローの中では、工事請負契約外取引に係る業務処理を吸収しにくい面が指摘され、新たな処理フローを検討してきた。</p> <p>その結果として、工事請負契約外取引専用の請求／請求確認メッセージが必要となり、新たに策定することとしたものである。</p> <p>現状の出来高報告から請求へ、という流れの処理よりも簡易な処理が望まれていること、また既存の規約では表現しきれない小数点以下 3 桁まで及ぶ単価や明細別の消費税率など、物品取</p>			

引・サービス等の請求業務の効率化を図れるような工夫を施している。

このメッセージにより、例えばリース・レンタル会社では相当の業務効率化に結びつくとの試算もあり、受注者側負担を軽減するためにも新たな EDI メッセージとして策定することとしたい。

なお、「情報種類の定義」の中の「特定期間における」の記述については、本メッセージで扱う取引が様々なものを対象としており、請求の対象期間としても多岐に渡ると想定されることから、それらへの対応として幅を持たせた書きぶりとした。

【既存ユーザ等への影響】

既存の請求／請求確認メッセージとの違いについては、対象とする取引が請負契約ものか否かを判断することになるが、この判断は現状の業務でも既に行っていることであり、影響は軽微と考えられる。

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄	事務局記入欄												
発 信 日 2013 年 3 月 25 日	受 信 日 年 月 日												
会 社 名 : LiteS 委員会 LiteS 規約 WG	事務局処理記入欄												
企業識別コード :													
部 署 名													
担当者名													
連 絡 先 TEL: FAX:													
件 名 [新規●1442]明細別消費税率 のデータ項目新設について													
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)													
【要求内容】													
<p>工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、契約外請求情報・メッセージおよび契約外請求確認情報・メッセージにおいて使用する「明細別消費税率」の新設を要求する。</p>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">タグ No</th> <th style="width: 20%;">項目名</th> <th style="width: 10%;">属性</th> <th style="width: 10%;">文字数</th> <th style="width: 10%;">小数</th> <th style="width: 40%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規</td> <td>明細別消費税率</td> <td>N</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>明細データごとの消費税の税率。パーセント表記。</td> </tr> </tbody> </table>		タグ No	項目名	属性	文字数	小数	摘要	新規	明細別消費税率	N	3	1	明細データごとの消費税の税率。パーセント表記。
タグ No	項目名	属性	文字数	小数	摘要								
新規	明細別消費税率	N	3	1	明細データごとの消費税の税率。パーセント表記。								
【要求の理由】													
<p>契約外請求／契約外請求確認メッセージにおいては、工事請負契約外取引の請求業務を対象としており、それらメッセージで扱う商品やサービスについては多様なものが考えられる。消費税率は、従来の出来高報告・確認、請求では鑑でセットしたものを使用することで特に問題はなかったが、工事請負契約外取引では明細レベルで消費税率が異なり同一メッセージ、明細データの中に混在する可能性があり、既存の仕組みではこれには対応できないことから新たなデータ項目の新設を要求するものである。</p> <p>なお、現在本項目を使用すると考えているメッセージは「契約外請求」「契約外請求確認」の 2 種である。</p>													
【既存ユーザ等への影響】													
<p>既に社内システムで、当該データ項目を管理している場合は特に大きな影響はないものと考えられるが、新たに管理が生じる場合には業務、システムの両面で対応を検討する必要がある。</p> <p>なお、本データ項目は多くは契約外請求メッセージを作成する際にセットするものと思われるが、このようなメッセージを作成する業種や業態の企業は、過去の契約外請求メッセージに関する実証実験も参加しており、それらユーザでの影響範囲は概ね把握できている。</p>													

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄	事務局記入欄												
発信日 2013年 3月 25日	受信日 年 月 日												
会社名： LiteS 委員会 LiteS 規約 WG	事務局処理記入欄												
企業識別コード : : : : : : :													
部署名													
担当者名													
TEL:													
連絡先 FAX:													
件名 [新規●1443]単価(小数 3 桁) のデータ項目新設について													
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)													
【要求内容】 工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、契約外請求情報・メッセージおよび契約外請求確認情報・メッセージにおいて使用する「単価(小数 3 桁)」の新設を要求する。													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">タグ No</th> <th style="width: 15%;">項目名</th> <th style="width: 10%;">属性</th> <th style="width: 10%;">文字数</th> <th style="width: 10%;">小数</th> <th style="width: 45%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">新規</td> <td style="text-align: center;">単 価 (小数 3 桁)</td> <td style="text-align: center;">N</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>[1219]明細数量1単位あたりの価格。 小数点以下 3 桁までを有効数字として利用する場合に使用する。</td> </tr> </tbody> </table>		タグ No	項目名	属性	文字数	小数	摘要	新規	単 価 (小数 3 桁)	N	12	3	[1219]明細数量1単位あたりの価格。 小数点以下 3 桁までを有効数字として利用する場合に使用する。
タグ No	項目名	属性	文字数	小数	摘要								
新規	単 価 (小数 3 桁)	N	12	3	[1219]明細数量1単位あたりの価格。 小数点以下 3 桁までを有効数字として利用する場合に使用する。								
【要求の理由】 契約外請求／契約外請求確認メッセージにおいては、工事請負契約外取引の請求業務を対象としているが、それらで扱う商品やサービスについては多様なものが考えられる。単価は、従来の出来高報告・確認、請求では小数部分まで使用したものは少なく小数点以下が必要な場合でも 1 桁あれば実質的に問題は生じていなかった。 ところが、工事請負契約外取引として想定しているリースやレンタルでは、少額取引が多く、単価の設定が小数点以下 1 桁だけの有効数字では不十分であり、本来 CI-NET 標準ビジネスプロトコルで規定している小数点以下 3 桁を使うケースが生じることがわかった。 一方、CI-NET LiteS 実装規約に基づき、既に注文や出来高・請求等行っている企業では、単価に係る小数点以下の管理の方法を変更することは事実上不可能であることから、別途、小数点以下 3 桁まで使用できる新たなデータ項目の新設を要求するものである。 なお、現在本項目の使用を想定しているメッセージは、「契約外請求」「契約外請求確認」の 2 種である。													
【既存ユーザ等への影響】 既に社内システムで、当該データ項目を管理している場合は特に大きな影響はないものと考え													

るが、新たに管理が生じる場合には業務、システムの両面での対応を検討する必要がある。特に単価の小数点の有効桁部分が異なることから、単価マスターでの対応が必須と考えられる。

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄		事務局記入欄			
発 信 日	2013 年 3 月 25 日	受 信 日	年	月	日
会 社 名 :		事務局処理記入欄			
LiteS 委員会 LiteS 規約 WG					
企業識別コード					
部 署 名					
担当者名					
連 絡 先	TEL:				
	FAX:				
件 名 [新規●1440]明細別参照帳票 No.2 のデータ項目新設について					
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)					
【要求内容】					
工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、契約外請求情報・メッセージおよび契約外請求確認情報・メッセージにおいて使用する「明細別参照帳票 No.2」の新設を要求する。					
タグ No	項目名	属性	文字数	摘要	
新規	明細別参照帳票 No.2	X	25	明細データに対応する取引の帳票番号を示す。 [1204]明細別参照帳票 No.で管理する項目とは異なるものに対し適用する。 具体例として、請負契約に係る取引においては、出来高・請求の明細別参照帳票 No.は注文番号とすることが一般的だが、工事請負契約外取引の場合には、注文書の発生しないケースも多く、納品番号等の注文番号以外の管理番号を参照することが想定される。	
【要求の理由】					
契約外請求／契約外請求確認メッセージにおいては、工事請負契約外取引の請求業務を対象としている。従来の請負契約に係る取引においては、出来高・請求は注文番号に紐付く形での処理が基本であるが、工事請負契約外取引の場合には、注文番号の他に納品番号等、他の管理番号に基づいて請求を行うことも考えられる。					
そのため、現状規定されている[1204]明細別参照帳票 No.だけでは、業務上の管理項目として					

不足することから、新たなデータ項目の新設を要求するものである。

なお、特定の利用目的に限った使い方を想定したデータ項目名を付けることも考えられるが、その場合異なる目的の使用においてはまた別途データ項目を新設することとなり、規約の改訂やシステム改修等を容易に行えない現状においては、汎用性を考慮して今回のような項目名を提案することとした。

なお、CI-NET LiteS 実装規約上では、使用するメッセージ(「契約外請求」「契約外請求確認」の2種)に合わせて具体的な利用目的を規定することとしている。

【既存ユーザ等への影響】

今回契約外請求／契約外請求確認メッセージを使用する企業においては、注文番号や納品番号といったデータ項目は既に管理しているものと想定されることから、影響は軽微であると考えられる。

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄		事務局記入欄		
発 信 日 2013 年 3 月 25 日		受 信 日 年 月 日		
会 社 名 : LiteS 委員会 LiteS 規約 WG		事務局処理記入欄		
企業識別コード				
部 署 名				
担当者名				
TEL:				
連絡先 FAX:				
件 名 [新規●1441]明細別参照帳票年月日 2 のデータ項目新設について				
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)				
【要求内容】				
<p>工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、契約外請求情報・メッセージおよび契約外請求確認情報・メッセージにおいて使用する「明細別参照帳票年月日 2」の新設を要求する。</p>				
タグ No	項目名	属性	文字数	摘要
新規	明細別参照帳票年月日 2	X	14	<p>明細データ、明細別参照帳票 No. に関する年月日を示す。</p> <p>[1205]明細年月日(明細別参照帳票年月日)で管理する項目とは異なるものに対し適用する。</p> <p>具体例として、請負契約に係る取引においては、出来高・請求の明細別参照帳票年月日は注文日とすることが一般的だが、工事請負契約外取引の場合には、注文書の発生しないケースも多く、納品日等の注文日以外の管理年月日を参照することが想定される。</p>
【要求の理由】				
<p>契約外請求／契約外請求確認メッセージにおいては、工事請負契約外取引の請求業務を対象としている。従来の請負契約に係る取引においては、出来高・請求は注文番号に紐付く形での処理が基本であるが、工事請負契約外取引の場合には、注文番号の他に納品番号等、他の管理番号に基づいて請求を行うことも考えられる。</p> <p>納品番号等、これらの他の管理番号に連動する形で管理される帳票年月日についても管理項</p>				

目としてメッセージでやり取りされる可能性があることから、新たなデータ項目の新設を要求するものである。

なお、[新規]明細別参照帳票 No.2 と同様、特定の利用目的に限った使い方を想定したデータ項目名を付けることも考えられるが、その場合異なる目的での使用においてはまた別途データ項目を新設することとなり、規約の改訂やシステム改修等を容易に行えない現状においては、汎用性を考慮して今回のような項目名を提案することとした。

なお、CI-NET LiteS 実装規約上では、使用するメッセージ(「契約外請求」「契約外請求確認」の2種)に合わせて具体的な利用目的を規定することとしている。

【既存ユーザ等への影響】

今回契約外請求／契約外請求確認メッセージを使用する企業においては、注文年月日や納品年月日といったデータ項目は既に管理しているものと想定されることから、影響は軽微であると考えられる。

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄	事務局記入欄															
発 信 日 2013 年 3 月 25 日	受 信 日 年 月 日															
会 社 名 : LiteS 委員会 LiteS 規約 WG	事務局処理記入欄															
企業識別コード :																
部 署 名																
担当者名																
連 絡 先 TEL: FAX:																
件 名 [新規●]全体工事開始日／[新規●]全体工事終了日のデータ項目新設について																
◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)																
【要求内容】																
<p>工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、該当する処理案件自体の取引期間と、処理案件を含む工事全体の期間の両方の情報を授受することが必要な場合があることから、工事全体期間がわかるよう、その開始日、終了日に係るデータ項目の新設を要求する。</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">タグ No</th> <th style="width: 25%;">項目名</th> <th style="width: 10%;">属性</th> <th style="width: 10%;">文字数</th> <th style="width: 45%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">新規</td> <td>全体工事開始日</td> <td style="text-align: center;">X</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td>当該案件を含む全体工事の開始日を示す。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新規</td> <td>全体工事終了日</td> <td style="text-align: center;">X</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td>当該案件を含む全体工事の終了日を示す。</td> </tr> </tbody> </table>		タグ No	項目名	属性	文字数	摘要	新規	全体工事開始日	X	8	当該案件を含む全体工事の開始日を示す。	新規	全体工事終了日	X	8	当該案件を含む全体工事の終了日を示す。
タグ No	項目名	属性	文字数	摘要												
新規	全体工事開始日	X	8	当該案件を含む全体工事の開始日を示す。												
新規	全体工事終了日	X	8	当該案件を含む全体工事の終了日を示す。												
【要求の理由】																
<p>工事物件案内メッセージの利用を想定した場合、対象となる取引を含む工事全体の情報を発注者から受注者に伝達する場面が出てくるものと考えられる。</p> <p>現状では工事期間に関するデータ項目としては、[1052]と[1053]の 2 項目が定義されているが、これらはいずれも授受される EDI メッセージに関わる取引についてのものであり、工事全体を捉えたものではない(もちろんこの 2 項目で表現される日付により工事全体期間を表すことが可能な場合もある)。</p> <p>「工事物件」の情報を伝達するという意味では、物件がある程度の期間存在するのであれば、一度送った情報を再活用できるよう予め全体工事の情報を含めて送ることは容易に想像でき、また取引案件発生都度、メッセージを作成、送信するといった作業を軽減する意味でも、今回追加を要求する意味はあると考える。</p>																
【既存ユーザ等への影響】																
<p>今回は契約外請求業務に関連する 3 メッセージで使用するための改訂要求であるが、当該項</p>																

目は本来であれば既存の他の業務メッセージ(契約、出来高等)にも追加される必要のある項目であり、それを実現するにあたっては大きな影響が出てくるものと考えられる。

以前に国土交通省より示された「建設業法令遵守ガイドライン」に係るCI-NETの対応においても、これらの情報の必要性については指摘されているところであり、今後の取り扱いについて検討を要するものと考えられる。

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄	事務局記入欄														
発 信 日 2013 年 3 月 25 日	受 信 日 年 月 日														
会 社 名 : LiteS 委員会 LiteS 規約 WG	事務局処理記入欄														
企業識別コード															
部 署 名															
担当者名															
連 絡 先 TEL: FAX:															
件 名 [1138]取引区分コード([1203]明細別取引区分コード)のコード値の追加について ◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)															
【要求内容】 工事請負契約外取引業務の EDI 化に伴い、契約外請求情報・メッセージおよび契約外請求確認情報・メッセージにおいて使用する[1138]取引区分コード([1203]明細別取引区分コード)について、コード値の追加を要求する。															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">タグ No</th> <th style="width: 30%;">項目名</th> <th style="width: 10%;">属性</th> <th style="width: 10%;">文字数</th> <th style="width: 40%;">追加するコード値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1138</td> <td>取引区分コード</td> <td style="text-align: center;">X</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="2">34:レンタル・リース取引で契約単価を日割(使用期間を用いて明細金額を計算) 35:レンタル・リース取引で契約単価を月極で計上する</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1203</td> <td>明細別取引区分コード</td> <td style="text-align: center;">X</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> </tbody> </table>		タグ No	項目名	属性	文字数	追加するコード値	1138	取引区分コード	X	2	34:レンタル・リース取引で契約単価を日割(使用期間を用いて明細金額を計算) 35:レンタル・リース取引で契約単価を月極で計上する	1203	明細別取引区分コード	X	2
タグ No	項目名	属性	文字数	追加するコード値											
1138	取引区分コード	X	2	34:レンタル・リース取引で契約単価を日割(使用期間を用いて明細金額を計算) 35:レンタル・リース取引で契約単価を月極で計上する											
1203	明細別取引区分コード	X	2												
【要求の理由】 工事請負契約外取引業務の EDI では、リース・レンタルに関する取引を EDI 化することが 1 つの実現可能な業務として考えられている。このリース・レンタルに関する取引については、取引区分コードとして既に規定されている取引内容を示すコード値だけでは、実態の業務を表現することが難しいことがわかったことから、新たにコード値を設定しメッセージでの適用を図ることとしたい。															
【既存ユーザ等への影響】 今回、追加対象とするコード値については、契約外請求メッセージでセットする側の受注者側で既に管理されている項目であり、一方発注者においても受領したメッセージを社内システムで連携、展開する際に取り込めると有効な情報である。 現状は別途入力作業等行うことで対応しているものが EDI 化されることになるため、取引区分に係るマスター変更に対応することのほか、影響はないと考えられる。															

(2) チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 規約改訂チェックリスト (契約外取引関連)

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 規約改訂に関して、下記に示す項目についてチェック (○、×) を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2014年3月5日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) LiteS委員会

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) 工事請負契約外取引に係るメッセージ(「工事物件案内メッセージ」「契約外請求メッセージ」「契約外請求確認メッセージ」)の新設について
------	--

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い		
①実稼動しているシステムの改修度合い	△	各社の請求システム、支払システムで既に実施している業務ではあるが、EDI化は初めての領域となるため、システム間の連携を図る部分においては改修が必要となる。 ただし、受注者側で大幅な改修とせずに既存のシステムとの連携のしやすさを考慮し、メッセージ処理するEDIサービスを行うASPやベンダ側で一括請求ファイルの取り込みを行うなど、導入のハードルを下げる対応は考慮、検討してきており、それを実現することが望ましい。
②業務の見直し、変更への影響度合い	△	本メッセージの導入検討企業においては、EDI化に伴い業務の見直しが必ず発生する。実際にシステム実装、業務への導入の段階では関係者への周知と、利用普及に向けた支援を行っていく必要がある。
③いずれのユーザの負担が大きいか	△	発注者、受注者いずれにも相応の影響が発生する。ただし、現状行われている業務の効率化に寄与するものとして考えており、負担以上のメリットを提供できるよう、関係者での調整等進める必要がある。
④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	△	導入に携わるユーザ、およびそのユーザを支援するEDIサービスを行うASPやベンダ等においての影響は、既に実証実験を実施したことで概ね把握はできていると考えられる。

	⑤即時の対応が可能か否か	△	規約化された後の実装着手が基本的な流れであるため即時の対応は難しいが、実装を見据えてスピード感を持って対応していく必要がある。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	△	新たなメッセージであり、発注者、受注者とも各社で必要とされる準備等に対応する必要がある。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	○	本メッセージ策定にあたり、実用化推進委員会・中堅ゼネコン実用化WGや実証実験参加の発注者、受注者のいずれも複数の企業からメッセージ実装の折には導入に前向きな意見を得られている。
	②業務の変更による対応可否の検討有無	○	実証実験における発注者、受注者の取り組みから必要な対応についての検討は行っている。
3. 印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	/	
4. 二重要件か	①他項目での類似機能がないか	○	メッセージ開発に着手した経緯として、既存の出来高業務、請求業務メッセージでは支障があることを踏まえて新たな要件をまとめて策定してきている。
5. 定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	○	本メッセージでの使用を想定して、既存の規約では不足する部分にのみ、新たな追加項目やコードを設定してきており問題はない。
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/	上記4. の記載同様、対象業務を絞り込み、必要な機能を備えたメッセージとしており、それに伴う定義の明確化も合わせて行っている。
6. 改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○	規約化された後の実装着手が基本的な流れであるため即時の対応は難しいが、実装を見据えてスピード感を持って対応していく必要がある。

審議結果	(単に承認/非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項/差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

- ：問題なし
- △：やや問題あり/指摘事項に対する配慮があるとよい
- /：対象外/該当しない
- ×：問題あり/指摘事項への対応が必要

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 規約改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 規約改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	審議機関
2013 年 3 月 25 日	LiteS 委員会
2013 年 2 月 7 日	LiteS 委員会 LiteS 規約 WG

改訂内容	（提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載） [新規]明細別消費税率の新設について
------	---

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合い	△ EDI システムに関しては、新規データ項目であることから、自社で開発しているユーザでは実装時に改修が必要である。また ASP や EDI ベンダのソフトを使用しているような場合には、ベンダ側の改修があれば利用可能となる。 ただし、社内システムと連携している場合には社内側で明細別の消費税率管理をしているか否かも含め、確認の上での対応が求められる。
	②業務の見直し、変更への影響度合い	○ 既に社内システム上で明細別に消費税率の管理を行っていれば、新たに取り込むための業務が生じるようなことはないと考えられる。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	△ 発注者、受注者の区分よりは、当該項目に係るデータの管理有無により、負担の大きさが変わると考えられる。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 上記①、②に係る内容が関連することから、具体的影響範囲、内容はつかめている。
	⑤即時の対応が可能か否か	○ 契約外請求メッセージを使用する場合には必要な項目であり、これに係るデータが未管理であれば即時の対応が必要と考えられる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 発注者、受注者の区分よりは、当該項目に係るデータの管理有無がキーとなる。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	○ 本項目策定にあたって契約外取引の実証実験参加の発注者、受注者から項目の必要性について出された意見を踏まえて提案としている。

	②業務の変更による対応可否の検討有無	○	明細別の消費税率の管理は、業態や取扱商品等により異なるもので、個社の要件というよりは範囲が広いものといえる。
3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	/	
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	○	これまでは全体情報（鑑）では管理するものはあったが、明細レベルでは対象外となっていたことから新たな機能といえる。
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	○	これまでは全体情報（鑑）では管理するものはあったが、明細レベルでは対象外となっていたことから新たな機能といえる。
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/	
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○	契約外請求業務の EDI 化に合わせた規約改訂の一環で行う追加であり、この改訂と同時に実現する必要がある。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	<p>(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)</p> <p>明細別消費税率の追加にあたり、以下の3点を明確化する必要がある。(平成26年1月28日)</p> <p>①鑑の消費税率と明細の消費税率のいずれが優先されるか 明細の消費税率を使用する。(鑑には消費税率の項目設定がないため、消費税率の記載が鑑と消費税率で重複することはない。)</p> <p>②消費税額の計算方法 CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.6 までは、明細別の消費税率の設定がなかったことから、「[1096]消費税額」の定義に「[1090]調整後明細金額計に対する消費税の合計。」とあるとおり、税抜の明細金額を合計した後に消費税率を乗じて消費税額を算出する方法となっていた。 一方、「[新規]明細別消費税率」の場合は、以下の2通りが想定されることから、これに関する運用ルールを取り決める必要がある。 A. 明細毎に消費税額を算出した後に、これらを合計して消費税額合計を算出する方法 B. 同一税率の税抜明細を合計した後に、これに消費税率を乗じて税率別の消費税額合計を算出し、さらにこれらを合計して消費税額合計を算出する方法</p> <p>③消費税額の端数処理 端数処理に関しては、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.6 の323ページに「[1153]税込今回迄累積出来高金額計」の計算方法について、「[1153]は、</p>

[1109]に消費税額を加えた額。消費税額に小数点以下の端数があれば、切り捨てて[1109]に加える。」との記載があるのみであるが、これに倣い、「切り捨て」を前提とすることが考えられる。

②の消費税額の計算方法の A.および B.には複数の計算ステップがあり、「どのタイミング」で「小数点何桁以下」の端数処理を行うかについて、運用ルールを取り決める必要がある。

【チェック欄の凡例】

○：問題なし

△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい

／：対象外／該当しない

×：問題あり／指摘事項への対応が必要

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 規約改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 規約改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2013年3月25日	2013年2月7日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) LiteS委員会	(委員会/WG名等を記載) LiteS委員会 LiteS規約WG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) [新規]単価（小数3桁）の新設について
------	--

チェック項目	チェック	指摘事項等
1.既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合	△ 単価マスターを適用する際に小数点以下何桁必要かの管理が必要で、その必要桁数により EDI システムとの連携項目が変わることとなる。 ただし単価が従来管理しているものと変わらない場合は特段システムの変更の必要はない。
	②業務の見直し、変更への影響度合	○ 新たに小数点以下3桁までの利用が可能となった場合に、関連する単価のマスター登録作業が発生する。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	○ 今回の契約外取引請求において単価をセットする側（受注者）では既にマスター整備はなされていると想定され、データを受信する発注者側では対応により負担の大小が変わる。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 本項目を利用するユーザにおいて、必要な対応の有無、程度により影響の範囲が変わることは認識できている。
	⑤即時の対応が可能か否か	○ 契約外取引関連のメッセージが規約化されるのと同時に実装に向けたシステム上の対応等が発生することとなる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いに関して、特に対応の違いが出てくることはない。
2.各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	○ 本項目策定にあたって契約外取引の実証実験参加の発注者、受注者から項目の必要性について出された意見を踏まえて提案としている。
	②業務の変更による対応可否の検討有無	/

3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	/	
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	○	単価自体は既存規約に規定されているものの、運用上既存の単価の定義を変更することは影響が多いため、別項目として設定するものである。
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	○	単価自体は既存規約に規定されているものの、運用上既存の単価の定義を変更することは影響が多いため、別項目として設定するものである。既存の「単価」と異なる点は、小数点以下の桁数のみであり、これを項目名に「単価（小数3桁）」と明記している。
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	○	既存の「単価」と異なる点は、小数点以下の桁数のみであり、項目名を「単価（小数3桁）」とした上で、定義としても明記している。
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○	契約外請求業務の EDI 化に合わせた規約改訂の一環で行う追加であり、この改訂と同時に実現する必要がある。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

○：問題なし

△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい

/：対象外／該当しない

×：問題あり／指摘事項への対応が必要

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 規約改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 規約改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2013年3月25日	2013年2月7日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) LiteS委員会	(委員会/WG名等を記載) LiteS委員会 LiteS規約WG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) [新規]明細別参照帳票 No.2 の新設について
------	---

チェック項目	チェック	指摘事項等
1.既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合	○ 契約外請求メッセージの納品番号の管理に使用することが想定されているが、この項目自体は既に管理項目として運用されているものといえることから、特段システムの変更の必要はないものと考えられる。
	②業務の見直し、変更への影響度合	○ 既に社内の管理項目として取り入れられているケースが多く、業務の見直し等に及ぶような影響はないものと考えられる。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	○ 発注者、受注者とも業務、システム両面で管理対象と考えられることから、いずれのユーザに対しても負担は小さいと考えられる。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 発注者、受注者とも業務、システム両面で管理対象と考えられ、EDIシステムとの連携を行うとしても影響範囲は把握できているといえる。
	⑤即時の対応が可能か否か	○ 契約外取引関連のメッセージが規約化されるのと同時に実装に向けたシステム上の対応等が発生することとなる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いに関して、特に対応の違いが出てくることはない。
2.各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	○ 本項目策定にあたって契約外取引の実証実験参加の発注者、受注者から項目の必要性について出された意見を踏まえて提案としている。
	②業務の変更による対応可否の検討有無	/

3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	/	
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	○	明細別参照帳票 No.自体は、既存項目として存在しているが、今回対象とする項目は契約外取引において特定した使い方を想定しており、別機能としてはたらくものである。
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	○	明細別参照帳票 No.自体は、既存項目として存在しているが、今回対象とする項目は契約外取引において特定した使い方を想定しており、別機能としてはたらくものである。
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	△	項目名称は項目の内容を具体的に表すものとするのが望ましく、「2」は具体性に欠けるが、将来的には多様な利用方法が想定されることから、汎用的に「2」とした。
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○	契約外請求業務の EDI 化に合わせた規約改訂の一環で行う追加であり、この改訂と同時に実現する必要がある。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) 「明細別参照帳票 No.2」の名称は具体性に欠けることから、必要に応じて、適用業務毎の利用方法等の説明を付記することが望ましい。

【チェック欄の凡例】

- ：問題なし
- △：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい
- /：対象外／該当しない
- ×：問題あり／指摘事項への対応が必要

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 規約改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 規約改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2013年3月25日	2013年2月7日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) LiteS委員会	(委員会/WG名等を記載) LiteS委員会 LiteS規約WG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) [新規]明細別参照帳票年月日2の新設について
------	---

チェック項目	チェック	指摘事項等
1.既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合	○ 契約外請求メッセージの納品年月日の管理に使用することが想定されているが、この項目自体は既に管理項目として運用されているものといえることから、特段システムの変更の必要はないものと考えられる。
	②業務の見直し、変更への影響度合	○ 既に社内の管理項目として取り入れられているケースが多く、業務の見直し等に及ぶような影響はないものと考えられる。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	○ 発注者、受注者とも業務、システム両面で管理対象と考えられることから、いずれのユーザに対しても負担は小さいと考えられる。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 発注者、受注者とも業務、システム両面で管理対象と考えられ、EDIシステムとの連携を行うとしても影響範囲は把握できているといえる。
	⑤即時の対応が可能か否か	○ 契約外取引関連のメッセージが規約化されるのと同時に実装に向けたシステム上の対応等が発生することとなる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いに関して、特に対応の違いが出てくることはない。
2.各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	○ 本項目策定にあたって契約外取引の実証実験参加の発注者、受注者から項目の必要性について出された意見を踏まえて提案としている。
	②業務の変更による対応可否の検討有無	/

3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	/	
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	○	明細別参照帳票年月日自体は、既存項目として存在しているが、今回対象とする項目は契約外取引において特定した使い方を想定しており、別機能としてはたらくものである。
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	○	明細別参照帳票年月日自体は、既存項目として存在しているが、今回対象とする項目は契約外取引において特定した使い方を想定しており、別機能としてはたらくものである。
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	△	名称に「2」とあるものの、今回対象とする項目は契約外取引において特定した使い方を想定しており、利用場面も明確化する形での提案としている。 項目名称は項目の内容を具体的に表すものとするのが望ましく、「2」は具体性に欠けるが、将来的には多様な利用方法が想定されることから、汎用的に「2」とした。
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○	契約外請求業務の EDI 化に合わせた規約改訂の一環で行う追加であり、この改訂と同時に実現する必要がある。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) 「明細別参照帳票年月日 2」の名称は具体性に欠けることから、必要に応じて、適用業務毎の利用方法等の説明を付記することが望ましい。

【チェック欄の凡例】

○：問題なし

△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい

/：対象外／該当しない

×：問題あり／指摘事項への対応が必要

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 規約改訂チェックリスト
(契約外関連)

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 規約改訂に関して、下記に示す項目についてチェック (○、×) を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2013年3月25日	2013年3月5日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) LiteS委員会	(委員会/WG名等を記載) LiteS委員会 LiteS規約WG
改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) [新規]全体工事開始日/全体工事終了日の新設について	

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合い	△ EDIシステムに関しては、新規データ項目であることから、自社で開発しているユーザでは実装時に改修が必要である。またASPやEDIベンダのソフトを使用しているような場合には、ベンダ側の改修があれば利用可能となる。 社内システム的には工事に係る全体情報なので保有している項目であるが、それらと連携するかは各社確認の上での対応が求められる。
	②業務の見直し、変更への影響度合い	○ 既に社内システム上で管理している項目と考えられるので、新たに作成するような業務が生じるようなことはない。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	△ 受注者側で自社が関連する取引以外の全体工事項目をデータで管理しているか否かにより、負担の大きさが変わると考えられる。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 上記①、②に係る内容が関連するといえることから、具体の影響範囲、内容はつかめている。
	⑤即時の対応が可能か否か	○ 工事物件案内メッセージをより有効に使用する場合に必要項目である。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	△ 受注者側での当該項目に係るデータの管理有無がキーとなる。
2. 各社固有の業務要件	①他ユーザの賛同の有無	○ 工事の全体に係る情報を通知することは特定企業の業務要件ではなく、共通的に行うこ

か			ととして特に問題はない。
	②業務の変更による対応可否の検討有無	○	工事物件に係る情報は、個別の取引よりも大きな範囲を対象としており、これを伝えることで同じ工事での別取引が発生した場合も全体情報の再活用が可能となる。
3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	/	
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	○	これまでは個別取引に係る取引期間を表す項目はあったが、全体レベルではなかったことから新たな意味を持つ項目といえる。
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	○	これまでは個別取引に係る取引期間を表す項目はあったが、全体レベルではなかったことから新たな意味を持つ項目といえる。
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/	
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○	契約外請求業務の EDI 化に合わせた規約改訂の一環で行う追加であり、この改訂と同時に実現する必要がある。

審議結果	(単に承認/非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項/差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

○：問題なし

△：やや問題あり/指摘事項に対する配慮があるとよい

/：対象外/該当しない

×：問題あり/指摘事項への対応が必要

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 規約改訂チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 規約改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2013年3月25日	2013年2月7日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) LiteS委員会	(委員会/WG名等を記載) LiteS委員会 LiteS規約WG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) [1138]取引区分コード（[1203]明細別取引区分コード）に係るコード値の追加について
------	--

チェック項目	チェック	指摘事項等
1.既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合	○ 基となる項目自体は既に規定されており、取引区分に係るマスターへのコード値追加レベルのため、システム等の変更は軽微と考えられる。
	②業務の見直し、変更への影響度合	○ 取引区分自体は既に社内で項目として取り入れられているケースが多く、業務の見直し等に及ぶような影響はないものと考えられる。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	○ 新たなコード値を利用する場合でも、発注者、受注者いずれにも影響は軽微と考えられる。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 上記①、②に係る内容が関連するが、影響範囲は概ね把握済みといえる。
	⑤即時の対応が可能か否か	○ 契約外取引関連のメッセージが規約化されるのと同時に実装に向けたシステム上の対応等が発生することとなる。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いに関して、特に対応に違いが出てくることはない。
2.各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	○ 本項目策定にあたって契約外取引の実証実験参加の発注者、受注者から項目の必要性について出された意見を踏まえて提案としている。
	②業務の変更による対応可否の検討有無	/
3.印刷要件	①各社の帳票出力	

か	に依存する項目が否か	/	
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	/	
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	/	
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/	
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○	契約外請求業務の EDI 化に合わせた規約改訂の一環で行う追加であり、この改訂と同時に実現する必要がある。

審議結果	(単に承認/非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項/差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

- ：問題なし
- △：やや問題あり/指摘事項に対する配慮があるとよい
- /：対象外/該当しない
- ×：問題あり/指摘事項への対応が必要

8.2.2. 合意精算業務に係るメッセージ策定に伴うチェンジリクエスト

合意精算業務に係るメッセージの策定に関して、新たな情報種類の設定やこれを具体的に表現するメッセージとしての取り扱い等、以下に掲げる内容について、今回チェンジリクエストを提出するので、審議いただきたい。

4. 情報種類の新設

合意精算業務に係る情報種類

- ・ 合意精算申込情報
- ・ 合意精算承諾情報

(1) チェンジリクエスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコル改善要求書 (CHANGE REQUEST) (案)

発信者記入欄	事務局記入欄
発 信 日 2013 年 2 月 7 日	受 信 日 年 月 日
会 社 名 : LiteS 委員会 LiteS 規約 WG	事務局処理記入欄
企業識別コード	
部 署 名	
担当者名	
連 絡 先 TEL:	
FAX:	
件 名 合意精算業務に係る情報種類の新規定義について	

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求内容】

請負契約最終段階における金額精算の処理のために、以下の2つの情報種類を標準ビジネスプロトコル上に定義することを要求する。

(1)CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 P.38 について

業務単位「3 注文」に、情報種類として「3.11 合意精算申込情報」「3.12 合意精算承諾情報」を追加し、以下の定義とする。

表 3.2.1-4 情報種類の定義 (2/3)

業務単位	情報種類	定義
3 注文	3.11 合意精算 申込情報*4	発注者が受注者に対し、既に成立している個別契約に対して今後出来高が発生しないことを前提として両者協議のうえ合意した精算の内容を申し込む情報。受注者の承諾により精算が成立する。
	3.12 合意精算 承諾情報	合意精算申込情報による個別契約の精算申込に対し、受注者が受諾する旨を通知する情報。

*4 個別契約の精算とは、精算時点で既に契約対象工事が着工されている場合に、精算時点における出来高を精算する契約措置をいう。

(2)CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5 P.53 について

業務単位「3 注文」に、情報種類として「3.11 合意精算申込情報」「3.12 合意精算承諾情報」を追加する。またそれらの情報を取引当事者間で交換する際には「合意打切申込メッセージ」「合意打切承諾メッセージ」を使うことを定義する。

表 3.2.2-10 メッセージの種類 (2/2)

業務単位	情報種類	メッセージの種類	備考
3 注文	3.11 合意精算 申込情報	合意打切申込メッセージ	本情報のデータ交換には合意打切申込メッセージを流用する。
	3.12 合意精算 承諾情報	合意打切承諾メッセージ	本情報のデータ交換には合意打切承諾メッセージを流用する。

◎ 改善要求内容(問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい)

【要求の理由】

請負契約で進められる工事案件における契約最終月の出来高・請求処理については、工事の進捗状況や工事途中での微細な施工変更等により、当初契約金額との相違が発生することがある。通常このような場合、当初契約金額より減額の場合には減契約や打切といった方法で対応している一方、増額の場合にはその分を追加契約している。

ただし追加契約の場合には、その後の請求処理まで時間を要し受注者への早期の支払が難し

かったり、契約終了の繁忙期の事務手続き等を伴ったりすることから、改善の余地があるとされてきた。

CI-NET では既に合意打切業務メッセージ(申込／承諾)が規定されており、減額の場合にはこれらメッセージを活用した業務効率化が図られているが、増額の場合にも同様の対応にて業務効率化が図れるのではないかと考えから、平成19年度よりその可能性について議論を進めてきた。

議論の結果として、当初と契約終了時での金額の乖離が大きい場合には、事前契約の原則に従い適切な処理が行われていることが必要であるが、ここで想定する精算としてのメッセージ利用は、契約終了時に生じる少額の増減について使用するものであるとの共通の認識を議論の中で確認した。

その上で、増額にあたる精算の場合には既定の合意打切とは契約最終段階で減額か増額かの違いがあるだけで、メッセージとして使用するデータ項目やそれら項目の使い方に基本的な違いはなく、そのため増額精算に対応するためのメッセージを新たに実装することまでの必要性はないとして、合意打切業務メッセージを合意精算業務でも使用していくこととした。この対応はシステムの実装の上での扱いであるが、定義上は打切と精算は区分すべきとの考えから今回の提案となった。

【既存ユーザ等への影響】

現在合意打切業務メッセージを通常業務で使用している総合工事業者に対し、提案内容について確認いただいたが、問題が生じることはないとの見解を得ており、影響はないと考えられる。

(2) チェックリスト

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 規約改訂チェックリスト (合意精算関連)

CI-NET 標準ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 規約改訂に関して、下記に示す項目についてチェック (○、×) を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2014年3月5日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) LiteS委員会 LiteS規約WG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) 合意精算業務に係る情報種類の新規定義について
------	---

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合	○ システム上の対応が発生するのは EDI サービスを提供する ASP やシステムベンダ側であり、ユーザ側では直接の影響はないと考えられる。
	②業務の見直し、変更への影響度合	△ 本メッセージの導入検討企業においては、EDI化に伴い業務の見直しは必ず発生するものの、従来業務に比べ簡素化できる部分もある。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	○ システム的な負担は EDI サービス提供者で、ユーザには大きな負担はかからないものと考えられる。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 既存ユーザなど影響の及びそうなところについては、提案に際して確認を取っており、特に問題は生じないとの見解を得ている。
	⑤即時の対応が可能か否か	△ 規約化された後の実装着手が基本的な流れであるため即時の対応は難しいが、実装を見据えてスピード感を持って対応していく必要がある。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	△ EDI サービスを利用する場合においては、特に立場の違いを意識することなく利用が可能。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	○ これまでの議論において、当該メッセージの有効性を評価する声は複数のユーザからあり、業務効率化への期待があると考えている。

	②業務の変更による対応可否の検討有無	○	導入検討企業においては、従来の業務処理手順、方法と異なる部分もあると考えられるため、それらを踏まえた各社での検討が必要である。
3.印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	/	
4.二重要件か	①他項目での類似機能がないか	/	
5.定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	△	契約金額との相違が発生した場合の請求業務において、減額時と増額時について、業務定義では、打切業務と精算業務を区分して定義しているが、メッセージはいずれの時も合意打切メッセージを適用しており、システム処理上の取り扱いには注意を要する。
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	○	今回の要求は、メッセージでの使用項目やその項目の使い方は既存の合意打切業務メッセージと同じであるが、利用場面が異なることから定義を明確化したものである。
6.改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	○	実装規約側の規約化は既に準備ができており、ここでの定義明確化により、後の実装着手（システム改修）が円滑に進められると考える。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) 「合意打切申込／承諾メッセージ」は減額の場合に適用されることが通例であったが、本改訂により、増額の場合にも適用されることとなるため、「打切」を含む名称は誤解を生じる可能性があり、規約等に補足説明を付記しておくべきである。 また、打切業務（減額時）と精算業務（増額時）のいずれの場合も「合意打切申込／承諾メッセージ」が適用されることから、システム処理上に混乱を生じないような配慮が必要であることも、規約等に付記しておくべきである。

【チェック欄の凡例】

- ：問題なし
- △：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい
- /：対象外／該当しない
- ×：問題あり／指摘事項への対応が必要

8.3. LiteS 委員会の活動関連資料

8.3.1. 建築積算数量データのフォーマット

「CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 指針・参考資料」に以下を掲載する。

XI. 建築積算数量データのフォーマット

1. 経緯

建築積算業務における仕上・躯体の集計表の基となる建築積算数量データを、主に建設会社と積算事務所間で交換する場合の標準フォーマットを策定した。

平成 19 年度から「集計表（仕上・躯体集計表）」の電子データ化の検討を行い、平成 21 年度には、建築積算数量データの元となる「建築積算業務メッセージ（案）」を策定し、平成 23 年度は、電子データ化のより良い運用を引き続き検討し、EDI 化による生産性の向上の検証を行うためのツール「建築積算データチェックツール」を開発している。平成 24 年度は、（公社）日本建築積算協会の協力も得ながら、建築積算データチェックツールを用いて建築積算数量データの有効性についての評価を行うとともに、建築積算数量データの位置づけ及び取り扱いを取り決めた。平成 25 年度には、建築積算数量データのデータ項目へのタグ番号の付番案を作成した。

2. 建築積算数量データの位置づけ

建築積算数量データは、建築積算業務において建設会社と積算事務所間で日常頻繁に授受するものであり、主に数量を扱い費用を伴わない業務の電子データである。また、多量のデータを扱うことになる。このようなことから、円滑な建築積算業務を行うためにも、建築積算数量データの運用は、CI-NET LiteS 実装規約の情報伝達規約（通信規約）を適用しないものとする。

業務： 見積業務のうち建築積算業務

建築積算数量データのフォーマット名：

建築積算依頼メッセージ、建築積算回答メッセージ

（両メッセージの全体情報部分（鑑）と明細情報部分は同一内容）

3. 建築積算データチェックツールの機能

建築積算数量データ（全体情報部分（鑑）と明細情報部分の双方）について、以下の処理

を行う。

(1) データチェック機能

建築積算数量データについて、以下に示すようなチェック項目についてチェックし、問題があった場合にはエラー項目を表示する。具体的には、建築積算数量データのメッセージサブセット定義および CII シンタックスルールによる内容に関するチェックを行う。

- ・ 必須項目の記載有無
- ・ 定義外のデータ項目の有無
- ・ データ項目の文字属性、データ長
- ・ マルチ繰り返し回数
- ・ 共通コードの妥当性
- ・ 明細構造の妥当性

(2) ビューワ機能

建築積算数量データを表示し、印刷する。

(3) データ変換機能

建築積算数量データを CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 建築見積中間ファイルに変換する。

- ・ CI-NET Lites 互換中間ファイル
- ・ BCS.CSV 互換中間ファイル

参照：CI-NET LiteS 実装規約「3.建築見積依頼・回答メッセージの作成方法」

なお変換にあたり、内訳明細は工種別、かつ部位表示順コード、建設資機材コード、品名・名称の順で表示される。明細情報部分は、建設資機材コード等のコードによる文字列変換あるいはソート等の機能に対応できる。

(4) その他

- ・ 編集機能は保有しない。
- ・ 表示をしてから、エラーチェックをしても良い。
- ・ データ変換機能に関連して、建築積算数量データから CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 建築見積メッセージの CII への変換機能は保有しない。

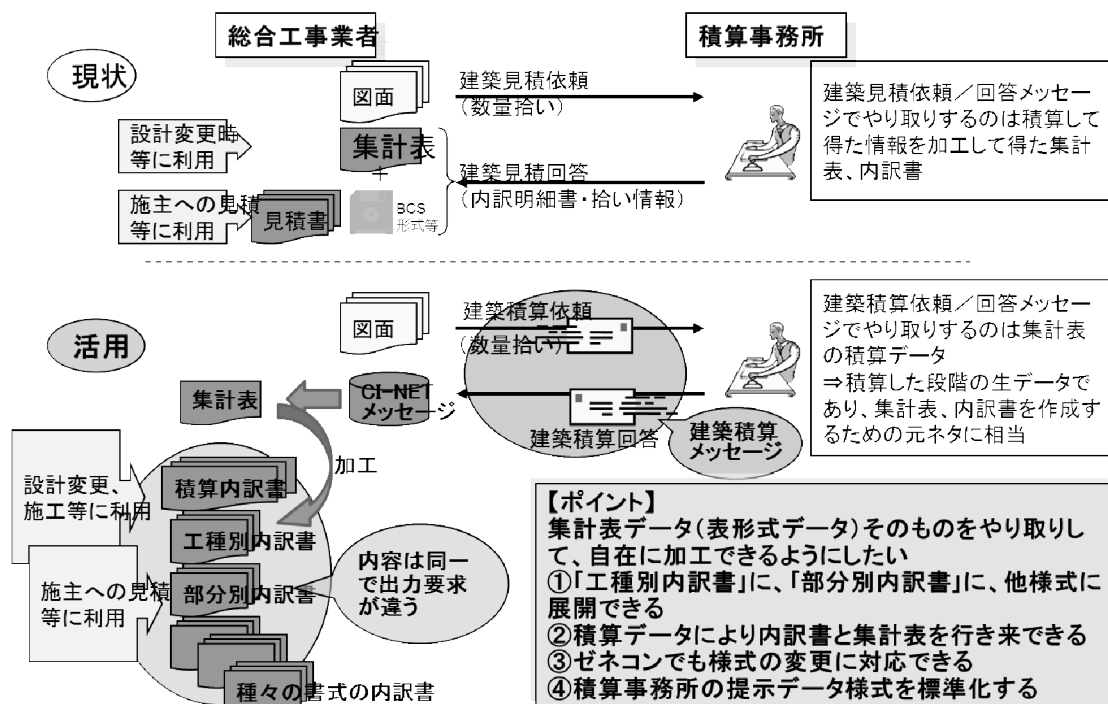


図 B.XI-1 建築積算(数量)メッセージ 開発背景

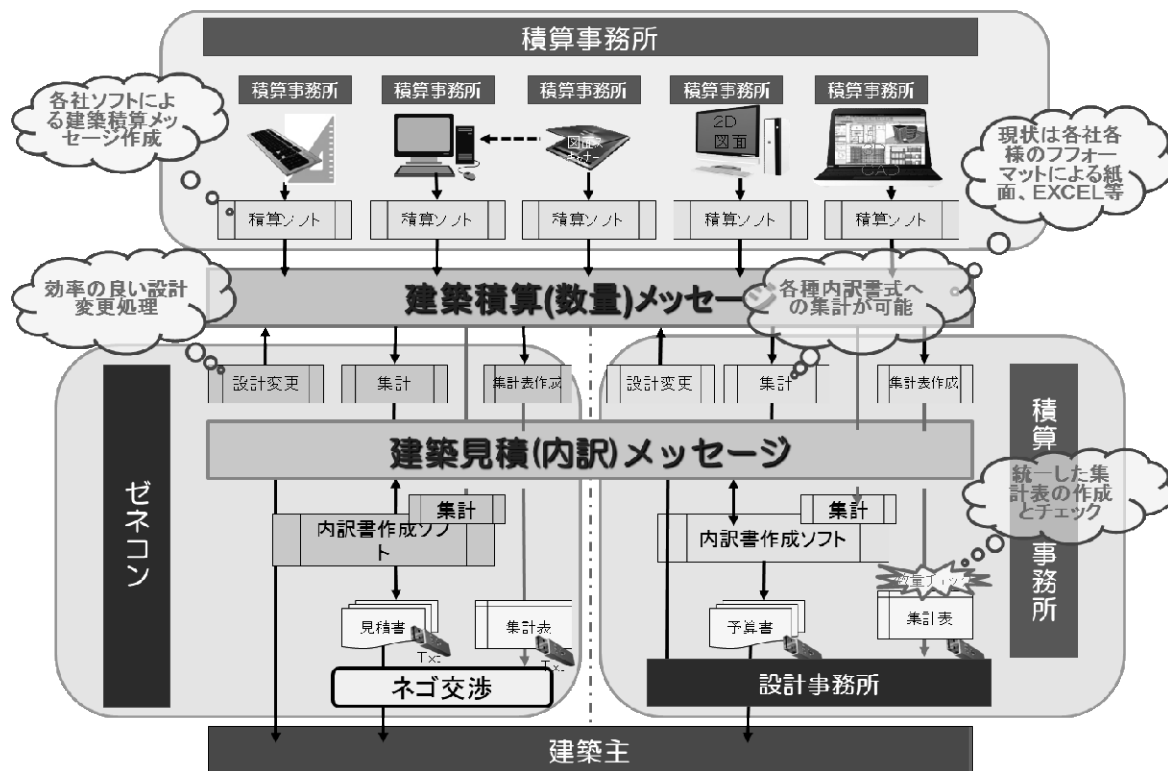


図 B.XI-2 建築積算(数量)メッセージの活用 イメージ

集計表 Ver 1.0.0.0

Excel出力 終了

階層

工区 ソーン 種 内外 タイプ 階

全て
 工区なし
 ソーンなし
 A種
 B種
 外部
 内部

表示したい階層をクリックする

抽出
 躯体仕上区分

頭出し
 集計部位

集計部位	2010 屋根	2010 屋根	2010 屋根
詳細部位	屋根	立上り	立上り
合成名称	110001	110001	110002
仕上1 品名	コンクリート金網	アスファルト防水	防水モルタル金網
規格		A-1	
仕上2 品名	軽量コンクリート	均流ルル	防水押え煉瓦積
規格	t=60		半枚積
仕上3 品名	ポリエチレンフィルム		
単位	m ²	m ²	m ²
合計	89.4	15.82	61.99

工区	ソーン	種	内外	タイプ	階	No	部屋名称			
		A種	外部		GG	2	南面			
		A種	外部		GG	3	東面			
		A種	外部		GG	6	屋根	89.4	15.82	61.99
		A種	外部		GG	9	西面			
		A種	外部		GG	10	北面			
							GG 小計	89.4	15.82	61.99
							外部小計	89.4	15.82	61.99
							合計	89.4	15.82	61.99

← B →

↑ A ↓

図 B.XI-3 建築積算データチェックツールによる集計表の表示例

表 B.XI-1 建築積算数量データ（依頼・回答）の全体情報部分（鑑）と
明細情報部分フォーマット

*:N属性データについて、小数点、負号等を考慮した、中間ファイル上のデータ長（ブランクは「Byte数」の列と同一。）

タグ	項目名	属性	byte 数	小 数	*	回 数	依 頼 必 須	回 答 必 須	摘要	備考
全体情報部分（鑑）										
1	データ処理No.	9	5				●	●	受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。	
2	情報区分コード	X	4				●	●	情報の種類を示すコード。	
3	データ作成日	9	8				○	○	メッセージデータを作成した年月日。	
4	発注者コード	X	12				●	●	注文を行う側の企業及びその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。	
5	受注者コード	X	12				●	●	注文を受ける側の企業及びその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。	
1197	サブセット・バージョン	X	12				●	●	メッセージサブセットの版。	
9	訂正コード	X	1				●	●	情報の新規・一括変更・全文取消・一部変更を示すコード。	
1006	工事コード	X	12				○	○	工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。	
1007	帳票No.	X	14				●	●	帳票の番号。	
1008	帳票年月日	9	8				○	○	帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。	
1009	参照帳票No.	X	14				○	○	受注者の名称。	
1013	受注者名	K	40				○	○	受注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。	
1017	受注者担当部署名	K	40				○	○	受注者の担当者の氏名。	
1018	受注者担当者名	K	20				○	○	受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。	
1019	受注者担当郵便番号	X	10				○	○	受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。	
1020	受注者担当住所	K	60				○	○	受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。 （市外局番を含む）	
1021	受注者担当電話番号	X	15				○	○	受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用のFAX番号。 （市外局番を含む）	
1022	受注者担当FAX番号	X	15				○	○	発注者の名称。	
1024	発注者名	K	56				○	○	発注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。	
1028	発注者担当部署名	K	40				○	○	発注者の担当者の氏名。	
1029	発注者担当者名	K	20				○	○	発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。	
1030	発注者担当郵便番号	X	10				○	○	発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。	
1031	発注者担当住所	K	60				○	○	発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。 （市外局番を含む）	
1032	発注者担当電話番号	X	15				○	○	発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用FAX番号。 （市外局番を含む）	
1033	発注者担当FAX番号	X	15				○	○	工事場所・受渡し場所（納入場所）の正式名称。	
1042	工事場所・受渡し場所名称	K	76				○	○	発注工事の種類・納入物品の種類など取引の種類。	
1045	取引件名(注文件名)	K	40				○	○	見積書の有効期限の年月日・時分秒。（時分秒については省略可）	
1070	見積有効期限年月日	X	8				○	○	見積書の有効期間を文面で示す。	
1140	見積有効期間	K	40				○	○	[1223] 明細金額の合計。	
1088	明細金額計	N	12		13		○	○	[1090] 調整後帳票金額計（請求書の場合は [1112] 今回請求金額計）に対する消費税の合計。	
1096	消費税額	N	12		13		○	○	[1090] 調整後帳票金額計（請求書の場合は [1112] 今回請求金額計） + [1096] 消費税額。	
1097	最終帳票金額	N	12		13		○	○	帳票についての特記事項・参考情報を文面で示すフリーエリア。	
1136	備考	M	240			1	○	○	メッセージデータの授受が正確に行われているかどうかをお互いにチェックするための項目。【例】全明細行数などをセットする。	
1179	帳票データチェック値	X	15			9	○	○		

*:N属性データについて、小数点、負号等を考慮した、中間ファイル上のデータ長(ブランクは「Byte数」の列と同一。)

タグ	項目名	属性	byte数	小数	*	回数	依頼		概要 (各項目の意味)	概要 (補足) の記載方法コメント
							必須	必須		
明細情報部分										
1200	明細コード	X	50				●	●	明細データを特定しデータ階層上の位置を示すコード。	
1451	補助金申請有無表示順コード	X	4				○	○	補助金申請物件であるかの表示順を表すコード。	
1452	補助金申請有無区分	K	30				○	○	補助金申請物件であるかの区分。	
1454	工区表示順コード	X	4				○	○	工物件の工区の表示順を表す。	表示順序を指定するための番号等を設定する。
1455	工区分	K	30				○	○	工物件の工区の区分を表す。(例、A工区、B工区)	別表あり。
1457	ゾーン表示順コード	X	4				○	○	工物件のゾーンの表示順を表す。	表示順序を指定するための番号等を設定する。
1458	ゾーン区分	K	30				○	○	工物件のゾーンの区分を表す。(例、Aゾーン、Bゾーン)	別表あり。
1461	棟表示順コード	X	4				○	○	建築物の棟の表示順を表す。	表示順序を指定するための番号等を設定する。
1462	棟区分	K	30				○	○	建築物の棟を表す。(例、A棟、B棟)	別表あり。
1466	内部/外部区分コード	X	4				○	○	対象となる部位に係る内部/外部の区分を表す。	表示順序を指定するための番号等を設定する。
1467	タイプ表示順コード	X	4				○	○	対象となる部位の用途の表示順を表すコード。	
1468	タイプ区分	K	30				○	○	対象となる部位の用途を表す。(例: マンションの部屋タイプ(Aタイプ、Fタイプ等))	
1470	タイプ倍数	N	3				○	○	用途区分の倍数を表す。	Aタイプが何部屋あるかの数。用途区分は共用部分と専有部分等。(「建築物の用途区分」を検索のこと。一戸建て、長屋等)
1471	階表示順コード	X	6				○	○	対象となる部位が存在する階の表示順を表す。	表示順序を指定するための番号等を設定する。
1472	階区分	X	30				○	○	対象となる部位が存在する階を表す。	別表あり。
1476	躯体仕上コード	X	1				○	○	対象となる部位に係る躯体/仕上の区分を表すコード。	
1479	集計部位コード	X	4				○	●	集計単位別の部位を表すコード。(例: 上げ床、仕切り壁等)	別表あり。
1477	部位表示順コード	X	12				○	○	集計区分毎の表示順を表すコード。	表示順序を指定するための番号等を設定する。
1483	合成名称コード	X	12				○	○	集計部位内の一連の記号を表す。集計部位内では重複がないように付番する。	グルーピングの仮称
1485	合成名称単位	K	6				○	○	部位の中での詳細な種類に係る単位。(例: n ² やm等)	
1482	合成名称	K	32				○	○	集計部位毎の名称を表す。	グルーピングの仮称
1489	躯体品目名称コード	X	12				○	○	躯体に関わる品目の名称を表すコード。	別表あり。
1492	部屋名(部屋略称)	K	32				○	○	対象となる部屋の名称を表す。	別表あり。
1493	部屋コード	X	12				○	○	対象となる部屋のコードを表す。	別表あり。
1491	部屋表示順コード	X	12				○	○	対象となる部屋の表示順を表す。	表示順序を指定するための番号等を設定する。
1495	部屋倍数	N	3				○	○	金額計算の際の倍数。(例: 同一仕様の部屋の数等)	
1501	積算数量	N	7	3			○	○	金額計算の基本となる積算数量。(例: 部屋あたりの仕上の面積等)	
1510	合成名称内順位コード	X	2				○	○	各合成名称における仕上/下地の順位を示すコード。(繰り返しは10までとする)	
1288	明細データ属性コード	X	1				●	●	[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。	
1289	補助明細コード	X	2				●	●	[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コードと組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。	

*:N属性データについて、小数点、負号等を考慮した、中間ファイル上のデータ長(ブランクは「Byte数」の列と同一。)

タグ	項目名	属性	byte数	小数	*	回数	依頼		概要 (各項目の意味)	概要 (補足) の記載方法コメント
							必須	必須		
1512	表現名称(拾い仕上名称)	K	32				○	○	仕上に係る数量拾い用の名称を表す。	拾い仕上げ名称と品名・名称は、略称と正式名称
1513	拾い仕上コード	X	12				○	○	仕上に係る数量拾い用のコードを表す。	コードの共通化はされていない。
1279	建設資機材コード	X	40				○	○	建設資機材に対して採番された中間コード	
1213	品名・名称	K	54				○	○	仕上に係る内訳書用の名称を表す。	拾い仕上げ名称と品名・名称は、略称と正式名称
1214	規格・仕様・摘要	K	66				○	○	規格・寸法・仕様などの摘要。	
1401	設計記号・機器記号	X	12				○	○	明細データと設計図書の設計記号あるいは機器記号との対応を示す	
1514	詳細部位表示順コード	X	12				○	○	詳細部位毎の表示順を表すコード	別表あり。
1515	詳細部位	K	20				○	○	見積書に表現する部位名称を表す。	別表あり。※集計表のAの並びの一番上の行に該当。
1519	部分別コード	X	12				○	○	編集部位に対応したコード(例:床、壁、屋根等)	別表あり。
1402	明細別工種・科目コード	X	12				○	○	明細データの工種、科目を示す	
1432	科目	K	20				○	○	明細データごとの原価管理上の科目名	
1434	細目	K	20				○	○	明細データごとの原価管理上の細目名	
1403	部位区分									
1218	明細数量	N	7	3			○	○	明細書の記載数量(積算数量×明細数量掛率)	
1341	明細数量掛率	N	7	4			○	○	積算数量から明細数量を算出するための掛率	
1219	明細数量単位	K	6				○	○	明細書に記載するための明細数量に対する単位	
1342	材料単価	N	12	1			○	○	品目・名称ごとの単価(定価×単価掛率)	
1343	材料単価掛率	N	7	4			○	○	品目・名称ごとの明細数量単価算出のための掛率	
1222	単価	N	12	1			○	○	[1218]明細数量1単位あたりの価格。材料単価×材料単価掛率	
1292	定価	N	12	1			○	○	品目・名称ごとの材料単価に対応した定価	
1293	単価掛率	N	3	1			○	○	材料単価の掛率。	
1404	仕分け区分	X	24				○	○	明細データの仕分け等に使用するためのフリーエリア。	
1251	明細別備考欄	K	16				○	○	明細データごとの特記事項・参考情報を文面で示すフリーエリア。	

表 B.XI-2 集計表の区分に使用する新規コード

項目名	コード 固定/フリー	コード値 (「フリー」のコードについては、例を示した)
工区分	フリー	【例】 ・A工区、B工区、・・・ ・第1工区、第2工区、・・・
ゾーン区分	フリー	【例】 ・Aゾーン、Bゾーン、・・・ ・賃貸部、分譲部、オーナー一部、・・・
棟区分	フリー	【例】 ・A棟、B棟、・・・ ・本棟、付属棟、研究棟、・・・
内外区分コード	固定	・外部=「1」、内部=「2」、その他=「9」
タイプ区分	フリー	【例】 ・倉庫、学校、事務所、工場、・・・ ・美術館、図書館、公民館、・・・
階区分コード	固定	「①・②③④・⑤⑥」の6桁コードとし ①は、1=基礎、2=地下、3=地上、4=棟屋、9=その他 ②～④は、階数として1～999 ⑤⑥は、1つの階を区分する場合に使用する枝番として1～99
階区分	フリー	【例】 B1、B2、・・・、B9F 1F、2F、・・・、99F P1、P2、・・・、P9
躯体仕上コード	固定	・躯体=「1」、仕上=「2」、その他=「9」 →集計部位コードとは別に、躯体か仕上かの区分を行うコードが別途必要との意見より復活(集計部位コードや躯体品目コードと組み合わせて使用)
集計部位コード	固定	【仕上】(10番おきの番号に変更) 屋根=「2010」 床=「2020」 巾木=「2030」 壁=「2040」 柱型=「2050」 梁型=「2060」 廻り縁=「2070」 天井=「2080」 間仕切=「2090」 開口部=「2100」 その他仕上=「2900」
		【躯体】(10番おきの番号に変更) 基礎=「1100」 独立基礎=「1110」 布基礎=「1120」 底盤=「1130」 基礎大梁=「1140」 基礎小梁=「1150」 基礎柱=「1160」 柱=「1200」 間柱=「1210」 大梁=「1220」 小梁=「1230」 壁=「1240」 床版(スラブ)=「1250」 地下外壁=「1260」 階段=「1270」 バラベットの=「1280」 バルコニー=「1290」 ブレース=「1300」 雑=「1310」 土間=「1320」 その他躯体=「1900」

項目名	コード 固定／フリー	コード値 (「フリー」のコードについては、例を示した)
躯体品目名称コード	固定	コンクリート＝「100」 型枠＝「200」 鉄筋類＝「300」 鉄筋＝「301」 圧接＝「302」 溶接＝「303」 スパイラルフープ＝「304」 鉄骨＝「400」 その他＝「900」
詳細部位表示順コード	フリー	下記「詳細部位」について、表示したい順序で表現できるようコードを付与
詳細部位	フリー	【例】 ・屋上、屋根、敷面 ・床、スロープ床、踊場 ・段床、踏面、蹴上、段鼻、立上り ・巾木、ササラ巾木、段型巾木、サニタリー、出巾木、入巾木 ・根廻り、立上り ・壁、曲面壁、外壁、外周壁、柱型、円柱、手摺壁、下り壁、間仕切 ・天井、軒天井、下り天井、折り上げ天井、斜め天井、段裏、軒裏、デッキ底、スラブ底、梁型、 ・梁天端、梁底、柱天端、笠木、壁付笠木、手摺笠木、壁天端、PS天端、基礎天端、基礎立上り ・庇、庇天端、鼻先、天端、小口、水切、額縁、膳板、面台、見付、コーナー、ササラ、ボーダー ・段型ボーダー、防水押え、嵩上げ、排水溝、段型排水溝、壁出隅、壁入隅
部分別コード	固定	・屋根工事＝「1000」 ・床工事＝「2000」 ・壁工事＝「3000」 ・天井工事＝「4000」 ・間仕切工事＝「5000」 ・開口工事＝「6000」 ・雑工事＝「7000」 ・特殊工事1＝「8100」 ・特殊工事2＝「8200」 ・特殊工事3＝「8300」 ・特殊工事4＝「8400」 ・特殊工事5＝「8500」 ・その他工事＝「9900」

【凡例】

■ コードのフリー／固定の意味

固定； CI-NET 標準ビジネスプロトコルにおいて、「CI-NET コード」に規定する類のコードで、採用できる値は既に用意されているものとなる。

フリー； ユーザが任意に設定できるもので、桁数や属性に規定の条件はあるものの、その範囲内であれば自由に採番できるものである。

8. 4. 調査技術委員会の活動関連資料

8. 4. 1. 消費税率変更に伴う CI-NET の対応例

消費税率変更に伴う CI-NETの対応例

2013年8月7日

一般財団法人 建設業振興基金
建設産業情報化推進センター
情報化評議会

Copyright © 1997.6-.CI-NET All rights reserved.

0

1-1. 消費税率の改正について

■ 消費税率の引上げ

- ◆ 消費税率及び地方消費税率について、以下の施行日より引き上げられることが決定している(ただし、経済状況等により施行が停止される可能性がある)。
 - 平成26年4月1日:8%
 - 平成27年10月1日:10%

■ 税率引上げに伴う経過措置

- ◆ 改正後の税率(以下、「新税率」という)は、施行日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、施行日より前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率(以下、「旧税率」という)が適用されることとなる。
- ◆ ただし、施行日以後に行われる資産の譲渡等のうち、次ページに示す一定の条件を満たすケースについては、旧税率を適用するなどの経過措置が講じられる。

Copyright © 1997.6-.CI-NET All rights reserved.

1

1-2. 経過措置の対象(建設業に関するもの)

■経過措置の対象となるもの

- ◆工事請負契約(「売り建て」の住宅工事部分、マンション等の売買契約に係る購入者指示による内装変更等(要確認)を含む)
- ◆資産の貸付け(リース等) ※ただし、以下の「①及び②」又は「①及び③」に掲げる要件に該当する場合。経過措置期間(指定日～施行日)に対価の額が変更された場合は無効(対象外)となる。(改正法附則5④、改正令附則4⑥)。
 - ①当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当該期間中の対価の額が定められていること。
 - ②事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。
 - ③契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること。
- ◆役務提供契約 ※ただし、以下の条件を満たす場合
 - ①役務提供の対価の額が定められていること。
 - ②事業者が事情の変更その他の理由により、対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

1-2. 経過措置の対象(工事の請負に関する事項1)

■工事の請負等に関する税率等の経過措置(改正法附則第5条第3項)の対象となるもの

- ◆① 工事の請負に係る契約
 - 日本標準産業分類(総務省)の大分類の建設業に分類される工事につき、その工事の完成を約し、かつ、それに対する対価を支払うことを約する契約(経過措置通達10)。
- ◆② 製造の請負に係る契約
 - 日本標準産業分類(総務省)の大分類の製造業に分類される製造につき、その製造に係る目的物の完成を約し、かつ、それに対する対価を支払うことを約する契約(経過措置通達11)。
 - (注) 製造物品であっても、その製造がいわゆる「見込み生産」によるものは「製造の請負に係る契約」によって製造されたものにはならない。
- ◆③ これらに類する契約
 - 測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、立案及び監理並びに設計、映画の制作、ソフトウェアの開発その他の請負に係る契約(委任その他の請負に類する契約を含む)で、仕事の完成に長期間を要し、かつ、当該仕事の目的物の引渡しが一括して行われることとされているもののうち、当該契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されているもの

1-2. 経過措置の対象(工事の請負に関する事項2)

■経過措置の対象となる「工事の請負」に該当するもの

- ◆「工事の請負に係る契約」に該当するもの
 - 「売り建て」の住宅工事部分
 - マンション等の売買契約に係る購入者指示による内装変更等
 - 機械設備等の販売契約における一条項として据付工事に関する定めがあり、かつ、当該契約においてその据付工事に係る対価の額が合理的に区分されているときの据付工事部分
- ◆「その他の請負に係る契約」(委任その他の請負に類する契約を含む)に該当するもの
 - 以下のうち、仕事の目的物の引渡しが一括して行われることとされているなど一定の要件を満たすもの(改正令附則第4条第5項)
 - 修繕、運送、保管、印刷、広告、仲介、技術援助、情報の提供に係る契約
 - 検査、検定等の事務処理の委託、市場調査その他の調査に係る契約
- ◆「建物の譲渡を受ける者の注文」に該当するもの(改正令附則第4条第5項)
 - 建物の内装……畳、ふすま、障子、戸、扉、壁面、床面、天井等
 - 建物の外装……玄関、外壁面、屋根等
 - 建物の設備……電気設備、給排水又は衛生設備及びガス設備、昇降機設備、冷房、暖房、通風又はボイラー設備等
 - 建物の構造……基礎、柱、壁、はり、階段、窓、床、間仕切り等

1-2. 経過措置の対象(工事の請負に関する事項3)

■経過措置の対象となる「工事の請負」に該当しないもの

- ◆売買契約
 - 資材調達
 - 建売住宅、マンション、中古住宅等の販売
- ◆役務提供
 - 月極めの警備保障又はメンテナンス契約
- ◆リース契約
 - 所得税法又は法人税法上、売買(資産の譲渡)として取り扱われるリース取引。

1-3. 経過措置の適用を受ける工事であることの通知

- 経過措置の適用を受ける場合、工事請負契約の受注者は、「経過措置の適用を受ける旨」及び「適用を受けた部分に係る対価の額」を発注者に書面で通知すること。(改正法附則5⑧)
 - 通知をしたかどうかは、経過措置の適用関係に影響するものではなく、通知義務を遵守しなかった場合の罰則も設けられていないが、受注者側で旧税率により売上計上した部分は、発注者側でも旧税率により仕入税額控除をすることとされているため、後のトラブルを避けるため、経過措置の適用を受けた場合には、受注者は発注者に対し、経過措置の適用を受ける旨及び適用を受けた部分に係る対価の額を書面により通知する必要がある。
- ◆ 記載項目
 - 通知書を作成する事業者の氏名・名称、住所、電話番号
 - 請負工事の内容
 - 経過措置の根拠条項(改正消費税法附則第5条第3項)
 - 請負金額
 - 相手方の氏名・名称、コメント
- ◆ 記載する書面
 - 見積書、契約書、請求書、その他の書類のいずれでもよい。

1-3. 経過措置の適用を受ける工事であることの通知

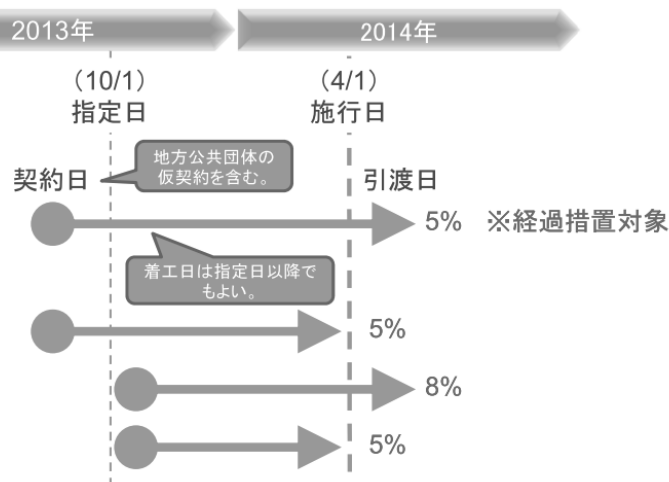
- 手続き上の対応: 以下に注意すること。
 - ◆ 見積書の「有効期限」、契約書の「契約日」を明記。
 - ◆ 契約書に「①経過措置が適用される工事であること」、「②実際の引渡日に応じて消費税が変更されること」、「③引渡遅延や契約変更により消費税額が変更されること」を明記。
 - ◆ 契約書に「引渡の時期」や「引渡の確認方法」を明記。
※法律上では請負契約の[完成・引渡時期]に関する条文がないことから、「工事完了後の完了確認が遅れた場合」や「支払時に留置権を行使され引渡しが遅延した場合」等の対応も明記しておく。
- CI-NETでの対応: 以下に記載することが考えられる。
 - ◆ 対象メッセージ: 購買見積回答、注文請け、出来高、請求メッセージのいずれか
 - ◆ 対象データ項目: [1014]送り状案内
 - (注)これ以外の項目は、発注者が使用しているケースがあり、これを変更することは認められないため、使用不可。

2. 税率の考え方

消費税率は契約日と引渡日により次の通り決定する。

契約日	引渡日	税率
指定日(平成25年10月1日)より前	施行日(平成26年4月1日)以降	5% (経過措置対象)
指定日(平成25年10月1日)より前	施行日(平成26年4月1日)より前	5%
指定日(平成25年10月1日)以降	施行日(平成26年4月1日)以降	8%
指定日(平成25年10月1日)以降	施行日(平成26年4月1日)より前	5%

2. 税率の考え方



3-1. CI-NETでの措置

■前提条件

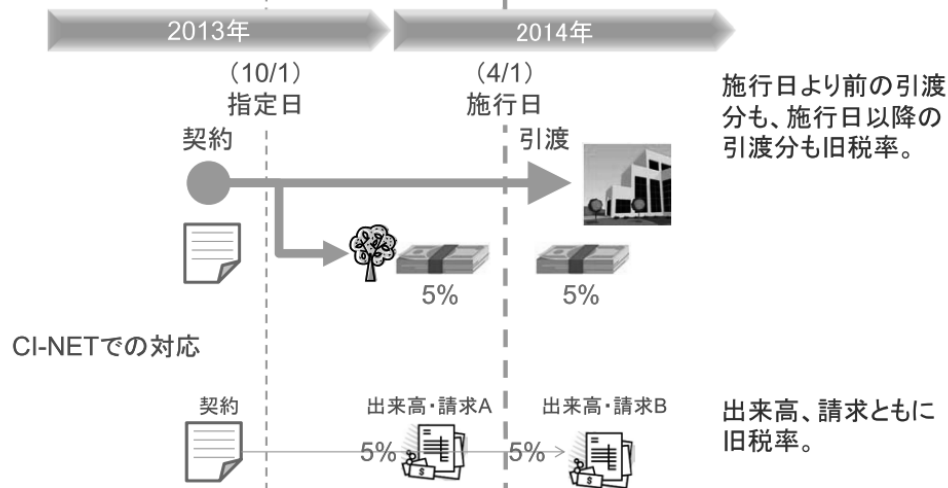
- ◆現在のCI-NETの規約(仕様)では、同一の契約に複数の税率を持つことはできない。

■措置

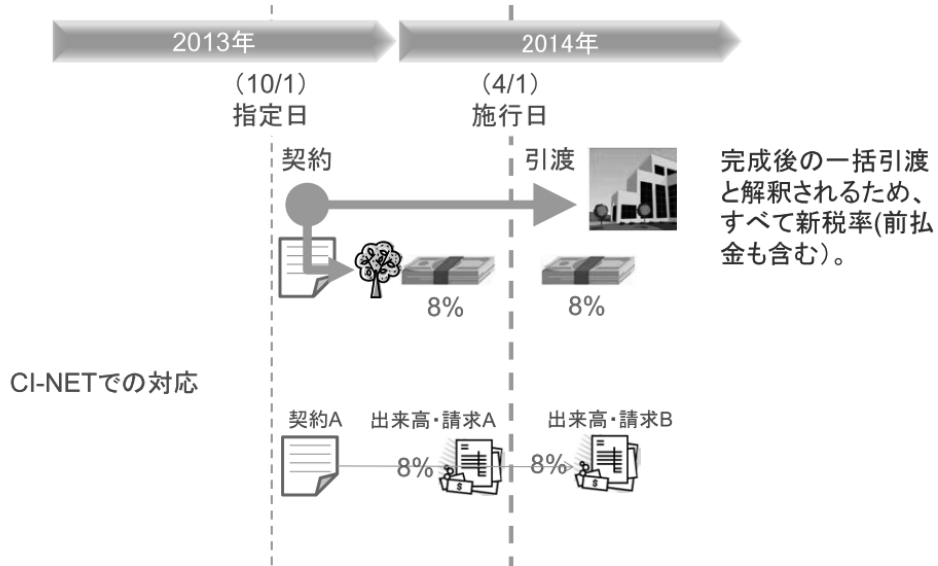
- ◆今回の改正では、同一の契約で追加工事が発生した場合、複数の税率が適用される場合がある。
この場合、CI-NETでは本契約と追加契約を別の契約として対応することとなる。
- ◆以下は複数税率が存在し得るケースを含めて、CI-NETでの対応例を、参考として整理したものである。
なお、実際の経理処理については、各社経理部門及び取引企業と相談の上、対応いただく必要がある。

3-2. CI-NETでの対応例

(1)経過措置により消費税5%が適用される場合



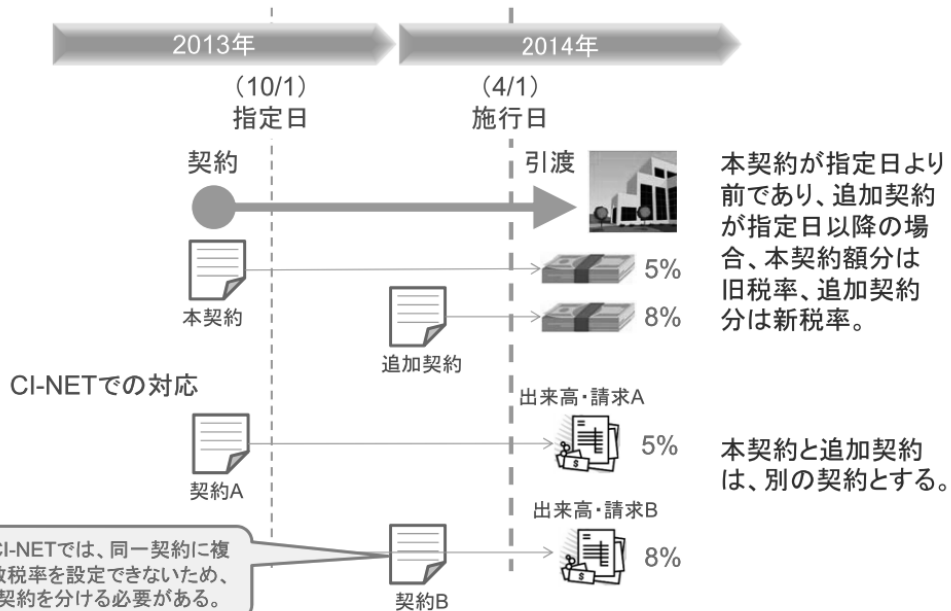
(2) 施行日以降の引渡で消費税8%を適用する場合



Copyright © 1997.6-, CI-NET All rights reserved.

12

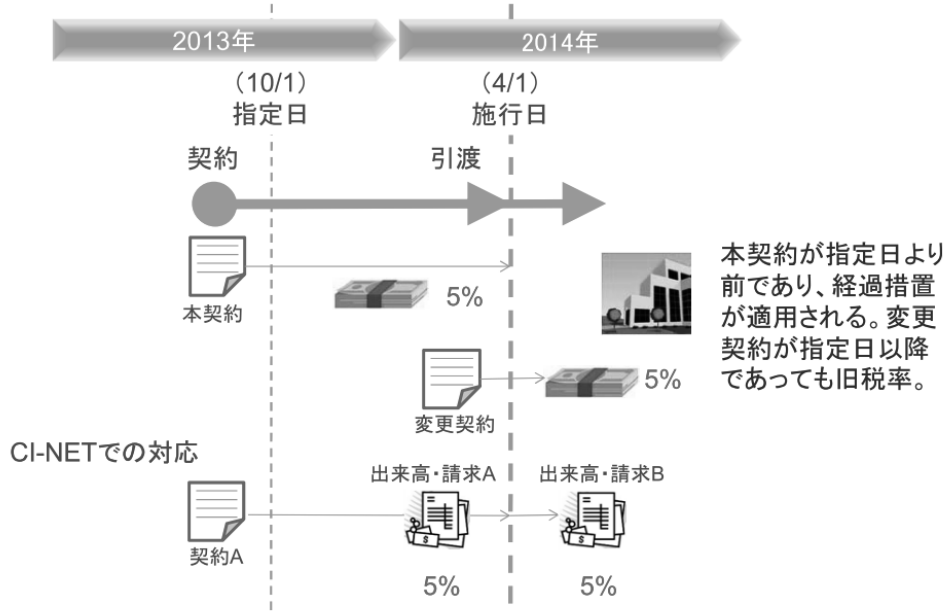
(3) 追加契約が発生する場合



Copyright © 1997.6-, CI-NET All rights reserved.

13

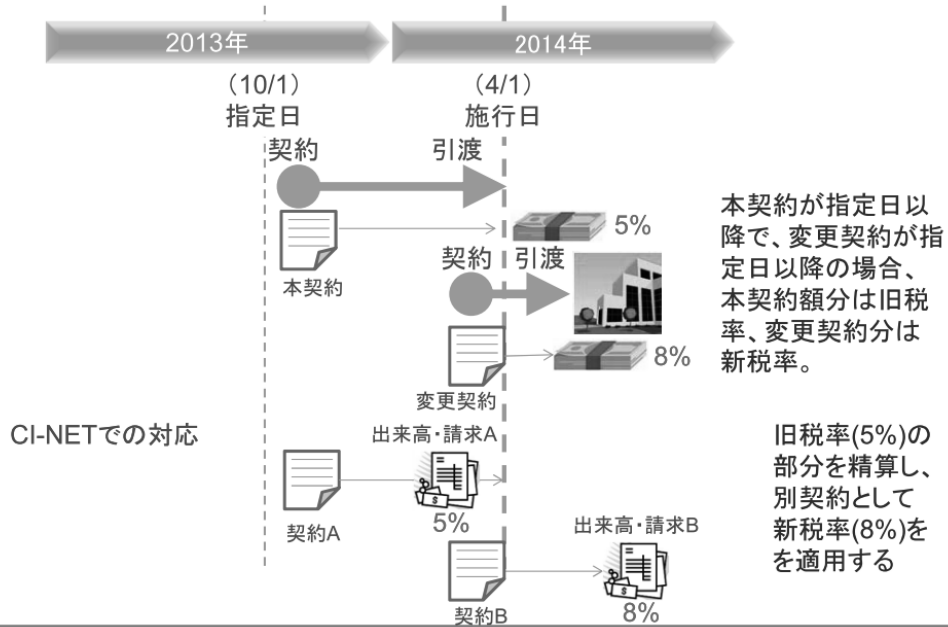
(4) 工期変更に伴う税率の変更がない場合



Copyright © 1997.6-, CI-NET All rights reserved.

14

(5) 工期変更により税率が変更となる場合



CI-NETでの対応

旧税率(5%)の部分を精算し、別契約として新税率(8%)を適用する

Copyright © 1997.6-, CI-NET All rights reserved.

15

8.5. 広報委員会の活動関連資料

8.5.1. 属性一覧表

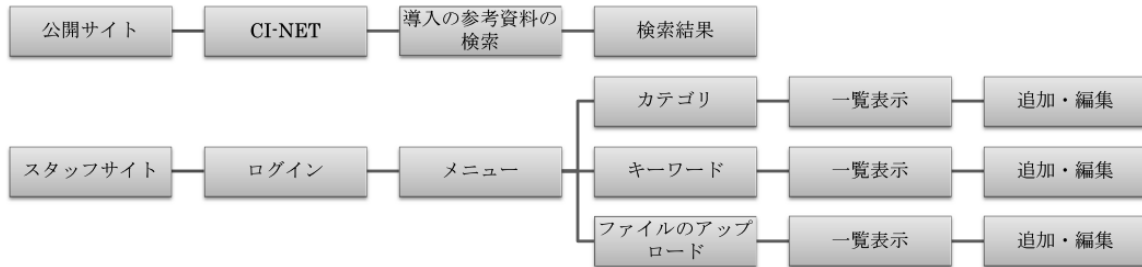
資料名	所在	対象部門		利用者		対象業務・規模等			取組段階				資料の諸元		資料作成時の目的						
		経営者(経営層)	業務所管部門	情報協力会社	センター注者	利用者の業種	利用	予算規	システム	対象業務	事前検討～社内含意形成	取組	引	シス	シス	作成年次	作成者(組織、メンバー)	導入手順の解説	導入事例紹介	事務CI-NEET仕様書	CI-NEET等資料
●CI-NEETバンプレット・リーフレット		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2013/10	国土交通省					
1.CI-NEETを活用した電子商取引のご案内	EDE																				
2.CI-NEETサービス(ASP等)における発注者向け「確定注文」作成・送信画面/受信者向け「確定注文」受信画面(リーフレット)	EDE	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2013/11	建設業協会	1	1	1	1	1
3.スマートフォンで安価・簡易にCI-NEET導入(リーフレット)	EDE	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2013/03	建設業協会	1	1	1	1	1
4.社内システムとCI-NEETの連携(リーフレット)	EDE	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2013/11	建設業協会	1	1	1	1	1
5.CI-NEETの受注者導入メリット	EDE	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2013/11	建設業協会	1	1	1	1	1
CI-NEETによる電子商取引(バンプレット)	http://www.kcnetsu-akko.or.jp/ci-net/cinet/data/cinet-anno01a.pdf	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2009/03	国土交通省	1	1	1	1	1

資料名	所在	会社		対象部門		利用者		対象業務、規模等		取組段階		資料の諸元		資料作成時の目的	
		役員	非役員	経営者(経営層)	情報システム部門	利用発注者	受注者	利用	利用	利用	利用	利用	利用		利用
●導入事例等															
19.電子商取引の導入・運用事例一覽表															
20.電子商取引の導入・運用事例(小浜組)															
21.電子商取引の導入・運用事例(地域建設業)															
22.CI-NET導入プレスリリース															
23.電子商取引の導入・運用事例(本間組)															
24.電子商取引の導入・運用事例(鴻池組)															
電子商取引の導入・運用事例(土屋ホールディングス)															
電子商取引の導入・運用事例(ミルックス)															
電子商取引の導入・運用事例(五洋建設)															
電子商取引の現状と導入企業の事例体験談(フジタ)															
電子商取引の現状と導入企業の事例体験談(安藤建設)															
電子商取引の導入・運用事例(鴻池組)															
購買EDIの導入と現状(戸田建設)															
電子商取引の導入・運用事例(島島建設)															

8.5.2. 検索システムの機能仕様

CI-NET 「導入の参考資料」検索システム 機能仕様書 第 1.0.0 版より下記に掲載する。

機能図



導入の参考資料の検索

■ 導入の参考資料の検索画面

【検索について】
 ※1:キーワードのみで検索した場合、対象キーワードの資料を検索します。
 ※2:フリーワード検索の入力のみで検索した場合、全検索資料の全文を検索します。
 ※3:キーワードをチェックし、フリーワードを入力で検索した場合、対象キーワードの資料の全文を検索します。

概要

導入の参考資料に関する検索条件を指定する。

操作説明

カテゴリ キーワード

検索表示したい内容のものをチェックする。

検索利用者にとって、分かりにくい用語については用語集にリンクする。

各カテゴリをチェックすると、そのカテゴリ内のキーワードすべてにチェックされる（チェック解除も同様）。

フリーワード検索

フリーワード検索の検索ワードを入力する。

検索

キーワードでチェックした項目の検索を行い、検索結果画面を表示する。

フリーワード検索が入力されている場合、AND 条件でもって検索を行い、検索結果画面を表示する。

すべてにチェック

すべてのチェックボックスにチェックがつく。

すべてを外す

すべてのチェックボックスからチェックを外す。

検索結果

■ 検索結果画面

建設業振興基金 建設産業情報化推進センター CI-NET

導入の参考資料

導入の参考資料

資料名	対象部門	関係者の業種	子集積機	システム関係	後継業務	後継業務	社務関係
建設業法令遵守ガイドブック(第10版) 2012年7月 国土交通省	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業
建設業 国土交通省 2012年7月	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業
建設業 国土交通省 2012年7月	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業
建設業 国土交通省 2012年7月	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業
建設業 国土交通省 2012年7月	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業	建設業 建設業 建設業

検索ページへ戻る

Copyright (c) 一般財団法人建設業振興基金 All rights reserved. 本サイトに掲載されている記事・写真・図表などの無断転載を禁じます。

概要

導入の参考資料の検索で指定した内容の検索結果を表示する。

操作説明

資料名

クリックすることで、対象資料の PDF ファイルをダウンロード/表示する。

カテゴリとキーワード

対象資料のカテゴリとキーワードを"●"で表示する。

検索ページへ戻る

導入の参考資料の検索画面を表示する。

ログイン

■ ログイン画面

建設業振興基金 建設産業情報化推進センター CI-NET

スタッフサイト ログイン

ログインID

パスワード

ログイン

Copyright (c) 一般財団法人建設業振興基金 All rights reserved.

概要

CI-NET のスタッフサイトへの認証処理を行う。

操作説明

ログイン ID

ログインするためのログイン ID を入力する。

パスワード

ログインするためのパスワードを入力する。

ログイン

ログイン ID、パスワードの入力内容から認証を行う。

認証成功で管理メニュー画面を表示する。

管理メニュー

■ 管理メニュー画面

建設業振興基金 建設産業情報化推進センター CI-NET

スタッフサイト 管理メニュー

管理メニュー

● カテゴリ

● キーワード

● ファイルのアップロード

カテゴリ項目の登録・修正

キーワード項目の登録・修正

アップロードファイルの登録・修正

Copyright (c) 一般財団法人建設業振興基金 All rights reserved.

概要

スタッフサイトの管理メニューを表示する。

操作説明

カテゴリ

カテゴリ一覧画面を表示する。

キーワード

キーワード一覧画面を表示する。

ファイルのアップロード

ファイルのアップロード画面を表示する。

カテゴリ

■ カテゴリ一覧画面



並び順	カテゴリ
1	対象部門
2	利用者の業種
3	予算規模
4	システム形態
5	運用業務
6	運用業種
7	利用範囲
8	事業種別・社内合算形成
9	取引先との関係
10	システム構築
11	システム運用
12	資料作成時の目的

概要

カテゴリで登録されているデータを一覧表示する。

操作説明

追加・編集

カテゴリ | 追加・編集画面を表示する。

戻る

管理メニュー画面を表示する。

カテゴリ | 追加・編集

■ カテゴリ | 追加・編集画面



並び順	カテゴリ
1	対象部門
2	利用者の業種
3	予算規模
4	システム形態
5	運用業務
6	運用業種
7	利用範囲
8	事業種別・社内合算形成
9	取引先との関係
10	システム構築
11	システム運用
12	資料作成時の目的

概要

カテゴリに関するデータを追加・編集する。

操作説明

登録行を追加する>>

データを新規登録するための行を追加する。

戻る

カテゴリ一覧画面を表示する。

登録する

入力データを登録する。

キーワード

■ キーワード一覧画面



概要

キーワードで登録されているデータを一覧表示する。

操作説明

検索

選択カテゴリのキーワードデータを一覧表示する。

追加・編集

対象カテゴリに関するキーワード | 追加・編集画面を表示する。

戻る

管理メニュー画面を表示する。

キーワード | 追加・編集

■ キーワード | 追加・編集画面



概要

キーワードに関するデータを追加・編集する。

操作説明

登録行を追加する >>

データを新規登録するための行を追加する。

用語集リンク

「なし」、「あり」を選択する。

※「あり」を選択したキーワードは、導入の参考資料の検索画面にて用語集へのリンクが付与される。

戻る

キーワード画面を表示する。

登録する

入力データを登録する。

ファイルのアップロード

■ ファイルのアップロード画面

建設業振興基金 建設産業情報化推進センター CI-NET

2020年04月 ファイルのアップロード

管理メニュー > ファイルのアップロード

最新登録

案件名	作成者	作成年次	操作
建設業中小企業者に対するIT活用推進計画(2017年度)	国土交通省	2017年07月	[編集]
国土交通省におけるICT活用推進計画(2018年度)	国土交通省	2018年07月	[編集]
建設業向けICT活用推進計画(2019年度)	国土交通省	2019年07月	[編集]
建設業向けICT活用推進計画(2020年度)	国土交通省	2020年07月	[編集]
建設業向けICT活用推進計画(2021年度)	国土交通省	2021年07月	[編集]
建設業向けICT活用推進計画(2022年度)	国土交通省	2022年07月	[編集]
建設業向けICT活用推進計画(2023年度)	国土交通省	2023年07月	[編集]
建設業向けICT活用推進計画(2024年度)	国土交通省	2024年07月	[編集]
建設業向けICT活用推進計画(2025年度)	国土交通省	2025年07月	[編集]
建設業向けICT活用推進計画(2026年度)	国土交通省	2026年07月	[編集]
建設業向けICT活用推進計画(2027年度)	国土交通省	2027年07月	[編集]
建設業向けICT活用推進計画(2028年度)	国土交通省	2028年07月	[編集]
建設業向けICT活用推進計画(2029年度)	国土交通省	2029年07月	[編集]
建設業向けICT活用推進計画(2030年度)	国土交通省	2030年07月	[編集]
建設業向けICT活用推進計画(2031年度)	国土交通省	2031年07月	[編集]
建設業向けICT活用推進計画(2032年度)	国土交通省	2032年07月	[編集]
建設業向けICT活用推進計画(2033年度)	国土交通省	2033年07月	[編集]
建設業向けICT活用推進計画(2034年度)	国土交通省	2034年07月	[編集]
建設業向けICT活用推進計画(2035年度)	国土交通省	2035年07月	[編集]
建設業向けICT活用推進計画(2036年度)	国土交通省	2036年07月	[編集]
建設業向けICT活用推進計画(2037年度)	国土交通省	2037年07月	[編集]
建設業向けICT活用推進計画(2038年度)	国土交通省	2038年07月	[編集]
建設業向けICT活用推進計画(2039年度)	国土交通省	2039年07月	[編集]
建設業向けICT活用推進計画(2040年度)	国土交通省	2040年07月	[編集]

[戻る]

Copyright (c) 一般財団法人建設業振興基金 All rights reserved.

ファイルのアップロード | 追加・編集

■ ファイルのアップロード | 追加・編集画面

建設業振興基金 建設産業情報化推進センター CI-NET

スタッフサイト ファイルのアップロード | 追加・編集

管理メニュー > ファイルのアップロード > ファイルのアップロード | 追加・編集

カテゴリ	キーワード
対象部門	<input type="checkbox"/> 経営者(経営者) <input type="checkbox"/> 業務所管部門 <input type="checkbox"/> 情報システム部門 <input type="checkbox"/> 協力会社 <input type="checkbox"/> ベンダー
利用者の属性	<input type="checkbox"/> 非ユニ <input type="checkbox"/> 設備業者 <input type="checkbox"/> ハウスメイカー <input type="checkbox"/> その他
予算規模	<input type="checkbox"/> 数千万~数十万円規模 <input type="checkbox"/> 数百万円規模 <input type="checkbox"/> 数千万円規模
システム利用	<input type="checkbox"/> 自社開発タイプ <input type="checkbox"/> ASP活用タイプ <input type="checkbox"/> 業務ソフト活用タイプ
適用業種	<input type="checkbox"/> 建築業種 <input type="checkbox"/> 注文業種 <input type="checkbox"/> 中古車・中古車販売業種
適用業種	<input type="checkbox"/> 建材 <input type="checkbox"/> 買付 <input type="checkbox"/> 非注 <input type="checkbox"/> 非建
区分	<input type="checkbox"/> 本部(支店) <input type="checkbox"/> 倉庫(販売支店)
	<input type="checkbox"/> 建設(OHNET) <input type="checkbox"/> 建設-ソフトウェア <input type="checkbox"/> 建設-システム <input type="checkbox"/> 建設-法規 <input type="checkbox"/> 建設-教育 <input type="checkbox"/> 建設-人材 <input type="checkbox"/> 建設-労働 <input type="checkbox"/> 建設-労務 <input type="checkbox"/> 建設-労務 <input type="checkbox"/> 建設-労務
事前検討-社内内信連携	<input type="checkbox"/> 建設(OHNET) <input type="checkbox"/> 建設-ソフトウェア <input type="checkbox"/> 建設-システム <input type="checkbox"/> 建設-法規 <input type="checkbox"/> 建設-教育 <input type="checkbox"/> 建設-人材 <input type="checkbox"/> 建設-労働 <input type="checkbox"/> 建設-労務 <input type="checkbox"/> 建設-労務
取引先との連携	<input type="checkbox"/> 購入取組連携 <input type="checkbox"/> 取寄 <input type="checkbox"/> 利用権限 <input type="checkbox"/> 取引先配付
システム連携	<input type="checkbox"/> 系統連携 <input type="checkbox"/> データ連携連携
システム連携	<input type="checkbox"/> 運用マニュアル <input type="checkbox"/> 操作マニュアル
資料作成時の目的	<input type="checkbox"/> 導入・運用目的 <input type="checkbox"/> 導入・運用目的 <input type="checkbox"/> 導入・運用目的 <input type="checkbox"/> 導入・運用目的 <input type="checkbox"/> 導入・運用目的

作成年次: 年 月 日

作成者:

ファイル: PDF形式のみ

資料名:

Copyright (c) 一般財団法人建設業振興基金 All rights reserved.

概要

ファイルのアップロードで登録されているデータを一覧表示する。

操作説明

新規登録

新規登録用のファイルのアップロード | 追加・編集画面を表示する。

編集

対象資料編集用のファイルのアップロード | 追加・編集画面を表示する。

戻る

管理メニュー画面を表示する。

概要

ファイルのアップロードに関するデータを追加・編集する。

操作説明

戻る

ファイルのアップロード画面を表示する。

登録する

入力データを登録する。

更新する

入力データを更新する。

※新規登録の場合は、本ボタンは非表示となる。

削除する

登録データを削除する。

※新規登録の場合は、本ボタンは非表示となる。

この報告書は、一般財団法人 建設業振興基金 建設産業情報化推進センターが刊行し、
情報化評議会 会員のみ限定して配布するものである。

平成25年度 一般財団法人建設業振興基金 建設産業情報化推進センター 情報化評議会
活動報告書

【禁無断転載】

平成 26 年 3 月 第一版発行

発行者 一般財団法人 建設業振興基金
建設産業情報化推進センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12
虎ノ門 4 丁目MTビル 2 号館

TEL : 03-5473-4573

FAX : 03-5473-4580

E-mail : ci-net@kensetsu-kikin.or.jp

URL : <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>